

別添 9

信用事業を行う協同組合連合会検査実施要領

(制 定：平成11年12月 3 日)

(最終改正：令和 7 年 4 月 1 日)

(参考)

目 次

第1 目 的	1
第2 主要着眼事項	1
1 現物検査	1
2 本検査	2
(1) 体制	2
ア 会員	3
イ 総会	3
ウ 理事及び経営管理委員	3
エ 理事会及び経営管理委員会	4
オ 監事	5
カ 経営管理	6
キ 労務管理	9
ク 組織機構	9
ケ 定款、諸規程等	10
コ リスク管理	10
サ 資産査定	12
シ その他	15
(2) 事業	15
ア 一般的事項	15
イ 貯金業務	16
ウ 貸出業務	17
エ 為替業務	19
オ ディーリング業務	19
カ 代理業務	20

キ 受託業務	20
ク その他	20
(3) 余裕金の管理運用	20
ア 運用方針等	20
イ 運用体制	21
ウ 現金	21
エ 預け金	21
オ 有価証券及び金銭の信託等	22
カ その他	23
(4) 財務	23
ア 出資金	23
イ 自己資本	23
ウ 諸引当金等	23
エ 含み益	23
オ 損益の動向及び分析	23
カ 会計処理等	24
キ 財務諸表等の表記の妥当性	24
ク その他	24
(5) その他	24
ア 固定資産	24
イ 外部出資	25

(別添1) 検査提出資料様式例 (信用事業を行う協同組合連合会用)

(別添2) 検査結果取りまとめ表様式例 (信用事業を行う協同組合連合会用)

(別添3) 検査結果取りまとめ表参考資料様式例 (信用事業を行う協同組合連合会用)

信用事業を行う協同組合連合会検査実施要領

第1 目 的

この要領は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この要領において「農協法」という。）第94条、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下この要領において「水協法」という。）第123条の規定に基づき、それぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び信用水産加工業協同組合連合会（以下「信連」という。）に対して実施する検査について、信連が構成員たる会員組合等への金融上の便益を供与すること等を通じて農業者及び漁業者又は水産加工業者（以下「農・漁業者等」という。）の社会的・経済的地位の向上に寄与することにより最大の奉仕をすることを目的としているとともに、その事業を行うに当たっては、農業所得及び漁業所得の増大に最大限の配慮をすることが求められている特質等を踏まえ、農水産行政の観点からの検査の視点、具体的な検査の手続・方法等を定めることを目的とする。

なお、本要領は、農協法第94条第3項又は第4項及び水協法第123条第3項又は第4項の規定に基づく検査に適用することを基本として作成したものであるが、農協法第94条第1項、第2項又は第5項及び水協法第123条第1項、第2項又は第5項の規定に基づく検査についても、該当項目を活用することにより、検査の円滑な実施が図られるよう措置するものである。

第2 主要着眼事項

信連において、特に着目すべき事項及び点検すべき事項は次のとおりである。

1 現物検査

勘定科目ごとに検査基準日の帳簿残高と現物を突合し、財産の実在性を検証する。

（1）現物検査は原則として本所及び支所について行う。また、必要により同時

着手に配意するものとする。

なお、検査日程の都合等によりやむを得ない場合は支所検査を省略することができる。

(2) 実施項目

- ア 各勘定（資産、負債、純資産のすべての勘定）の残高照合及び取扱いの適否
- イ 貯金勘定及び貸出金勘定の残高照合について必要と認める場合は、外部確認
- ウ 金銭債権、有価証券の保管状況等（保護預りを含む。）の適否
- エ 貸出金に係る借用証書、手形等の要件の可否及び保管整理状況の適否
- オ 固定資産に係る権利証等の保管整理状況の適否
- カ 外部出資に係る出資証券等の保管整理状況の適否
- キ その他資産等の内容の適否
- ク 債務保証見返に係る保証書等の適否
- ケ その他負債の内容の適否
- コ 担保物件の確認と保管状況の適否
- サ 有価物、未使用重要証紙等の在高照合と取扱いの適否
- シ 便宜扱い処理（無通帳、無印鑑での貯金の払出し等）の適否
- ス 公印・役席印（認定公印）の管理・保管状況の適否
- セ 金庫の保安及び開閉管理の適否
- ソ 店舗の掲示（マネー・ローンダリング等に関するポスター類、ディスクロージャー誌など）等の適否

2 本検査

本検査については、本要項別添2「系統金融検査マニュアル」、同別添2の2「系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕」及び同別添2の3「系統金融機関等に係るシステム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」に定めるもののほか、次の項目による検証を行うものとする。

(1) 体制

責任ある業務執行体制の下、経済環境の変化に的確に対応し、会員及び会員の組合員（以下「会員及び組合員」という。）の負託に応え得る事業運営体制が確立されているか検証する。

ア 会員

- ① 会員名簿の必要事項の記載等の適否と整備状況
- ② 准会員の資格の適否
- ③ 加入脱退会員の手続の適否
- ④ 持分の譲渡及び払戻手続の適法性
- ⑤ 会員名簿備付け（電磁的記録による保存を含む。）義務の遵守状況
- ⑥ 会員の系統利用状況及び会員に対する指導状況の適否

イ 総会

- ① 招集手続及び会議の目的事項の適法性
- ② 出席状況の適否
- ③ 書面議決権の行使、代理人の資格、委任状の内容等総会成立要件及び決議の適法性
- ④ 決議事項の適法性
- ⑤ 議事の審議及び運営の適法性
- ⑥ 議事録の整備状況の適否

ウ 理事及び経営管理委員

- ① 理事の適格性（農協法第30条の2第7項）、役員資格の適法性（農協法第30条の4、水協法第92条で準用する（以下この要領において「水協法<準>」という。）第34条の4）、選挙又は選任手続の適法性（農協法第30条、水協法<準>第34条）

（なお、当該項目の検証を行うに際し、信連の常務に従事する理事の選任議案の決定プロセス等において、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」といった要素が適切に勘案されているかについても検

証)

- ② 理事及び経営管理委員と信連との取引に係る重要な事実の開示状況、理事会及び経営管理委員会の承認手続（農協法第35条の2第2項、水協法〈準〉第39条の2第2項）及び重要な事実の報告状況（農協法第35条の2第4項）、兼職・兼業禁止（農協法第30条の5、水協法〈準〉第34条の5）の適法性
- ③ 責任体制及び業務執行状況の適否
具体的には、次の事項を検証。
 - a 理事及び経営管理委員は、業務執行に当たる代表理事の独断専行をけん制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、農水産業の発展、農漁村の振興を促進しつつ、会員及び組合員の負託に応え、系統金融機関の信頼の維持・向上を図る観点から、理事会及び経営管理委員会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極的に参加しているか。
 - b 理事及び経営管理委員は、業務執行に当たり、農業所得又は漁業所得の増大に最大限配慮しつつ会員及び組合員への最大の奉仕を図るとともに、農水産業の発展に資するために経営の健全性を維持・確保するという観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。
- ④ 監事への報告義務の履行状況とその適否（農協法第35条の4第1項、水協法〈準〉第39条の4第1項）

エ 理事会及び経営管理委員会

- ① 招集手続、成立要件の適法性
- ② 開催日数及び出席状況の適否
- ③ 決議事項及び報告事項の妥当性
- ④ 討議状況及び決議内容の適否
- ⑤ 決議方法の適法性
- ⑥ 議事録の記載内容及びその整備状況の適否（農協法第33条第3項、農

業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第80条、水協法〈準〉第37条第3項、水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）第95条）。なお、議事録における理事及び経営管理委員の議案に対する賛否の明確性も検証

⑦ 体制整備の妥当性

具体的には、次の事項を検証。

理事会及び経営管理委員会においては、農水産業の発展及び農漁村の振興を促進しつつ、会員及び組合員の負託に応え、社会的責任と公共的使命、農漁家・農水産業・農漁村への貢献等を柱とした系統組織としての倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。

⑧ 行政庁検査又は公認会計士若しくは監査法人の監査の活用状況及びその適否

オ 監事

① 選任の適法性（農協法第30条、水協法〈準〉第34条）

特に、次の事項を検証。

常勤監事登用に当たり、役員としての適格性を有する者を登用する等系統金融機関の実態に照らし妥当となっているか。

② 兼職・兼業禁止（農協法第30条の5、水協法〈準〉第34条の5）の適法性

③ 報酬に関する定款又は総会の決議規定（農協法第35条の5第5項、水協法〈準〉第39条の5第5項）と地位の独立性確保状況の適否

④ 法定権限の履行状況とその適否（農協法第35条の5第5項、水協法〈準〉第39条の5第5項）

⑤ 監査規程及び監査録内容の適否

⑥ 監査規程に基づく監事職務の忠実履行状況とその適否

⑦ 監査計画に基づくすべての部門の計画的な監査実施の状況とその適否

⑧ 監査指摘に係る改善等事後処理の適否

- ⑨ 行政庁検査又は公認会計士若しくは監査法人の監査の活用状況及びその適否

カ 経営管理

経営陣の資質、力量、手腕の洞察、経営理念、合法性、合目的性、合理性等に留意して、次の事項を検証する。

① 経営方針の策定と中長期経営計画の合理性

具体的には、次の事項を検証。

- a 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第9条、水産基本法（平成13年法律第89号）第6条及び農協法第7条の規定を踏まえ、農水産業の発展、農漁村の振興及び農業所得の増大を基本とした経営方針及び中長期経営計画を明確に定めているか。
 - b また、同方針及び計画については、当該信連以外の農業協同組合連合会、水産業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会（以下「他の連合会」という。）等の事業との関係に留意したものとなっているか。
 - c さらに、同方針及び計画は、地域の農水産業の発展及び農漁村の振興のために、中長期的に育成すべき作目・担い手等の確保、指導事業による生産目標等に基づいた農業や水産業用施設の計画的な整備、農漁村における高齢者対策等の諸環境の変化に対応した会員及び組合員の資金ニーズ等に的確に対応し、かつ、安定的な資金供給が図られるものとなっているか。
 - d 員外貸出は、法令等の規定の範囲内であるか（農協法第10条第17項・第18項、水協法第87条第11項）。
 - e 農水産業、農漁村との関連性に留意するとともに信用事業規程に則した取組が行われているか（農協法第11条、水協法〈準〉第11条の5）。
- ② 中長期経営計画と単年度事業計画及び実績との整合性
- ③ 事業実績及び期別、月別等の資金繰表等から資金計画の妥当性

④ 事業の将来見通し、職員構成及び労務実態等からみた要員計画の妥当性

⑤ 管理統制機構

a 本所管理機構の整備とその機能発揮の状況（特に予算統制）及び権限委譲の適否と報告制度

b 役職員の業務執行管理体制（監査体制を含む。）及び職務権限行使の状況

c A L M委員会の整備状況

例えば、次の事項を検証。

(a) A L M委員会等を資産・負債の総合管理、事業推進方針・計画等の策定に関わる組織として設置しているか。

(b) なお、この場合、資産及び負債については、農水産業・農漁村の振興等との関係等系統金融機関としての特性を有することに配慮し、その体力に見合った金利設定がなされ、総合損益の状況が事業推進方針・計画に反映されているか。

⑥ 内部統制組織

諸規程の整備、内部けん制組織（チェックの履行と不正事件の未然防止策）、内部監査の体制及びその実施状況（指摘内容と改善対応）、人事管理（特に定期異動、休暇制度等）の適否

例えば、内部監査については、次の事項を検証。

a 指摘事項については、改善方策や回答書等を徴求するなど監査の実効性を確保しているか。

b 内部監査部門は、全漁連等又は公認会計士若しくは監査法人の監査結果を踏まえ、その指摘事項に係る各部門の改善・取組を監査し、監査の実効性を確保しているか。また、監事との連携を行っているか。

⑦ 不祥事件や相談・苦情等に対する体制とその適否

例えば、次の事項を検証。

a 利用者からの問い合わせ、相談、要望、苦情等の記載簿を作成し、対処方針等を記載しているか。

- b 系統組織の関係機関と連携・協調しつつ、会員組合の体制整備や会員組合に対する商品内容に係る説明等の適切な指導・研修等による対応を行っているか。

また、不祥事件の処理に当たり、系統組織の関係機関又は会員組合との連携を確保しているか。

⑧ 法令等遵守体制の計画的な整備とその適否

例えば、次の事項を検証。

- a 法令等の遵守（コンプライアンス）を実現させるための具体的な実践計画（規程の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画（業務の一環として実施する信用事業を行う単位組合等の職員に対するものを含む。））等の策定及び重要な見直しに当たっては、その内容について理事会の承認を受けているか。
- b 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に対応した体制整備を行っているか。
- c 信用農業協同組合連合会は、同連合会を直接又は間接に構成する者に対して、その利用を強制していないか（農協法第10条の2）。

⑨ 法令等で制限又は指導されている経営指標、貸出制限（農協法第11条の8、水協法〈準〉第11条の14）、運用規制等の遵守状況（農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号。以下この要領において「農協法施行令」という。）第31条、第32条、水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号。以下この要領において「水協法施行令」という。）第21条、第22条）

⑩ C S R についての情報開示

例えば、次の事項を検証。

- a 信連のC S R（企業の社会的責任）についての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われているか確認する。
- b 信連のC S Rについて、利用者を含む多様なステークホルダー（利害関係者）が適切に評価でき、信連の利用者の利便性の向上に資するよう、「目的適合性」、「信頼性」及び「分かりやすさ」といった点

から適切な情報開示がなされているか。特に、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示がなされている場合は、業務の適切性が確保されているか。

キ 労務管理

① 労働基準法（昭和22年法律第49号）等労働関係法令、就業規則等の遵守状況とその適否

② 職員の勤務状況の適否

③ 新規採用の合法性、合理性、公平性

④ 事業規模に対する職員構成の適否

⑤ 人事異動の適切性

⑥ 教育訓練に対する配慮

例えば、会員の職員に対する教育訓練については、自ら研修等を実施するほか、系統組織等が実施する研修等に対して適切な連携・協力を図っているか等。

⑦ 信賞必罰制の採用とその適用の適否

⑧ 待遇及び福利厚生施設の適否

⑨ 身元保証書の整備及び保証人に対する通告義務の履行状況とその適否

⑩ 参事又は会計主任の選任及び解任若しくは解任請求（農協法第42条、第43条、水協法〈準〉第45条、第46条）の適法性

ク 組織機構

① 事業実態と部室課等の設置状況との整合性等

② 支所、出張所等出先機関の配置状況の適否

③ 事務受託・委託契約の適否

④ 命令系統の明定と適合性

⑤ 内部けん制組織の機能状況とその適否

⑥ 各部室課等の事務量に対する職員配置の適否

⑦ 支所、出張所等に対する本所統制の適否

ケ 定款、諸規程等

- ① 原本の整備、保管状況の適否
- ② 法及び模範定款例の準拠状況
- ③ 規約の法定事項（農協法第29条、水協法〈準〉第33条）規定と、その内容の適否
- ④ 個々の業務規程等の目的、機能等の適否
- ⑤ 設定、変更及び廃止の手續の適否
- ⑥ 定款、規約等の各事務所の備置き（電磁的記録による保存を含む。）（農協法第29条の2、水協法〈準〉第33条の2）の状況
- ⑦ 役職員への徹底の適否

コ リスク管理

次の事項を検証するとともに、(2)の「事業」の各項目を併せて検証する。

- ① 会員及び組合員を含めたリスクの把握状況とその管理の適否
具体的には、次の事項を検証。
 - a 会員の経営動向（財務状況・風評等）を把握しているか。
 - b 資金繰りのひっ迫度については、自らの信連に限らず、会員及び組合員を含めたものとするのが望ましい。
- ② 経営陣のデリバティブ等を含めた財務数値の内容把握の状況と経営への反映取組の適否
具体的には、次の事項を検証。
 - a 経営動向や資金運用・調達に関する各種リスクを必要に応じた的確に把握し、適切な資金運用と流動性確保等の対策がとられているか。
 - b 会員及び組合員に対して、リスク管理を重視した事業推進や還元措置を適切に実施しているか。
- ③ 経営陣又は管理者のリスクの種類、性質及び量の把握の状況と対策取組の適否

例えば、次の事項を検証。

- a 管理者（支所（支店）長と同等以上の職責を負う上級管理職（理事を含む。）をいう。）は、農水産業生産手段・漁況等の変化、農水産物価格の変動、担い手の減少、高齢化等に関する情報収集を行い、系統組織の関係機関と連携・協調しつつ、適時・適切に会員及び組合員に対する指導等を行うことにより、系統組織としての体質強化を図り、これらに伴うリスクに対する対応等について適切な取組を行っているか。
 - b なお、当該取組については、都道府県、市町村等とも綿密な連携を図っているか。
- ④ 全体のリスク管理に関する重要方針及び手続に係る理事会等の承認の有無とその内容の適否
 - ⑤ リスク管理部門は、全体のリスク量について定期的に理事会報告を行い、理事はリスク管理に関する方針及び手続について再評価を行っているか等、組織的なリスク（統合に当たっては、統合後の規模に応じたリスク）管理の実施状況とその内容の適否
 - ⑥ リスク管理部門の独立化、理事会等への直接報告等相互けん制機能組織としての地位の確立状況と活動内容の適否
- 例えば、代表理事及び理事会は、リスク管理部門を軽視することが、信連の経営に対する重大な影響を与えることを十分に認識し、収益部門のみならず、リスク管理部門を重視しているか等。
- ⑦ リスク管理の基本方針及び手続の明文化及び定期的又は随時見直しの履行実態とその内容の適否
 - ⑧ 金融商品取引業務及びデリバティブ取引業務の実施状況とその適否
- 例えば、次の事項を検証。
- a 被検査信連においては、その金融商品取引業務等との関係から、他の連合会等との適切な取引を行っているか。また、系統組織の経営の健全性を確保する観点から、系統組織の関係機関と連携・協調しつつ、会員組合等が保有する有価証券の運用に対する指導等について適切に

対応しているか。

- b デリバティブ取引業務等について十分な知識及び経験を持つ職員が確保されているか。また、計画的に養成されているか等、人的資源確保面での取組実態とその適否

⑨ リスクの認識及び情報報告の状況及びその適否

例えば、地区別説明会等を通じて、会員及び組合員に対して、経営に重大な影響を与えるリスク情報を正確に、かつ、わかりやすく報告しているか。さらに、農水産業、農漁村の振興のための都道府県、市町村等主催の諸会議への参加等の取組を行っているか等。

⑩ リスクの認識及び測定方法に関する規定の作成の有無とその内容の適否

⑪ オフバランス取引を含めた取引相手先ごとの信用リスクの把握とその内容の適否

⑫ 適切な警戒水準及び損失限度（ストップ・ロス又はロスカット・ルール等）の設定の有無とその内容の適否

⑬ 個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）その他関係ガイドラインに沿って、個人情報の取扱いに関する内部規程を整備し、適切に管理しているか。（個人情報の保護に関する法律等）

⑭ 利用者の利益が不当に害されることのないよう利益相反管理について適切な取組みを行っているか。

サ 資産査定

資産査定に当たっては、被検査信連の自己査定結果について、原則として抽出調査の手法により評価する。

本要項別添2「系統金融検査マニュアル」、同別添2の2「系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕」及び同別添3「経済事業資産等検査基準」により、自己査定基準の適切性、自己査定結果の正

確性、償却・引当基準の適切性、償却・引当結果の正確性等の検証を行う。

なお、総与信調査表及び信連の自己資本比率の検証に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

(ア) 総与信調査表等の検証

① 主要勘定科目の留意点

現金・預け金：資金繰りを検討

(前期比の急激な減少は要注意、流動性バランスの検討は拘束性預金、借入金の一時滞留を考慮)

受取手形：売上高と保有高、不渡り手形及び融通手形の有無を検討(金額が零又は僅少である理由は妥当か)

売掛金：売上高と売掛金残高を検討(貸倒れに要注意)(金額が零又は僅少である理由は妥当か)

製品・商品：増加の場合は適正在庫との関係を検討(急激な増減は要注意)

その他流動資産：前渡金、前払費用、仮払金、農業動産担保等を集約した要注意勘定であることから内容検討

固定資産(ゴルフ会員権、施設利用権等を含む。)

:増減理由、借入金との関連、償却方法・実績等を検討(不稼働固定資産及び稼働率の低い固定資産については、償却、流動化又は有効活用等の合理化・効率化が図られているかどうか分類資産の潜在要因となることから、この点についても留意の上、適切かどうかを検証する。)

投資勘定：増加・減少理由を検討(増加の場合は目的、効率、回収等に注意)

繰延勘定：発生原因、償却状況を検討

支払手形：振出目的、支払条件を検討(急増は要注意)

買掛金：急増は内容を検討

短期借入金：借入額が経常運転資金の範囲内に留まっているかを検

討（運転資金：売掛債権＋棚卸資産－買掛債務）

（借入依存度：（支払手形＋長・短借入金）÷売上）

長期借入金：固定資産の範囲内かを検討

その他流動負債：未払金、未払費用、前受金、預り金等を集約した
要注意勘定であることから内容を検討

資本剰余金：増減の推移を検討（欠損補てんのための減は要注意）

利益剰余金：純資産勘定に占める割合を検討（低い場合は、収益力が弱い）

売 上 高：増減の推移を検討（売上げが増加しているのに粗利益率が低下している場合は要注意）

償却前利益：当期利益＋減価償却費（最大収益弁済力）

流動ギャップ：流動資産－流動負債（負の場合は資金繰りが困難となり、固定負債化することが多い）

② 諸比率

a 流動比率（流動資産／流動負債×100）

企業の資金繰りを判断する比率で、高い方が良く、低い場合は資金繰り悪化が懸念されるので留意

ただし、売上債権の回収が悪い場合、遊び金が多い場合、不良債権や棚卸資産の滞貨が増加した場合等には高くなるので留意

b 売上債権回転率（年間売上高／売上債権（受取手形＋売上金））

売上債権の回収度合いを判断する比率で、高い方が良く、低い場合は不良債権の保有が懸念されるので留意

（イ）自己資本比率（リスク・アセット方式）の検証

- ① 自己資本比率は、経営状況を示す指標であり、信連の経営の維持・安定を図ることが農・水産業の健全な発展に深く関与するものであることから、自己資本比率が大きく変動した場合、その要因を分析する等、的確に把握。例えば、信連の自己資本比率を構成する出資金等は、会員及び組合等の負担によるものであり、当該会員及び組合等の経営実態を反映したものとなっているかを検証。

- ② 信連は、経済事業等を行う他の連合会等と出資構成上、相互に深く関連していることから、検査においては、他の連合会等の財務状況、事業計画等に係る各種の情報等をも分析・検討の上、系統機関全体の経営の健全性等との関連性についても検証。

シ その他

- ① 訴訟事案の発生状況とその発生の背景、要因の分析と問題点の摘出
- ② 職員出向の合目的性の確保及びその事務手続の適否
- ③ 前回検査の指摘に対する改善、励行状況とその適否
- ④ 電算センターの検査において、特に検証すべき事項
 - a 保安・運行等の安全性について、FISC基準等の適合状況と内容の適否
 - b 設備投資と中長期経営計画との整合性
- ⑤ キャッシュカードの偽造等に対応した安全対策の状況の検証

(2) 事業

合法性、合目的性、合理性の観点から、事業が適正に実施されているかを検証する。

ア 一般的事項

- ① 事業推進方針の実施即応と合目的性及び合理性の妥当性
例えば、事業推進方針・計画に、農水産業の発展及び農漁村の振興並びに農業所得の増大に寄与するよう、会員及び組合員等の事業又は生活に必要な資金の安定的な供給が明確に定められているか等。
- ② 事業計画と会員の資金計画及び事業計画等との整合性
- ③ 事業計画とその実績の対比・検討の適否
- ④ 収支計画と事業計画の整合性
- ⑤ 経営検討のための原価計算の適否
- ⑥ 資金の調達及び運用の計画的実行とその適否
具体的には、農水産業関連資金が一般に中長期的なものであることも

踏まえ、計画的な収支バランスと資金の適正な循環がなされるよう適切に管理しているかを、以下の観点から検証。

- a 資金の調達は、会員及び組合員の貯金等が中心であり、計画的な対応が必要であることから、資金運用計画に応じた資金計画を策定しているか。
- b 資金運用は、地域の会員及び組合員のニーズに応じた資金量を確保している等、系統金融機関として適切な管理を実施しているか。

⑦ 資金動態の常時把握とその内容の適否

イ 貯金業務

- ① 貯金計画決定の手順とその内容の妥当性
- ② 貯金利率設定の適否
- ③ 利息計算の適否
- ④ 貯金口座の開設の事務処理（取引時確認等）の適否
- ⑤ 貯金の受払い事務処理の適否
- ⑥ 休眠預金等に係る資金の移管及び管理の適否

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づく次の対応等を検証。

- a 休眠預金等に係る公告及び預金者等（同法第2条第3項に規定する預金者等をいう。）に対する通知を適切に行っているか。
- b 預金保険機構への休眠預金等移管金の納付等を適切に行っているか。

- ⑦ 奨励金の決定及び運用方法の適否
- ⑧ 通帳、CDカード等の紛失事故処理の適否
- ⑨ 貯金口座の不正利用防止及びマネー・ローンダリング防止に関する事務手続の適否

例えば、次の事項を検証。

- a いわゆる「振り込め詐欺」等に対処するため、貯金取引停止・口座解約等の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか。その際、同一名義であることなどから不正利用が疑われる口座等についても、

取引状況の調査を行うなど、必要な措置を講じているか。

- b 犯罪利用預貯金口座に係る貯金等債権の消滅手続や、振込利用犯罪行為の被害者に対する被害者回復分配金の支払手続等について、円滑かつ速やかに処理をするための態勢を整備しているか。

⑩ 農水産物販売代金等振替決済業務の処理の適否

⑪ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等の適否

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和３年法律第39号）に基づく次の対応等を検証

- a 個人番号の利用による預貯金口座（他の金融機関が管理する預貯金口座を含む。）の管理の諾否の確認及び預金保険機構への個人番号等の通知を適切に行っているか。
- b 預貯金口座について、預貯金者の本人特定事項その他預貯金の内容に関する事項を個人番号により検索することができるよう適切に管理されているか。
- c 災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人から預貯金口座に関する情報の提供を求められた場合、本人であること又は相続人であることの確認を適切に行っているか。

ウ 貸出業務

① 法令及び定款又は理事会の定める貸出基準への適合状況

例えば、次の事項を検証。

- a 会員及び組合員に対する事業資金の貸出しに当たっては、都道府県、市町村等が定める農業振興計画、水産業振興計画等を基礎とした与信限度の設定等が行われているか。
- b 経営指導等他部門を含めた貸付審査委員会を設置しているか。

② 会員の資金需要に対する対応の適否

③ 内部けん制体制の適否

④ 貸出審査、貸出決定及び債権管理等信用リスク対応の適否

具体的には、次の事項を検証。

- a 農業・水産業経営や農漁村地域振興に関わる資金について、これら資金が地域の農水産業の発展及び農漁村の振興に寄与するものとなっているか。また、貸付事業計画は、農水産業や農漁村の振興計画を踏まえたものとなっているか。加えて、当該事業計画において返済財源等が十分吟味されているか等の審査管理が行われているか。

なお、審査管理部門において、これらにかかわる各種の情報等が収集・分析され、同時に担当者がこれらについて承知しているか。

- b 担保・保証人の徴求については、例えば、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等農林水産業・国土利用等に関係する法令等との関連に十分に配慮した適切な審査が行われているか。

- ⑤ 貸出方針及び貸出対応の適否
- ⑥ 特定業種偏重等リスク分散対応の適否
- ⑦ 金利リスク対応の適否
- ⑧ 貸出金利息の計算の適否
- ⑨ 経営に重大な影響を与える大口貸出しの状況とその適否

例えば、信用供与限度額の設定及びその運用については、与信の偏重防止の観点からのリスク管理のみならず、地域の農水産業の発展、担い手等の育成等の観点から適切に実施され、理事会の決議が行われているか等。

- ⑩ 限度超過貸出しの状況とその発生要因、問題点等の説明
- ⑪ 問題債権の管理とその適否

具体的には、次の事項を検証。

- a 固定化負債を抱えている会員及び組合員に対しては、経営環境の変化など外的要因と個々の農・漁家が有する課題及び問題点を総合的に分析・検討の上、経営指導部門と連携して経営・生活両面における濃密指導を実施する等、信連の立場からの的確な対応が図られているか。

- b 特に、問題債権の管理に際し、経営指導部門との十分な連携を図っ

ているか。なお、これらが、地域社会経済情勢と深く関連する場合には、関係都道府県、市町村等との連携を図ることが望ましい。

- c さらに、固定化債権の発生等により経営が悪化し、又はそのおそれのある会員に対しては系統組織の関係機関等と連携して常時監視指導を行っているか。

- ⑫ 情実貸出の有無とその発生要因、問題点等の解明
- ⑬ 社会的批判を招くおそれのある債務者への貸出等信用失墜につながるおそれのある取引の有無とその発生要因、問題点等の解明
- ⑭ 償却済債権の管理状況の適否
- ⑮ 手形発行人の信用調査の適否
- ⑯ 割引料の適否

エ 為替業務

為替関係各種帳簿の記帳状況、為替取組符合表、送金小切手用紙（送金小切手（見本）を含む。）、送金案内等の諸帳簿、用紙等の整理保管状況、書き損じ用紙類の保管・棄却状況等を慎重に確認して、不正や過誤の有無を調べ、事故の未然防止にも十分配慮されているかどうかを検証する。

- ① 手続規程の遵守状況とその適否
- ② 不渡り、組戻し等拒絶されたデータの区分管理、原因分析、適時修正対応等の状況とその適否
- ③ 振込手数料の決定におけるコスト把握の適否

オ ディーリング業務

- ① 商品有価証券の実在性、原価及び経過利息等を管理する商品有価証券台帳の整備とその内容の適否
- ② 商品有価証券台帳と売買管理簿等の取引記録及び総勘定元帳の当該勘定との定期照合の履行状況とその適否
- ③ 取扱事務の手続規程の遵守状況

カ 代理業務

- ① 代理契約内容の適否
- ② 代理業務の契約の諸条件、要領等の遵守状況
- ③ 手数料徴求の適否
- ④ 事務処理の迅速・正確性の状況とその適否

キ 受託業務（農林漁業金融公庫の転貸資金に係る受託業務を含む。）

- ① 受託契約内容の適否
- ② 貸付け及び留保金の内容の適否
- ③ 延滞発生状況とその対応の適否
- ④ 事務処理の契約の諸条件、要領等の遵守状況
- ⑤ 代位弁済金の内容の適否

ク その他

金の取扱い、保護預り業務等を行っている場合については、信用事業方法書、予め設定された手続規程に基づき、適正な保管・管理、事務処理が行われ、信用の失墜、資産のき損、トラブルの発生等を招く事象はないか検証する。

（３）余裕金の管理運用

余裕金の運用は、農水産業の発展等のため会員及び組合員への資金供給を第一義的に実施した後に、合法性、安全性、収益性の確保の上にたって計画され、適正に管理運用されているか検証する。

ア 運用方針等

- ① 運用方針及び運用規程の理事会決議及び長期的視点に立った安全・確実性の確保状況とその適否
- ② 有価証券区分ごとの運用方針、運用方法及び運用限度額の設定及び策定状況。なお、法令等（農協法施行令第32条、水協法施行令第22条）に違反している場合はその要因及び問題点の解明

- ③ 月次、週次の運用方法の運用会議等における決定状況とその内容の適否
- ④ 短期売買におけるロスカットルールの合理的設定とその遵守状況
- ⑤ 運用実態の理事会への定期報告の有無、方法、適時性、内容等の適否

イ 運用体制

- ① 取得、管理、処分等の職務権限の明確化とその遵守状況
- ② 内部けん制機能の整備とその運用の適否
- ③ 現物管理部署と運用担当部署の分離（ファイヤーウォール）の励行状況とその適否
- ④ 運用担当要員の計画的確保・育成の状況
- ⑤ 運用結果の定期的分析の有無とその内容の適否
- ⑥ 余裕金運用に係るリスク管理の適否

ウ 現金

- ① 出納帳の記帳（毎日）状況とその内容の適否
- ② 現金在高表の作成（毎日）、責任者の検印、現金実査の励行状況とその内容の適否
- ③ 金庫の鍵の保管方法の適否
- ④ 現金の保有高と業務量との妥当性
- ⑤ 現金不突合の有無とその措置の適否
- ⑥ 損札又は通用不能の硬貨の対応措置の適否
- ⑦ 役職員に対する仮払い、立替等の有無とその内容の適否
- ⑧ 小切手等の管理方法の適否

エ 預け金

- ① 系統機関及び系統機関外への預け高の適否
- ② 預け金利息の妥当性
- ③ 預け金による運用の適法性(特に規定外の金融機関への預け金の有無)

(農協法施行令第32条、水協法施行令第22条)。なお、非違がある場合はその発生要因、問題点の解明

- ④ 当座預金の内容の適否
- ⑤ 担保提出預金の有無とその内容の適否
- ⑥ 支払準備の取組の状況とその内容の適否

オ 有価証券及び金銭の信託等

- ① 有価証券及び金銭の信託等による運用の適法性(農協法施行令第32条、水協法施行令第22条)。なお、非違がある場合はその発生原因、問題点解明
- ② 時価と取得簿価の大幅かい離の実態とその内容の適否
- ③ 有価証券利回りと資金調達コストとの整合性
- ④ 償還バランスの偏重要因とその適否
- ⑤ 取得及び処分価額の適否
- ⑥ 内部規程又は職務権限違反運用の有無とその発生要因
- ⑦ 特定の金融商品取引業者への依存取引の実態とその内容の適否
- ⑧ りん議書への取得・処分等の理由記載の励行状況とその内容の適否
- ⑨ 投機的取引の有無とその発生要因、問題点の解明
- ⑩ 資金繰りの見通しのない現先取引の有無とその発生要因、問題点の解明
- ⑪ 決算対策等を目的とした無理な益出し取引の有無とその発生要因、問題点の解明
- ⑫ トップダウンによる取引の有無とその発生要因、問題点の解明
- ⑬ 商品性不知のままの取得の有無と運用結果損益の状況
- ⑭ 受取利息又は差益の内容の適否
- ⑮ 担保差入、登録内容の適否
- ⑯ 価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の管理の実態とその適否

カ その他

支所及び出張所等の余裕金の保有額の適否と信連全体の資金効率の適否

(4) 財 務

ア 出資金

- ① 各会員別の出資額の適否（農協法第13条、水協法〈準〉第19条）
- ② 加入、脱退、解散、合併等に伴う処理の適法性とその内容の適否（農協法第13条、第19条～第25条、第65条、水協法〈準〉第19条、第25条～第30条、第69条）

イ 自己資本

- ① 法令等に基づく自己資本比率の充足の適否（農協法第11条の2、水協法〈準〉第11条の8）
- ② 自己資本を充足していない場合、自己資本の充実に係る改善計画の策定手続きと着実な実行態勢の確立の適否

ウ 諸引当金等

自己査定の結果に伴う引当金以外の諸引当金の基準の設定及びその内容の適否

エ 含み益

- ① 負債勘定における架空その他の支払不要額の有無とその内容の適否
- ② 不突合額（貸）中の含み益の有無とその内容の適否

オ 損益の動向及び分析

- ① 予算編成、配付及びその執行の適否
- ② 予算対実績検討の実施の有無とその内容（合理性等）の適否
- ③ 経常収入と経常支出の内容の妥当性
- ④ 経常外収入と経常外支出の内容の妥当性

- ⑤ 月次損益検討の有無とその内容の適否
- ⑥ 経常収支率及び内部留保率の適否
- ⑦ 損益構成及び諸比率の適否

カ 会計処理等

- ① 勘定科目の適否
- ② 帳簿及び伝票組織等会計システムの適否
- ③ 本支所を通ずる会計組織の適否
- ④ 仮勘定及び未達勘定の処理の適否
- ⑤ 重要な書類、帳簿及び用紙の保管・管理方法の適否
- ⑥ 試算表の作成、帳簿、伝票及び証ひょう書類の転記並びに照合の適否

キ 財務諸表等の表記の妥当性

具体的には、財務諸表等の内容を閲覧し、法令等に則した適切な表記となっているか検証する。

特に、業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項として、信用農業協同組合連合会にあっては主要な農業関係の貸出実績、信用漁業協同組合連合会及び信用水産加工業協同組合連合会にあっては、主要な水産業関係の貸出実績が記載されているか。

ク その他

諸積立金の基準の設定及びその内容の適否

(5) その他

ア 固定資産

- ① 取得の目的、取得手続の適否
- ② 減価償却方法（継続性等）の適否
- ③ 処分手続、処分額、処分先等の適否
- ④ 借受又は貸与物件の有無とその内容の適否

- ⑤ 登記、損害保険付保等管理保全措置の適否
- ⑥ 業務外固定資産管理の適否

イ 外部出資

- ① 出資の合目的性、合理性の適合状況（本要項別添３「経済事業資産等
検査基準」を参照。）
- ② 手続の適否
- ③ 出資先の経営状況等の把握等管理の適否

(別添1)

検査提出資料様式例
(信用事業を行う協同組合連合会用)

○ 略語とその定義一覧

略語	定義
農協法	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）
水協法	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）
農協法施行令	農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）
水協法施行令	水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）
農協法施行規則	農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）
漁協信用事業等命令	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令 （平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）

検査提出資料様式例の目次

留意事項

検査提出資料

- 1 概況説明資料様式
- 2 提出資料目次
- 3 提出資料リスト
- 4 提出資料様式例

留 意 事 項

I 基本的考え方

信用事業を行う農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）検査を実施するに当たって被検査連合会に提出を求める検査資料（以下「検査提出資料」という。）等は、原則として、現物検査着手時に依頼するものであります。

ただし、本検査の実施に当たり、検査の進捗や必要に応じて、検査責任者及び検査責任者から委任された検査官（以下「検査責任者等」という。）がその都度提出を求めることがありますので、留意してください。

本様式例は、検査提出資料等について、被検査連合会の検査を遂行する上で必要不可欠と思われるもののうち、最大公約数的なものを抜き出して一覧にしたものです。

したがって、本様式例はあくまでも標準的な目安を示しているにすぎないことに御留意ください。

なお、この検査提出資料に関し、

- ① 原則的に既存の資料等を活用する。
 - ② 必要とする記載内容を満たす限り、提出された資料等の様式は問わない。
 - ③ 検査遂行に支障がない限り、電子媒体による提出や、検査会場における既存資料等の備え置きによる対応を認める。
 - ④ 被検査連合会の対応能力や事務負担に配慮した提出期限とする。
- こととしています。

II 一般的留意事項

- 1 本様式例は、被検査連合会の検査に当たって、検査責任者が原則として現物検査着手時に依頼する「検査提出資料」等についての標準目安です。
- 2 検査責任者等は、被検査連合会の規模や特性など諸事情を勘案し、必要に応じ、その旨を告げた上で、検査提出資料を追加又は削減するほか、項目内容や提出期日などを変更することがあります。
- 3 検査提出資料等の作成提出が困難、あるいは期限内提出が困難といった場合のほか、電子媒体の利用や会場備え置きによる対応を要望される場合は、あらかじめ検査責任者等に御相談ください。特に、電子媒体を利用しようとする場合は、利用範囲や提出の具体的な方法などについて、十分打ち合わせてください。
なお、電子媒体の受渡に当たっては、授受を記録するなどの対応をお願いします。
- 4 各資料の右上欄外に作成した所管部・室・課名等を記載し、作成責任者が記名してください。会場備え置きや電子媒体を利用するものなどで作成部署等の記載ができないものについては、検査責任者等に御相談ください。
- 5 様式の規格は、原則としてA 4 版とし、資料等は、分量に応じて、適宜、各 8 センチを限度とした分冊にして提出してください。
- 6 複数のリスクカテゴリー等が相互に関連するものについて、重複して資料を作成することがないように、共通～その他の各項目に区分しているので、それぞれの区分ごとに主管部署を定め、当該主管部署が取りまとめた上で提出するようにしてください。
- 7 各種方針、規程、取引等を実行するに当たり、その決定手続をりん議で行っている場合には、そのりん議書等も必要に応じ提出（検査会場備置）を求めることがありますので、留意してください。

III 一覧についての留意事項

- 1 「提出資料名」欄は必ずしも資料等の名称を特定し、個別に示したものではなく、例示、あるいは抽象的に示したもので、その必要内容を満たすものであれば、名称や様式などは問いません。
- 2 「提出部数」は、会場備え置きを除き、正本 1 部のほかに副本の提出をお願いしますが、その具体的な必要部数については、提出依頼時に検査責任者等から御説明します。なお、提出資料のうち「正本」は、提出期日が本検査開始時前の日等となっているものでも、本検査開始日以降に検査会場で受領するので、御留意ください。
- 3 「会場備え置き」の資料については、本検査開始後に変更及び追加があった場合、その旨を検査責任者等に申し出るとともに、当該資料の差し替え（変更及び追加があった資料につき期日を確認できるよう措置すること。）を行ってください。
- 4 資料等の提出に当たっては、一覧記載の順序で編集し、一覧の番号と符号させてください。

IV 計数処理の留意事項

- 1 諸計数については、行政庁への報告計数を基本とします。なお、計数（検査）基準日及び対象期間には、十分注意し、疑義があれば、検査責任者等に御確認ください。
- 2 端数整理については、原則として金額は単位未満を切り捨てます。また、諸比率は小数点以下第 2 位を四捨五入して、小数点以下第 1 位まで記入してください。ただし、自己査定結果に関する比率のうち、引当実績率は小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで記入してください。
- 3 単位未満の計数がある場合には、「0」、皆無又は当該計数がない場合は「－」と表示してください。
- 4 表中の合計欄については、端数調整せず、そのまま切り捨ててください。

検査提出資料

1 概況説明資料様式

概 況 説 明 事 項		連 合 会 名
[例] 1 経営方針・事業計画の特徴 2 農水産業の発展及び農漁村の振興の諸施策 3 系統信用事業のシステム安定化への取組 4 系統金融検査マニュアル関係 （1）経営管理（ガバナンス）態勢に係る取組 （2）金融円滑化に係る取組 （3）法令等遵守態勢に係る取組 （4）利用者保護等管理態勢に係る取組 （5）統合的リスク管理態勢に係る取組 （6）自己資本管理態勢に係る取組 （7）信用リスク管理態勢に係る取組 （8）資産査定管理態勢に係る取組 （9）市場リスク管理態勢に係る取組 （10）流動性リスク管理態勢に係る取組 （11）オペレーショナル・リスク管理態勢に係る取組 （12）システム統合リスク管理態勢に係る取組 5 本会及び会員に係る諸問題（新聞報道、会員数、会員別出資口数等を踏まえて）		

注：本検査実施に当たり、プレヒアリング（概況説明聴取）を行いますが、本概況説明に当たっては、上記資料を被検査団体において作成してください。

なお、用紙は、「A 4 版、横、横書き」とし、要点を簡潔に記載してください。

2 提出資料目次

NO	大 項 目	NO	小 項 目
1	共通	1	共通
		2	監査
		3	態勢整備状況
2	経営管理態勢(ガバナンスー基本的要素ー)	1	態勢整備状況
3	金融円滑化管理態勢	1	態勢整備状況(農林漁業者及び中小企業等向け)
		2	態勢整備状況(住宅ローン)
4	法令等遵守態勢	1	態勢整備状況
5	利用者保護等管理態勢	1	態勢整備状況
6	統合的リスク管理態勢	1	態勢整備状況
7	自己資本管理態勢	1	自己資本比率
		2	税効果会計
		3	退職給付会計
8	信用リスク管理態勢	1	態勢整備状況
9	資産査定管理態勢	1	自己査定態勢整備状況
		2	償却・引当態勢整備状況
		3	情報開示
		4	その他
10	市場リスク管理態勢	1	態勢整備状況
11	流動性リスク管理態勢	1	態勢整備状況
12	オペレーショナル・リスク管理態勢	1	オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢整備状況
		2	事務リスク管理態勢整備状況
		3	システムリスク管理態勢整備状況
		4	貯金名寄せ態勢整備状況
13	その他		

3 提出資料リスト

	大 項 目	小 項 目		提 出 資 料 名	提出方法	提出期日	提出部数	適用時期	様式例 の有無	提出の有無
1	共通	1 共通	1	経営管理体制・組織図（グループ全体を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			2	本所各部・支所等の陣容及び組織図（本所各部においては、配席図を含む。）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			3	役員調	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			4	主要職員調	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			5	出向職員及び被出向職員調	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			6	業務報告書及びディスクロージャー誌（過去3年分）	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月以降	無	
			7	子会社等の業務（営業）報告書（過去3年分）	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月以降	無	
			8	過去3事業年度の勘定の推移（勘定科目は農協法施行規則別紙様式第2号(1)又は水協法施行規則別紙様式第2号(1)の区分による）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	無	
			9	人材育成・研修に係る取組方針	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			10	経費・予算実績対比表（検査対象期間該当分）		本検査開始時まで		年 月期	無	
			11	損益（経営）検討表、予算実績対比表	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	無	
			12	預金等の残高証明書（検査実施日直近前月末日）	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月期	無	
			13	残高試算表（決算日及び検査実施日直近前月末日）	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月以降	無	
			14	資金効率及び系統順位	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	有	
			15	各種委員会事務局を引き受けている関係団体一覧	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	有	
			16	奨励金・助成金の支出概要	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	有	
			17	前回検査指摘事項の改善状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	無	
			18	報告徴求命令に基づく報告等行政庁提出・報告書類		本検査開始時	(会場備置)	年 月以降	無	
			19	訴訟等案件リスト（前回検査以降に終結した案件を含む）		本検査開始時	(会場備置)	年 月期	無	
			20	主要会議・委員会等の名称一覧（総（代）会、理事会、経営管理委員会除く）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			21	内部規程、マニュアル、基準等の一覧図（体系図）又は一覧表	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			22	検査期間中の役員及び主要職員行動表	検査官に配布	資料説明後速やかに			無	
		2 監査	1	監査体制・組織図（陣容、監査専担職員の組合内業務歴を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			2	内部監査の体制	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	有	
			3	内部監査報告書（本店、支店等個別を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	無	
			4	内部監査の実施に関する資料及び内部監査時における確認・検討資料		本検査開始時	(会場備置)	年 月以降	無	
			5	内部監査の指摘事項に対する対応状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	有	
			6	監事の指摘事項に対する対応状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	有	
			7	外部監査人の指摘事項に対する対応状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	有	
			8	監事監査報告書（子会社に対するものも含む）		本検査開始時	(会場備置)	年 月以降	無	
			9	監事への報告実績（金融円滑化に関するもの）	検査官に配布	本検査開始時		年 月以降	無	
			10	外部監査人による会計監査・業務監査報告書（意見書等を含む）		本検査開始時	(会場備置)	年 月以降	無	
			11	外部監査人及び弁護士等への照会記録		本検査開始時	(会場備置)	年 月以降	無	
			12	監事による理事に対するヒアリング実施記録（会議録、調書等）		本検査開始時	(会場備置)	年 月以降	無	
			13	内部監査・監事監査態勢の現状を踏まえた課題	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
		3 態勢整備状況	1	総（代）会、経営管理委員会、理事会、その他主要会議・委員会等議事録（付議・報告資料を含む）		本検査開始時	(会場備置)	年 月以降	無	
			2	定款、規約（附属書含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			3	理事会、経営管理委員会規程及び監事会規程（付議・報告基準を含む）		本検査開始時	(会場備置)	年 月期	無	
			4	内部監査規程（実施要領・細則、監査（評価）基準、子会社等への監査権限規程、監査着眼点等を含む）		本検査開始時	(会場備置)	年 月期	無	
			5	組織規程、主要会議・委員会等規程、事務分掌規程、専決権限規程		本検査開始時	(会場備置)	年 月期	無	
			6	人事管理方針、人事管理規程（内部出向制度、人事ローテーション等）		本検査開始時	(会場備置)	年 月期	無	
			7	業績表彰制度等に関する規程（店舗・個人）		本検査開始時	(会場備置)	年 月期	無	

	大 項 目	小 項 目		提 出 資 料 名	提出方法	提出期日	提出部数	適用時期	様式例 の有無	提出の有無
2	経営管理態勢 (ガバナンスー 基本的要素ー)	1 態勢整備状況	1	経営方針・経営計画（各年度・中・長期経営計画等を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	無	
			2	内部管理基本方針、戦略目標（全体及び各業務分野）等（金融円滑化に関する、先数・融資残高等の目標・計画及びこれらを達成するための具体的施策を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			3	経営計画等の進捗管理状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			4	代表理事による年頭所感、支所長会議資料等		本検査開始時	(会場備置)	年 月以降	無	
			5	新規事業、新規商品に係るリーガル・チェック、リスク評価の実施状況	検査官に配布	本検査開始時		年 月以降	有	
			6	子会社等のうち資金繰り管理対象先一覧表	検査官に配布	本検査開始時		年 月以降	有	
			7	経営管理（ガバナンス）の現状を踏まえた課題	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
			8	農協法第35条の4（又は水協法第39条の4）で準用する会社法第357条第1項及び農協法第35条の5第2項（又は水協法第39条の5第2項）の規定に基づく理事から監事への報告内容		本検査開始時	(会場備置)	年 月以降	無	
			9	子会社等の管理に関する規程		本検査開始時	(会場備置)	年 月期	無	
			10	危機管理基本方針、危機管理マニュアル及び危機管理基本方針・危機管理マニュアルに基づき報告された資料	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
3	金融円滑化管理 態勢	1 態勢整備状況（農林漁業者及び中小企業等向け融資）	1	金融円滑化管理方針	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月期	無	
			2	金融円滑化関係組織図（①組織全体における金融円滑化管理態勢の位置づけが分かる全体図、②金融円滑化管理部署及び金融円滑化担当者の位置づけ・関係が分かる詳細図）及び組織規程	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月期	無	
			3	金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアル	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月期	無	
			4	業績評価制度（法施行を契機とした変更等があればその内容を含む）（本店又は支店等の業績評価基準及び職員等の人事考課基準に関する規程を含む）	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月期	無	
			5	審査に関する規程、基準（担保評価基準を含む）（本店決裁及び支店等専決基準等、申込み案件の受付・審査・実行プロセス（本店りん議及び支店等りん議案件）、審査規程、審査基準・マニュアル（含むモデルのチューニング）、採算評価基準等、業者提携ローンへの対応等について変更している場合は、その内容が分かる資料を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			6	貸出金利設定に係る規程及びガイドライン等（緊急保証制度等の保証がある場合の対応を含む）	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月以降	無	
			7	本店から支店等に対する発出文書で金融円滑化に関連するもの（規程等個別に列挙されたものを除く）		本検査開始時まで	(会場備置)	年 月以降	無	
			8	中小企業金融円滑化法施行に伴い金融円滑化に関連して策定・改訂したその他の規程等（円滑化管理規程等、個別に列挙された規程等を除く）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			9	金融円滑化に関連する研修・会議等の開催状況（本店及び支店等）及び使用した資料（審査に関する目利き能力向上に関するものを含む）、（効果測定を行っている場合には、測定内容及びその結果を含む）	検査官に配布	本検査開始時		年 月以降	無	

NO	大 項 目	NO	小 項 目	NO	提 出 資 料 名	提出方法	提出期日	提出部数	適用時期	様式例 の有無	提出の有無
3	金融円滑化管理 態勢	1	態勢整備状況（農林漁業 者及び中小企業等向け融 資）（つづき）	10	金融円滑化管理の状況に関する各種情報収集・モニタ リングの状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
				11	融資に関する苦情の受付状況（行政庁、業界団体等か ら提供された苦情に対する対応を含む。）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
				12	融資謝絶簿（融資謝絶を行った理由及び経緯等が記載 されているもの）		本検査開始時	（会場備置）	年 月以降	無	
				13	問題債権の管理態勢（問題債権管理規程等、問題債権 の発生状況、対応方針（延滞長期化を未然に防止する 態勢を含む）及び対応状況（債権売却方針を含む）等 特に、住宅ローンについては、延滞発生から代位弁 済・回収等までの流れを含む（管理規程、サービサー との連帯体制）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	無	
				14	問題債権（延滞先を含む）に対する支援等の取組先リス ト（選定基準、本店・支店等名、債務者名、債務者格 付、債権残高、取組状況）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	無	
				15	本店否決案件リスト（本店判断により新規融資又は貸 出条件の変更等を否決したもので、りん議前の事前協 議により実質的に否決したものを含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	無	
				16	利用者のライフステージに応じた経営相談・経営指導 や経営改善計画の策定支援などのコンサルティング機 能（※）発揮のための態勢整備及び取組状況（法施行を 契機とした変更等があればその内容を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	無	
				17	利用者のライフステージに応じた改善支援等に関する取 り組み方針別のコンサルティングに係る対応状況（経 営相談・経営指導及び経営改善支援に向けた取組先リ ストを含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	無	
				18	条件変更後1年以内に経営改善計画を策定する先、又 は経営改善計画を策定若しくは、経営改善の見込みが あるとして要管理先としなかった先のリスト	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	無	
				（※）コンサルティング機能とは、必ずしも創意工夫を凝らした特別な取組みだけではなく、日常的で地道な利用者訪問等を通じた経営 相談などの取組みも含まれることに留意。各系統金融機関独自の基準・要件等により、コンサルティング機能と位置づける取組状況がわ かる資料で可。							
				19	他の金融機関等と連携等を図る際の独占禁止法違反行 為の防止態勢	検査官に配布	本検査開始時		年 月以降	無	
				20	保証協会保証付き貸出に関する旧債振替防止態勢	検査官に配布	本検査開始時		年 月以降	無	
				21	新規融資申込み謝絶・取下げ先リスト	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	無	
				22	他の金融機関からの貸出条件変更等に係る連携の要請 に応諾しなかった先のリスト	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月以降	無	
				23	貸出条件変更等に係る連携の要請に対して他の金融機 関が応諾しなかった先のリスト	検査官に配布	本検査開始時		年 月以降	無	
		2	態勢整備状況（住宅ロー ン）	1	住宅ローンの推進・管理態勢（組織図、商品概要及び 商品別利用者説明書類、推進態勢、保証機関・サービ サーなど全体像が分かる資料）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
4	法令等遵守態勢	1	態勢整備状況	1	法令等遵守方針		本検査開始時まで		年 月期	無	
				2	コンプライアンス体制・組織図		本検査開始時まで		年 月期	無	
				3	不祥事件等報告体制（警察等関係機関への報告体制を 含む）・組織図（フロー図を含む）		本検査開始時まで		年 月期	無	

NO	大 項 目	NO	小 項 目	NO	提 出 資 料 名	提出方法	提出期日	提出部数	適用時期	様式例 の有無	提出の有無
4	法令等遵守態勢	1	態勢整備状況（つづき）	4	不祥事件等処置報告書（行政庁報告に該当しないものも含む）		本検査開始時	（会場備置）	年 月以降	無	
				5	反社会的勢力等への対応に関する規程、通知、報告書		本検査開始時		年 月以降	無	
				6	犯罪による収益の移転防止に関する法律及び疑わしい取引への対応に関する規程、通知、報告書		本検査開始時		年 月以降	無	
				7	インサイダー取引防止への対応に関する規程、通知、報告書		本検査開始時		年 月以降	無	
				8	コンプライアンスマニュアル及びプログラムの策定、見直し、周知及び研修の実施に関する文書		本検査開始時		年 月以降	無	
				9	リーガル・チェック、リスク評価の実施状況（新規事業、新規商品に係るものを除く）	検査官に配布	本検査開始時		年 月以降	有	
				10	コンプライアンスの現状を踏まえた課題		本検査開始時		年 月期	無	
				11	コンプライアンス委員会議事録（付議・報告資料を含む）		本検査開始時	（会場備置）	年 月以降	無	
				12	懲罰委員会議事録（付議・報告資料を含む）		本検査開始時	（会場備置）	年 月以降	無	
				13	法令等遵守規程、就業規則、サービス・懲罰規程		本検査開始時	（会場備置）	年 月期	無	
				14	不祥事件等報告基準（組合内の報告規定）		本検査開始時	（会場備置）	年 月期	無	
				15	コンプライアンスマニュアル及びプログラム（遵守基準を含む）		本検査開始時	（会場備置）	年 月以降	無	
				16	リーガルチェックに係る規程（外部委託に係るリーガルチェックを含む）		本検査開始時	（会場備置）	年 月期	無	
				17	犯罪による収益の移転防止に関する法律関係規程、反社会的勢力等への対応に係る規程、インサイダー取引に係る規程		本検査開始時	（会場備置）	年 月期	無	
				18	農協法施行令（又は水協法施行令）等適合状況	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	有	
				19	資金実需者別与信残高一覧	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	有	
				20	員外利用明細表	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	有	
5	利用者保護等管理態勢	1	態勢整備状況	1	利用者保護等管理方針	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
				2	利用者保護等管理体制・組織図（フロー図を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
				3	利用者保護等管理規程		本検査開始時	（会場備置）	年 月期	無	
				4	利用者サポート・マニュアル（苦情受付・処理基準を含む）、利用者情報管理マニュアル、利用者説明マニュアル		本検査開始時	（会場備置）	年 月期	無	
				5	利用者からの問い合わせ、相談、要望及び苦情に係る受付リスト、同処理簿・報告書（関連各部、業務委託先を含む）		本検査開始時	（会場備置）	年 月以降	無	
				6	リスク商品（投資信託等の金融商品）の開発・販売態勢及び利用者への説明・報告態勢（法人・個人向け別）	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
				7	融資条件の変更及び融資謝絶に係る利用者への説明態勢（基準、マニュアル作成状況、周知状況、報告体制等に係る資料）	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
				8	インターネットを利用した取引の管理態勢	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
				9	利用者の利便性向上及び保護に係る各種対策、及びこれらに係る課題	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
				10	リスク商品（投資信託等の金融商品）の取扱いに関する規程等（広告、表示に関する規程を含む）	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
				11	利用者説明・利用者情報・利益相反管理態勢（子会社等及び外部委託先との間の取扱状況を含み、基準、マニュアル作成状況、周知状況、報告体制等に係る資料）	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
				12	窓販業務の実績	検査官に配布	本検査開始時		年 月以降	無	
				13	業務委託先との委託契約書、覚書等		本検査開始時	（会場備置）	年 月以降	無	

	大 項 目	小 項 目		提 出 資 料 名	提出方法	提出期日	提出部数	適用時期	様式例 の有無	提出の有無
6	統合的リスク管理態勢	1 態勢整備状況	1	統合的リスク管理方針	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			2	統合的リスク管理体制・組織図	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			3	統合的リスク管理に係る管理手法等（子会社等を含む）	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
			4	統合的リスク管理態勢の現状を踏まえた課題	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
			5	統合的リスク管理手法に関する文書	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	無	
			6	A L Mの体制・手法等に関する文書	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	無	
			7	リスク管理委員会・A L M等委員会議事録（付議・報告資料を含む）		本検査開始時	（会場備置）	年 月期以降	無	
			8	統合的リスク管理規程		本検査開始時	（会場備置）	年 月期	無	
7	自己資本等管理態勢	1 自己資本比率	1	自己資本管理方針	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
			2	自己資本管理体制・組織図	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
			3	自己資本の充実等に関する計画	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	無	
			4	自己資本管理規程、自己資本比率の算定に係る算出要領、算出資料		本検査開始時	（会場備置）	年 月期以降	無	
			5	自己資本比率算定表（単体）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	有	
			6	自己資本比率算定表（連結）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	有	
			7	自己資本比率の現状を踏まえた課題	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
		2 税効果会計	1	税効果会計導入以降の各期（半期を含む）の計上額と対Tier1比率の推移	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	無	
			2	繰延税金資産の回収可能性を判断するため、監査委員会報告66号（5．将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性の判断指針）に規定する区分のいずれかに該当するとした場合、その根拠を確認できる資料	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	無	
			3	将来加減算一時差異の解消スケジュール、有税償却の無税化スケジュール、将来収益、課税所得見積もり等の状況を示す資料	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	無	
			4	将来年度の課税所得の見積もりの根拠となる収益計画	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	無	
			5	収益計画に関し、各事業部門に策定されている施策	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	無	
			6	過去の税務申告書（修正・更正分を含む）		本検査開始時	（会場備置）	年 月期以降	無	
			7	検査対象の決算期以降に発生する貸倒損失、貸倒引当金及び有価証券減損についての予測資料	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	無	
			8	実行税率が確認できる資料	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	無	
		3 退職給付会計	1	退職給付債務、退職給付引当金の算出に係る資料（関係資料を含む）	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	無	
8	信用リスク管理態勢	1 態勢整備状況	1	信用リスク管理方針	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			2	信用リスク管理体制・組織図（フロー図を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			3	不動産及び貸付債権の流動化に係る管理態勢	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
			4	信用リスク管理の現状を踏まえた課題	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
			5	信用格付・案件格付規程、信用格付・案件格付基準（信用格付と債務者区分との関連を含む）、取扱要領（格付モデルを含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			6	信用格付状況と自己査定結果	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	有	
			7	農林漁業者、中小企業の経営改善に向けた取組状況（経営改善資金等の要領、融資実績及び経営改善支援の取組に関する要領等）	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
			8	リスク・アセット区分別エクスポージャーの状況（標準的手法採用組合）	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	無	
			9	延滞債権を有する債務者エクスポージャー上位○先リスト（標準的手法採用組合）	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	有	
			10	中小企業等向け及び個人向けエクスポージャー上位○先リスト（標準的手法採用組合）	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	有	
			11	信用管理指針等（内部格付手法採用連合会）	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	無	
			12	パラメータ推計データの概要（内部格付採用連合会）	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	無	
			13	融資に関する会議等議事録（付議、報告資料を含む）		本検査開始時	（会場備置）	年 月期以降	無	
			14	信用リスク管理規程、融資事務規程、貸出決裁権限規程、債権管理・回収規程		本検査開始時	（会場備置）	年 月期以降	無	

	大項目	小項目		提出資料名	提出方法	提出期日	提出部数	適用時期	様式例の有無	提出の有無
9	資産査定管理態勢	1 自己査定態勢整備状況	1	自己査定、償却・引当担当部署の体制・組織図（フロー図を含む）	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月期	無	
			2	自己査定基準・マニュアル（Q&A、実態バランス作成要領を含む）、担保不動産評価基準（具体的な担保不動産等評価要領を含む）	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月期	無	
			3	自己査定ラインシート（ワークシート）様式一式	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月期	無	
			4	債権の自己査定実施状況（ 年 月末）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			5	抽出の状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			6	総資産の自己査定結果（単体・連結）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			7	債務者区分別先数の推移	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			8	業種別の貸出金推移表	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月期	有	
			9	内部留保等の状況	検査官に配布	資料説明後速やかに		年 月期	有	
			10	店舗別（部門別）の自己査定結果	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			11	金額階層別及び業種（第三セクターを含む）別自己査定結果	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			12	総資産の自己査定結果の推移	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	有	
			13	不動産鑑定評価物件一覧	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			14	当連合会（金融機関）利用の保証会社一覧	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			15	担保物件の売却実績一覧	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	無	
			16	問題と認識している与信先リスト	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			17	自己査定における二次査定または最終監査等で修正を行った先のリスト	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			18	取引先の倒産状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	無	
			19	農業信用基金協会・漁業信用基金協会・保証会社等から代弁否認を受けた先（その可能性がある先）及び代弁適状にあって代弁されていない先のリスト	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			20	自己査定及び償却・引当を実施している子会社等の自己査定基準、償却・引当基準	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			21	子会社等の自己査定結果	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			22	保有不動産の評価方法及び含み損益の状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			23	有価証券の評価方法	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			24	貸付債権流動化の状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			25	固定資産の減損処理の規程及び減損処理した固定資産リスト（減損理由を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	無	
			26	非区分債権リスト	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			27	日計表	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			28	総与信調査表目次	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			29	総与信調査表（総与信調査表(個人用・法人用)、商業手形明細、債務者の概況等、不動産担保明細、総与信調査一覧表、資産負債調補足、実態バランス表、債務更改明細表、不動産プロジェクト進捗状況表、自己査定ワークシート等を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			30	有価証券等明細	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			31	有価証券等の状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			32	有価証券の自己査定結果	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			33	固定資産の自己査定結果	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			34	外部出資の自己査定結果	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			35	仮払金の自己査定結果	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	

	大 項 目	小 項 目		提 出 資 料 名	提出方法	提出期日	提出部数	適用時期	様式例 の有無	提出の有無
9	資産査定管理態 勢	1 自己査定態勢整備状況 (つづき)	36	延滞債権リスト	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			37	個別償却・引当リスト	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			38	農協法（又は水協法）に基づく開示債権の状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	有	
			39	後発事象（倒産等）発生状況及び自己査定への反映状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	有	
		2 償却・引当態勢整備状況	1	償却・引当基準・マニュアル（Q&A含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			2	償却・引当の考え方	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			3	分類資産と償却・引当の状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			4	減損処理の規程及び減損処理した銘柄リスト（減損処理理由を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			5	一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金等の決定りん議書		本検査開始時まで	（会場備置）		無	
		3 情報開示	1	開示基準（自主的な開示事項に係るものを含み、Q&A及び判定フロー等を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			2	開示に係る基準金利の設定基準とその算出資料		本検査開始時まで	（会場備置）	年 月期以降	無	
		4 その他	1	経営再建計画策定・実施先リスト	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			2	資産査定管理の現状を踏まえた課題	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
10	市場リスク管理 態勢	1 態勢整備状況	1	市場リスク管理方針（有価証券の運用方針を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			2	市場リスク管理体制・組織図（フロー図を含む）	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			3	業務運営方針	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			4	リスク限度、許容損失限度及び与信限度等の超過（抵触）状況	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
			5	市場関連の異例処理管理簿（処理内容を含む）		本検査開始時	（会場備置）	年 月期以降	無	
			6	市場リスク管理の現状を踏まえた課題	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
			7	市場リスク関連委員会等議事録（付議・報告資料を含む）		本検査開始時	（会場備置）	年 月期以降	無	
			8	市場リスク管理規程		本検査開始時	（会場備置）	年 月期	無	
			9	デリバティブ関係取扱商品一覧	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	有	
			10	デリバティブ商品等に係る利用者側の含み損益の状況	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	有	
			11	市場リスク計測手法に関する記録	検査官に配布	本検査開始時		年 月期以降	無	
			12	公正価値算定マニュアル		本検査開始時	（会場備置）	年 月期	無	
			13	種類別有価証券売却損益の推移	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			14	種類別有価証券売買高及び損益の状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			15	金銭の信託の運用状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			16	債権先物取引状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	有	
			17	有価証券売戻条件付買入一覧	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	有	
			18	有価証券買戻条件付売却一覧	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	有	
			19	オフバランス取引の推移	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	有	
11	流動性リスク管理 態勢	1 態勢整備状況	1	流動性リスク管理方針、流動性戦略	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			2	流動性リスク管理体制・組織図	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	無	
			3	流動性リスク管理の状況（資金繰り計画表を含む）		本検査開始時	（会場備置）	年 月期	無	
			4	流動性リスク管理の現状を踏まえた課題	検査官に配布	本検査開始時		年 月期	無	
			5	流動性リスク管理規程、資金繰り管理規程		本検査開始時	（会場備置）	年 月期	無	
			6	流動性危機管理マニュアル		本検査開始時	（会場備置）	年 月期	無	
			7	資金調達・運用の状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期以降	有	
			8	大口貸出先の状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	
			9	大口調達先20先の状況	検査官に配布	本検査開始時まで		年 月期	有	

	大 項 目	小 項 目		提 出 資 料 名	提出方法	提出期日	提出部数	適用時期	様式例 の有無	提出の有無
12	オペレーショナル・リスク管理 態勢	1	オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢整備状況	1	オペレーショナル・リスク管理方針	検査官に配布	本検査開始時まで	年 月期	無	
				2	オペレーショナル・リスク管理体制・組織図	検査官に配布	本検査開始時まで	年 月期	無	
				3	オペレーショナル・リスク管理規程		本検査開始時	(会場備置)	年 月期	無
				4	オペレーショナル・リスク管理に係る管理手法等（グループ会社を含む）	検査官に配布	本検査開始時	年 月期	無	
				5	オペレーショナル・リスク計測手法に関する記録	検査官に配布	本検査開始時	年 月期以降	無	
				6	オペレーショナル・リスク管理の現状を踏まえた課題（外部委託先の管理状況を含む）	検査官に配布	本検査開始時	年 月期	無	
				7	業務継続計画（ＢＣＰ）	検査官に配布	本検査開始時	年 月期以降	無	
				8	オペレーショナル・リスク相当額の確認シート	検査官に配布	本検査開始時	年 月期以降	無	
		2	事務リスク管理態勢整備状況	1	事務リスク管理方針	検査官に配布	本検査開始時まで	年 月期	無	
				2	事務リスク管理体制・組織図	検査官に配布	本検査開始時まで	年 月期	無	
				3	事務リスク管理規程		本検査開始時	(会場備置)	年 月期	無
				4	事務リスク管理の現状を踏まえた課題（外部委託先の管理状況を含む）	検査官に配布	本検査開始時	年 月期	無	
				5	自店検査実施報告書		本検査開始時	(会場備置)	年 月期以降	無
				6	事務事故報告及びその処理報告書		本検査開始時	(会場備置)	年 月期以降	無
				7	前事業年度末及び検査実施日直近前末日現在の貯金勘定未達調整表	検査官に配布	本検査開始時	年 月期以降	有	
				8	仮勘定明細	検査官に配布	本検査開始時	年 月期	有	
				9	出納金過不足金	検査官に配布	本検査開始時	年 月期	有	
		3	システムリスク管理態勢整備状況	1	システムリスク管理方針（セキュリティーポリシーを含む）	検査官に配布	本検査開始時まで	年 月期	無	
				2	システムリスク管理体制・組織図	検査官に配布	本検査開始時まで	年 月期	無	
				3	システム戦略方針及びシステム投資計画	検査官に配布	本検査開始時	年 月期	無	
				4	重要なシステム開発に係るテストの実施状況報告（経営陣への報告）		本検査開始時	(会場備置)	年 月期以降	無
				5	重大なトラブルに係る報告書及び分析結果		本検査開始時	(会場備置)	年 月期以降	無
				6	主要システムの概要	検査官に配布	本検査開始時	年 月期	有	
				7	システムリスク管理の現状を踏まえた課題	検査官に配布	本検査開始時	年 月期	無	
				8	外部委託先評価報告書（外部委託先セキュリティ点検表・調査結果を含む）		本検査開始時	(会場備置)	年 月期以降	無
				9	システムリスク管理規程、システム企画・開発・運用に係る規程・マニュアル		本検査開始時	(会場備置)	年 月期以降	無
				10	外部委託先管理規程		本検査開始時	(会場備置)	年 月期	無
				11	コンティンジェンシープラン		本検査開始時	(会場備置)	年 月期	無
		4	貯金名寄せ態勢整備状況	1	貯金名寄せへの対応体制・組織図	検査官に配布	本検査開始時まで	年 月期	無	
				2	貯金名寄せへの対応に係る作業計画書	検査官に配布	本検査開始時まで	年 月期	無	
				3	貯金名寄せへの対応に係る各種報告書（貯金保険機構等に対する報告書類を含む）		本検査開始時	(会場備置)	年 月期以降	無
				4	貯金名寄せへの対応に係る支所等への通知資料		本検査開始時	(会場備置)	年 月期以降	無
				5	貯金名寄せへの対応に係る関係部署の事務分掌、手順書、マニュアル		本検査開始時	(会場備置)	年 月期	無
13	その他	1	その他	1	その他検査責任者が必要と認めた資料		本検査開始時まで	年 月期以降	無	

1-1-3 役 員 調

(1) 經營管理委員調

(作成部・課_____作成責任者_____)

年 月 日現在

[illegible]

[作成要領]

「就任年月日」欄は、経営管理委員となった最初の就任年月日及び現役職（会長等）となった最初の就任年月日を記載する。また、「任期数」欄は現役職に対する任期数（〇期目）とする。

(2) 理事・監事調

(作成部・課_____作成責任者_____)

年 月 日現在

[illegible]

[作成要領]

- 1 「就任年月日」欄は、理事又は監事となった最初の就任年月日及び現役職（会長、専務等）となった最初の就任年月日を記載する。また、「任期数」欄は現役職に対する任期数（〇期目）とする。
- 2 経営管理委員会を設置している場合において、会員組合出身でない役員にあっては「出身組合」欄を「出身会社等」に、「出身組合の役職名」欄を「出身会社等の役職名」にそれぞれ読み替えるものとする。

(3) 常勤役職員の農協・漁協系統及び公職等の兼職状況調

(作成部・課_____作成責任者_____)

年 月 日現在

(単位：歳、千円)

連 合 会 の 役 職 等						兼 職 の 状 況							
役 職 名	氏 名	年 齢	現職就任 年 月 日	在任期間 (年月)	報 酬(A)	法 人 等 名	役 職 名	常勤非 常勤別	就 任 年月日	在任期間 (年月)	報 酬(B)	報 酬 (A+B)	備 考

[作成要領]

1 「兼職の状況」欄は、農協・漁協系統組織（出身組合、県連、全国連、同関係機関及びこれらの子会社等）と議員等の公職を対象として記載する。
なお、関係機関のうち、委員会、協議会等については、報酬を伴うものについて記載するものとし、貸出先管理等のために取引先の役職員等を兼務している場合（除出向者）も同様とする。

2 「報酬」欄は、今回検査実施日直前決算期末から前期1年間の報酬を、また、新規就任の場合は当期の年間収入見込額を（見込；〇〇〇）として記載する。なお、無報酬の場合は、「無」と記載する。

3 「在任期間」欄は、月未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

1-1-4 主要職員調

(作成部・課_____作成責任者_____)

年 月 日現在

(単位：歳、年、円)

[illegible]

[作成要領]

- 1 最近時の給与月額とは、本俸、家族手当、通勤手当等毎月決まって支給されるもので、検査実施日直近月分を記載すること。
- 2 年間賞与額とは、検査実施日の属する年度の前年度において支給された賞与の総額を記載すること。
- 3 摘要欄には、検査実施日の属する年度の前年度における賞与の支給基準を記載すること。
- 4 主要職員とは、管理職又はこれと同等以上の地位にある者とする。
- 5 全職員について記載を求められた場合は、その指示によることとする。
- 6 兼職先から別に給与・賞与がある場合は、当該兼職先からの給与月額、年間賞与額を兼職先ごとに上段（ ）外書きとする。

1-1-5 出向職員及び被出向職員調

(作成部・課_____作成責任者_____)

(1) 出向職員

(単位：歳、千円)

出向者 氏 名	出向者 の職名	年 齢	出向先		出向期間 (年月)	契約の 有無	人件費の負担額			その他経 費負担額	出向の理由又は目的
			法人等名	役職名			支出額	受入額	差額		

(2) 被出向職員

(単位：歳、千円)

受入者 氏 名	現職名	年 齢	出向元		出向期間 (年月)	契約の 有無	人件費の負担額			その他経 費負担額	出向の理由又は目的
			法人等名	前役職名			支出額	受入額	差額		

[作成要領] 「出向期間」欄は、月未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

1-1-14 資金効率及び系統順位

(作成部・課_____作成責任者_____)

区 分	単 位	年度末		年度末		年度末		年度末		年度末		備考
		計数 (全国平均)	順位	計数 (全国平均)	順位	計数 (全国平均)	順位	計数 (全国平均)	順位	計数 (全国平均)	順位	
貯金量	億 円											平残
(常勤役職員一人当たり貯金量)	百万円											平残
貸 出 金	億 円											平残
(常勤役職員一人当たり貸出金)	百万円											平残
経 常 利 益	億 円											
当 期 剰 余 金	億 円											
貸出金利回	%											
うち一般貸出利回	%											
預け金利回	%											
買入金銭債権利回	%											
金銭の信託利回	%											
実質金銭の信託利回	%											
有価証券利回	%											
実質有価証券利回	%											
運用勘定利回	%											
実質運用勘定利回	%											
貯金平均利率	%											
奨励金率	%											
実質貯金平均利率	%											
運用資金利鞘	%											
実質運用資金利鞘	%											
総資金利鞘	%											
貯預率	%											平残
貯貸率	%											平残
貯証率	%											平残
自己資本比率 (単体)	%											
自己資本比率 (連結)	%											

[作成要領] 自己資本比率 (単体) ・ (連結) 欄は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」 (平成18年金融庁・農林水産省告示第2号) 第2条若しくは第10条又は「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」 (平成18年金融庁・農林水産省告示第3号) 第2条若しくは第10条の算式により得られる比率を記載する。

1-1-15 各種委員会事務局を引き受けている関係団体一覧

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円)

[illegible]

1-1-16 奨励金・助成金の支出概要 (年度)

NO.

(作成部・課_____作成責任者_____)

[illegible]

[作成要領]

- 1 前事業年度及び当年度検査実施日直近前月末日までに支出した奨励・助成措置について記載する。
- 2 奨励・助成要領の写しを添付する。

1-2-2 内部監査の体制

(作成部・課_____作成責任者_____)

監査の所管部署				
監査機関の組織上の地位	①他の部課に所属している。所属部課名 ②他の部課と単純に併立している ③独立した地位を持ち経営者等に直属している。(①代表理事 ②専務理事又は常務理事 ③参事)			
監査機関の属する人員構成				
氏名	職名	年齢	採用年月	経歴年数 (うち監査機関通算年数)
監査対象 ①本所、支所 ②本所のみ ③支所のみ				
監査の領域 ①事務監査のみ ②経営監査のみ ③事務監査と経営監査 (うち①事務監査重点 ②経営監査重点)				

[作成要領] 検査対象期間中の体制について記入する。

1-2-5 内部監査の指摘事項に対する対応状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

指摘年月日	指摘に係る証拠書類	指摘した内容（概要）	指摘を踏まえた対応状況	対応状況に係る証拠書類

[作成要領]

- 1 年 月以降、指摘があったものについて作成する（当該系統金融機関の規程、基準、通知等の制定、改廃等の必要があると内部監査担当部署が認識しているもの等について作成することとし、単なる事務ミスに係るものは作成を要しない。）。
- 2 「指摘に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付監査報告書」など、指摘した年月日、方法等を記載する。
- 3 「対応状況に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付通知」など、対応した年月日、方法等を記載する。

1-2-6 監事の指摘事項に対する対応状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

指摘年月日	指摘に係る証拠書類	指摘した内容（概要）	指摘を踏まえた対応状況	対応状況に係る証拠書類

[作成要領]

- 1 年 月以降、指摘があったものについて作成する。
- 2 「指摘に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付監事会議事録」など、指摘した年月日、方法等を記載する。
- 3 「対応状況に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付通知」など、対応した年月日、方法等を記載する。

1-2-7 外部監査人の指摘事項に対する対応状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

指摘年月日	指摘に係る証拠書類	指摘した内容（概要）	指摘を踏まえた対応状況	対応状況に係る証拠書類

[作成要領]

- 1 年 月以降、指摘があったものについて作成する。
- 2 「指摘に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付会議録」など、指摘した年月日、方法等を記載する。
- 3 「対応状況に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付通知」など、対応した年月日、方法等を記載する。
- 4 「指摘年月日」欄に（ ）書きで監査実施機関名を記載する。

2-1-5 新規事業、新規商品に係るリーガル・チェック、リスク評価の実施状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

新規事業・ 新規商品	実施期間 (年 月 日)	リーガル・チェック	リスク評価

- [作成要領]
- 1 年 月以降、取扱いを検討した新規事業、新規商品及び取扱いを予定している新規事業、新規商品について、記載する。
 - 2 「リーガル・チェック」欄は、実施主体、実施手続・方法、結果（取扱いの可否）、結果の報告、結果を踏まえた態勢の整備等について記載する。
 - 3 「リスク評価」欄は、実施主体、実施手続・方法、結果（リスクの特定、リスクの程度、取扱いの可否）、結果の報告、結果を踏まえた態勢の整備等について記載する。

2-1-6 子会社等のうち資金繰り管理対象先一覧表

(1) 資金繰り管理対象先

(作成部・課_____作成責任者_____)

[illegible]

(2) 子会社等調

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円、%)

会社又は団体名	所在地	業 種	設 立 年月日	出資額	取 得 年月日	総 会 議 付 年月日	年間取扱高		取引契約 の有無	役職員の 兼職内容	実質的助 成措置	会社等の資本 金に対する組 合の出資比率	組合及び他の 子会社等の議 決権比率	取得理由	経営状況	
							会社の取扱高								配 当	剰余金 (損失)
							うち当組合 に係る取扱高									

[作成要領]

- 1 子会社等とは、子会社、子法人等、関連法人等をいう。
- 2 実質的助成措置とは、前渡金、仮払金等のほか助成費、推進費、人件費、手数料減、金利等のすべてを含むものとする。

4-1-9 リーガル・チェック、リスク評価の実施状況（新規事業、新規商品に係るものを除く）

（作成部・課_____作成責任者_____）

リーガル・チェック を実施した事項	実 施 期 間 (年 月 日)	リーガル・チェック	リ ス ク 評 価

[作成要領]

- 1 「リーガル・チェック」欄は、実施主体、実施手続・方法、結果（取扱いの可否）、結果の報告、結果を踏まえた態勢の整備等について記載する。
- 2 「リスク評価」欄は、実施主体、実施手続・方法、結果（リスクの特定、リスクの程度、取扱いの可否）、結果の報告、結果を踏まえた態勢の整備等について記載する。

〔農業協同組合連合会用〕

(4-1-18-A) 農協法施行令等の適合状況 (年 月 日現在)

(作成部・課 作成責任者)

検査基準日 (年 月 日) 現在

(単位：千円)

条 件	基 準 事 項	実 績	前々年度末	前年度末
自己資本の基準 (農協法施行令第29条)	1 自己資本	①農協法施行令第29条第1項に規定する 自己資本の額		
	2 固定資産	有形固定資産 うち資産除去債務相当資産	▲	▲
		無形固定資産 うち資産除去債務相当資産	▲	▲
		外部出資 うち農林水産大臣指定外部出資	▲	▲
		うちその他有価証券評価差益 (時価のある外部出資に係るもの)	▲	▲
	3 固定資産取得借入金	③固定資産取得借入金		
	4 リース債務	④リース債務の額		
(農協法施行令第31条)	5 再評価差額	⑤再評価差額		
	[基 準]	[実 績]		
	$1 \geq 2 - (3 + 4 + 5)$	$① - (② - (③ + ④ + ⑤))$	±	±
(農協法施行令第31条)	1 貯金及び定期積金	①貯金及び定期積金		
	2 払戻準備額	預け金 コール・ローン ② (計)		
	[基 準]	[実 績]		
	$2 \geq 1 \times \frac{20}{100}$	$② - ① \times \frac{20}{100}$	±	±
員外貸出 (指定信連) (農協法第10条第18項)		(貯金 + 定期積金) × 15/100		
員外貸出 (農協法第10条第17項)		会員貸出 × 25/100		
自己資本比率 (農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第2条)		自己資本の額 (コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額) 信用リスク・アセットの額の合計 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除した得た額	%	%

〔作成要領〕

- 「再評価差額」とは、土地の再評価に関する法律第7条第1項に規定する再評価差額 (同法第8条の規定により再評価差額金を取り崩されたときは、当該取り崩された額を控除した再評価差額金に対応する再評価差額) に相当する金額とする。
- 譲渡性貯金は貯金に、譲渡性預け金は預け金に含めて計算すること。

〔漁業協同組合連合会用〕

(4-1-18－B) 水協法施行令等の適合状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

検査基準日 (年 月 日) 現在

(単位：千円)

条 件	基 準 事 項	実 績	前々年度末	前年度末
自己資本の基準 (水協法施行令第十九条)	1 自己資本	①水協法施行令第19条第1項に規定する 自己資本の額		
	2 固定資産	有形固定資産 うち資産除去債務相当資産	▲	▲
		無形固定資産 うち資産除去債務相当資産	▲	▲
		外部出資 うち農林水産大臣指定外部出資	▲	▲
		うちその他有価証券評価差益 (時価のある外部出資に係るもの)	▲	▲
		② (計)		
	3 固定資産取得借入金	③固定資産取得借入金		
	4 リース債務	④リース債務の額		
	5 再評価差額	⑤再評価差額		
	[基 準]	[実 績]		
	$1 \geq 2 - (3 + 4 + 5)$	$① - (② - (③ + ④ + ⑤))$	±	±
払戻準備金の基準 (水協法施行令第21条)	1 貯金及び定期積金	①貯金及び定期積金		
	2 払戻準備額	預け金 コール・ローン ② (計)		
	[基 準]	[実 績]		
	$2 \geq 1 \times \frac{20}{100}$	$② - ① \times \frac{20}{100}$	±	±

< 続き >

(単位：千円)				
条 件	基 準 事 項	実 績	前々年度末	前年度末
余裕金運用基準 (水協法施行令第二十二条)	1 農林中央金庫への預け金	①農林中央金庫への預け金		
	2 銀行、信用金庫、信用協同組合への預け金	②銀行、信用金庫、信用協同組合への預け金		
	3 金銭の信託	③金銭の信託		
	4 国債証券、地方債証券、政府保証証券、農林債その他の金融債券の取得	④国債証券、地方債証券、政府保証証券、農林債その他の金融債券		
	5 特別法人債券、短期社債等、社債券、貸付信託・証券投資信託の受益証券、外国証券の取得	⑤特別法人債券、短期社債等、社債券、貸付信託・証券投資信託の受益証券、外国証券		
	6 株式の取得	⑥株式		
	7 金銭債権の取得	⑦金銭債権		
	8 貯金・定期積金	⑧貯金・定期積金		
	[基 準]	[実 績]		
	$8 \times \frac{15}{100} \geq 3 + 5 + 6 + 7$	$⑧ \times \frac{15}{100} - (③ + ⑤ + ⑥ + ⑦)$	±	±
自己資本比率 (漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第2条)		自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額） 信用リスク・アセットの額の合計 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除した得た額	%	%

[作成要領]

- 1 「再評価差額」とは、土地の再評価に関する法律第7条第1項に規定する再評価差額（同法第8条の規定により再評価差額金を取り崩されたときは、当該取り崩された額を控除した再評価差額金に対応する再評価差額）に相当する金額とする。
- 2 譲渡性貯金は貯金に、譲渡性預け金は預け金に含めて計算すること。
- 3 余裕金運用基準実績欄の④国債等有価証券の額のうち貸付有価証券の額は以下のとおり。
千円

4-1-19 資金実需者別与信残高一覧

年 月 日現在（検査実施日直近前月末日）

（作成部・課_____作成責任者_____）

（単位：千円）

資金実需者	与 信 先	会員 資格	資金使途	与信 種別	与信残高	当 初 貸 出	最 終 償 還	与 信 額		与信先と実需者の関係			
						年 月 日	年 月 日	限度額	超過額	比率%	地位	資本金	業種
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													
()													

〔作成要領〕

- 1 資金実需者ごとに合計額を算出する。
- 2 「会員資格」欄は、与信先について、正会員、准会員、孫会員、員外の区分を記入する。
なお、資金実需者についても、同様の区分で「資金実需者」欄の（ ）内に記入する。
- 3 「与信種別」欄は、証書、手形、割引手形、当座貸越の区分を記入する。
- 4 「比率」欄は、与信先の持株比率を記入する。
- 5 「地位」欄は、代表取締役、取締役等の区分を記入する。
- 6 漁業協同組合連合会については、転貸貸付を除く。

(単位：千円、%)

事 業 種 類	項 目	取 扱 高 (A)	うち会員外利用高 (B)	会員利用高 (C)=(A)-(B)	員外利用割合 (B)／(C)	備 考 (主な取引先及び品名)
信用事業 (平残ベース)	貸出金					
	()					
	()					
	()					
	貯金					
	()					
	()					
計						

7-1-5 自己資本比率計算表（単体自己資本比率の状況）
〔農業協同組合連合会用〕
（7-1-5－A）単体自己資本比率の状況（ 年 月 日現在）

（作成部・課_____作成責任者_____）
（単位：千円）

項 目	前々期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産（オン・バランス）項目		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%	%

- 〔作成要領〕
- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
 - 遡及適用又は誤謬(びゅう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。
 - 他の金融機関等（「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号）第5条第3項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

（単位：千円）

区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	
農林中央金庫の対象資本調達手段	
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	

- (注) 1 「12 法人等向け」について100%のリスク・ウェイトを用いる特例の利用状況：
- (利用していない＝0、利用している＝1)
- 2 標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：
- (用いない＝0、簡便手法＝1、包括的手法＝2)
- 上記において包括的手法（＝2）を使用する場合のボラティリティ調整率の種類：
- (標準的ボラティリティ調整率＝1、自組合推計ボラティリティ調整率＝2)
- 3 法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引に用いるリスク削減手法：
- (エクスポージャー変動額推計モデルを用いない場合＝0、用いる場合＝1)

〔作成要領〕

1 本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

2 本表における「資産の額」は、個別貸倒引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

3 「資産の額」については、その損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

4 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の項目として記載する（保証人等の項目としては記載しない。）。

5 ローン・パーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の項目として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。

6 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」は、除算をした上、四捨五入により整数で記載する（除算の分母が零である場合は、記載せずに空欄とする。）。

7 項目1～25には、経過措置を適用する前の額（完全実施ベース）を記載する。

8 「11 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。

9 「12 法人等向け」には、「13 中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。

10 「13 中小企業等向け及び個人向け」には、リスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーのみを記載する。

11 「16 三月以上延滞等」には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーを記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。

12 「18 信用保証協会等による保証付」は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。

13 「19 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。

14 「21 上記以外」の「（うち右記以外のエクスポージャー）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号）第48条において「右記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100%と定めているエクスポージャーを記載する。

15 「22 証券化」の「STC要件適用分」は適格STC要件を満たすエクスポージャー、「非STC要件適用分」は適格STC不適用となったエクスポージャーを対象とする。

16 「24 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。

「信用リスク削減効果適用前の資産の額」にはリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。

当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

また、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額、信用リスク・アセットの内訳を以下に記載すること。

計算方式	当期末 信用リスク削減効果 適用前資産の額	当期末 信用リスク削減効果適用後 信用リスク・アセットの額
ルック・スルー方式		
マンドート方式		
蓋然性方式（250%）		
蓋然性方式（400%）		
フォールバック方式（1250%）		

- 17 「25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」には、土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るリスク・アセットの額を記載する。
- 18 「27 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」（平成25年3月8日金融庁・農林水産省告示第1号）附則第10条第2項の規定に従い、リスク・アセットに算入されなかった額（減算された額）を記載する。
- 19 遡及適用又は誤謬(びゅう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

項 目	掛 目 (%)	前々期末			前期末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
1 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0						
2 原契約期間が1年以下のコミットメント	20						
3 短期の貿易関連偶発債務	20						
4 特定の取引に係る偶発債務	50						
(うち経過措置を適用する元本補填信託契約)	50						
5 N I F又はR U F	50						
6 原契約期間が1年超のコミットメント	50						
7 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100						
(うち借入金の保証)	100						
(うち有価証券の保証)	100						
(うち手形引受)	100						
(うち経過措置を適用しない元本補填信託契約)	100						
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100						
8 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—						
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100						
控除額 (▲)	—						
9 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100						
10 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100						
11 派生商品取引及び長期決済期間取引	—						
カレント・エクスポージャー方式	—						
派生商品取引	—						
外為関連取引	—						
金利関連取引							
金関連取引	—						
株式関連取引	—						
貴金属(金を除く)関連取引	—						
その他のコモディティ関連取引	—						
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)	—						
長期決済期間取引	—						
S A - C C R	—						
派生商品取引	—						
長期決済期間取引	—						
期待エクスポージャー方式	—						
12 未決済取引	—						
13 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0						
14 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100						
合 計	—						

[作成要領]
1 「4」及び「7」の内書き中の「経過措置」とは、平成22年3月31日前において当該連合会の締結する元本補填信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、平成19年3月31日前の自己資本比率の算出の例による場合を指す。
2 「8」内書き「控除額(▲)」には、求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用組合が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の8%に相当する額を下回ったときに、当該下回る額を8%で除して得た額を記載するものとする。ただし、一部資産(オン・バランス)項目で信用リスク・アセットの額が計上される場合には、当該計上額を控除額に加えて記載するものとする。
3 遡及適用又は誤謬(びゆう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

[単体自己資本比率]

(7-1-5-A) (付表3) オペレーショナル・リスク相当額算出表

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円)

掛目	オペレーショナル・ リスク相当額	直近1年間		左記の前1年間		左記の前1年間	
		粗利益 (掛目前)	粗利益 (掛目後)	粗利益 (掛目前)	粗利益 (掛目後)	粗利益 (掛目前)	粗利益 (掛目後)
15%							

(記載上の注意)

- 1 「粗利益」が負の値である場合、当該負の値を記載する（零を記載又は記載の省略はしない。）。
- 2 オペレーショナル・リスク相当額は、「粗利益（掛目後）」の直近3年間の平均値である。なお、「粗利益（掛目後）」が正の値とならない年がある場合には、当該「正とならない年」以外の年の「粗利益（掛目後）」の合計額を当該正とならない年以外の年数で除して得た額を記載する。

〔漁業協同組合連合会用〕
(7-1-5－B) 単体自己資本比率の状況（ 年 月 日現在）
（作成部・課_____作成責任者_____）
（単位：千円）

項 目	前々期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産（オン・バランス）項目		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目		
ＣＶＡリスク相当額を８パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%	%

- 〔作成要領〕
- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第1項及び第100条第1項において準用する法第11条の6第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
 - 遡及適用又は誤謬(びゅう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。
 - 他の金融機関等（「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号）第5条第3項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

（単位：千円）

区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	
農林中央金庫の対象資本調達手段	
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	

〔単体自己資本比率〕

(7-1-5-B) (付表1) 資産（オン・バランス）項目の信用リスク・アセット残高内訳表

(作成部・課 作成責任者)
(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	前々期末				前期末			
		リスク・ウェイトの加重平均値 (%)	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	リスク・ウェイトの加重平均値 (%)	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
			資産の額	信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額		資産の額	信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額
	—	A (=D/B)	B	C	D	A' (=D' /B')	B'	C'	D'
1 現金	0								
2 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0								
3 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～100								
4 国際決済銀行等向け	0								
5 我が国の地方公共団体向け	0								
6 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～100								
7 国際開発銀行向け	0～100								
8 地方公共団体金融機構向け	10～20								
9 我が国の政府関係機関向け	10～20								
10 地方三公社向け	20								
11 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20～100								
12 法人等向け	20～100								
13 中小企業等向け及び個人向け	75								
14 抵当権付住宅ローン	35								
15 不動産取得等事業向け	100								
16 三月以上延滞等	50～150								
17 取立未済手形	20								
18 信用保証協会等による保証付	0～10								
19 株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による保証付	10								
20 出資等	100～1250								
（うち出資等のエクスポージャー）	100								
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250								
21 上記以外	100～250								
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250								
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250								
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250								
（うち総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250								
（うち総株主等の議決権の100分の10を超える）議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	150								
（うち右記以外のエクスポージャー）	100								
22 証券化	—								
（うちSTC要件適用分）	—								
（うち非STC要件適用分）	—								
23 再証券化	—								
24 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—								
25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—								
26 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）	—								
合計（信用リスク・アセットの額）	—								

- (注) 1 「12 法人等向け」について100%のリスク・ウェイトを用いる特例の利用状況：
(利用していない＝0、利用している＝1)
- 2 標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：
(用いない＝0、簡便手法＝1、包括的手法＝2)
上記において包括的手法（＝2）を使用する場合のボラティリティ調整率の種類：
(標準的ボラティリティ調整率＝1、自組合推計ボラティリティ調整率＝2)
- 3 法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引に用いるリスク削減手法：
(エクスポージャー変動額推計モデルを用いない場合＝0、用いる場合＝1)

〔作成要領〕

- 1 本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。
- 2 本表における「資産の額」は、個別貸倒引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
- 3 「資産の額」については、その損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
- 4 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の項目として記載する（保証人等の項目としては記載しない。）。
- 5 ローン・パーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の項目として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。
- 6 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する（除算の分母が零である場合は、記載せずに空欄とする。）。
- 7 「11 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。
- 8 「12 法人等向け」には、「13 中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。
- 9 「13 中小企業等向け及び個人向け」には、リスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーのみを記載する。
- 10 「16 三月以上延滞等」には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当割勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーを記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。
- 11 「18 信用保証協会等による保証付」は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。
- 12 「21 上記以外」の「（うち右記以外のエクスポージャー）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第2号）第48条において「右記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100%と定めているエクスポージャーを記載する。
- 13 「22 証券化」の「STC要件適用分」は適格STC要件を満たすエクスポージャー、「非STC要件適用分」は適格STC不適用となったエクスポージャーを対象とする。
- 14 「24 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。
「信用リスク削減効果適用前の資産の額」にはリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。
当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。
また、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額、信用リスク・アセットの内訳を以下に記載すること。

計算方式	当期末 信用リスク削減効果 適用前資産の額	当期末 信用リスク削減効果適用後 信用リスク・アセットの額
ルック・スルー方式		
マンドレート方式		
蓋然性方式（250%）		
蓋然性方式（400%）		
フォールバック方式（1250%）		

- 15 「25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」には、土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入された額の合計額を記載する。
- 16 「26 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」（平成25年3月8日金融庁・農林水産省告示第1号）附則第10条第2項の規定に従い、リスク・アセットに算入されなかった額（減算された額）を記載する。
- 17 遡及適用又は誤謬(びゅう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

[単体自己資本比率]

(7-1-5-B) (付表2) オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセット残高内訳表

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円)

項 目	掛 目 (%)	前々期末			前期末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
1 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0						
2 原契約期間が1年以下のコミットメント	20						
3 短期の貿易関連偶発債務	20						
4 特定の取引に係る偶発債務	50						
(うち経過措置を適用する元本補填信託契約)	50						
5 N I F又はR U F	50 (75)						
6 原契約期間が1年超のコミットメント	50						
7 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100						
(うち借入金の保証)	100						
(うち有価証券の保証)	100						
(うち手形引受)	100						
(うち経過措置を適用しない元本補填信託契約)	100						
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100						
8 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—						
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100						
控除額 (▲)	—						
9 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100						
10 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100						
11 派生商品取引及び長期決済期間取引	—						
カレント・エクスポートジャー方式	—						
派生商品取引	—						
外為関連取引	—						
金利関連取引							
金関連取引	—						
株式関連取引	—						
貴金属(金を除く)関連取引	—						
その他のコモディティ関連取引	—						
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)	—						
長期決済期間取引	—						
S A - C C R	—						
派生商品取引	—						
長期決済期間取引	—						
期待エクスポートジャー方式	—						
12 未決済取引	—						
13 証券化エクスポートジャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0						
14 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポートジャー	100						
合 計	—						

[作成要領]

- 1 「4」及び「7」の内書き中の「経過措置」とは、平成22年3月31日前において当該連合会の締結する元本補填信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、平成19年3月31日前の自己資本比率の算出の例による場合を指す。
- 2 「8」内書き「控除額(▲)」には、求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用組合が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の8%に相当する額を下回ったときに、当該下回る額を8%で除して得た額を記載するものとする。ただし、一部資産(オン・バランス)項目で信用リスク・アセットの額が計上される場合には、当該計上額を控除額に加えて記載するものとする。
- 3 遡及適用又は誤謬(びゅう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔単体自己資本比率〕

(7-1-5-B) (付表3) オペレーショナル・リスク相当額算出表

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円)

掛目	オペレーショナル・ リスク相当額	直近1年間		左記の前1年間		左記の前1年間	
		粗利益 (掛目前)	粗利益 (掛目後)	粗利益 (掛目前)	粗利益 (掛目後)	粗利益 (掛目前)	粗利益 (掛目後)
15%							

- (注) 1 「粗利益」が負の値である場合、当該負の値を記載する（零を記載又は記載の省略はしない。）。
- 2 オペレーショナル・リスク相当額は、「粗利益（掛目後）」の直近3年間の平均値である。なお、「粗利益（掛目後）」が正の値とならない年がある場合には、当該「正とならない年」以外の年の「粗利益（掛目後）」の合計額を当該正とならない年以外の年数で除して得た額を記載する。

7-1-6 自己資本比率計算表（連結自己資本比率の状況）

〔農業協同組合連合会用〕

（7-1-6－A）連結自己資本比率の状況（ 年 月 日現在）

（作成部・課_____作成責任者_____）

（単位：千円）

項 目	前々期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 （イ）		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 （ロ）		
自己資本		
自己資本の額 （（イ）－（ロ）） （ハ）		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産（オン・バランス）項目		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 （ニ）		
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 （（ハ）／（ニ））	%	%

〔作成要領〕

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。
- 他の金融機関等（「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号）第13条第4項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

（単位：千円）

区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	
農林中央金庫の対象資本調達手段	
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	

〔漁業協同組合連合会用〕

(7-1-6－B) 連結自己資本比率の状況（ 年 月 日現在）

（作成部・課_____作成責任者_____）

（単位：千円）

項 目	前々期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 （イ）		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 （ロ）		
自己資本		
自己資本の額 （（イ）－（ロ）） （ハ）		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産（オン・バランス）項目		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 （ニ）		
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 （（ハ）／（ニ））	%	%

〔作成要領〕

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第1項及び第100条第1項において準用する法第11条の6第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 遡及適用又は誤謬(びゅう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。
- 他の金融機関等（「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号）第13条第4項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

（単位：千円）

区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	
農林中央金庫の対象資本調達手段	
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	

8-1-6 信用格付状況と自己査定結果（ 年 月末）

（作成部・課_____作成責任者_____）

（単位：先）

債務者格付 ランク	格付 符号	定 義	自 己 査 定 結 果				
			正常先	要注意先	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
計							

[作成要領]

- 1 本表は、信用格付けを行っている連合会について、当連合会の格付ランク数に合わせて作成する。
- 2 今回検査実施日の直近の決算期末の自己査定における債務者区分に基づき記載する。

8-1-9 延滞債権を有する債務者エクスポージャー上位〇先リスト

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円、%)

[illegible]

[作成要領]

- 1 3カ月以上延滞した者ごとに、エクスポージャー額の大きな順に記載する。
2 「資金種別」には、貸出金、〇〇未収金等勘定科目名を記載する。
3 「延滞エクスポージャー額」には、債権ごと（例えば貸出金が数本ある場合、貸出金個々の単位で記載）の金額を記載する。
4 「個別引当金・部分直接償却額」には、債権ごと（例えば貸出金が数本ある場合、貸出金個々の単位で記載）の金額を記載する。
5 「引当率」には、取引先ごとに、延滞エクスポージャー合計に対する個別引当金・部分直接償却額合計の引当率を記載する。

8-1-10 中小企業等向け及び個人向けエクスポージャー上位〇先リスト

(作成部・課 _____ 作成責任者 _____)

(単位：千円、%)

[illegible]

[作成要領]

- 1 債務者（密接不可分な者を含む）ごとに、エクスポージャー額の大きな順に記載する。
- 2 「代表取引先名」には、債務者（密接不可分な者を含む）を代表する者の名称を記載する。
- 3 「取引先名」には、債務者に含まれる取引先の名称を記載する。
- 4 「業種」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第2号）第39条第3項又は「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第3号）第39条第3項の区分に基づき、以下の4業種から選択して記載する。
 - ① 製造業等（建設業、運輸業等を含み、②～④の業種に属さない事業を主たる事業として営む資本金3億円以下及び常時使用する従業員が300人以下の法人）
 - ② 卸売業（卸売業を主たる事業として営む資本金1億円以下及び常時使用する従業員が100人以下の法人）
 - ③ サービス業（サービス業を主たる事業として営む資本金5,000万円以下及び常時使用する従業員が100人以下の法人）
 - ④ 小売業（小売業を主たる事業として営む資本金5,000万円以下及び常時使用する従業員が50人以下の法人）
- 5 「単体エクスポージャー額」には、取引先名ごとにエクスポージャーの額を記載する。

9-1-4 債権の自己査定実施状況(年 月末)

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：百万円、%)

科 目	引当処理前 (a)	自己査定実施額 (b)	実施率 (b)/(a)
貸付有価証券			
割 引 手 形			
貸 付 金 (債務者数)	(件)	(件)	
手 形 貸 付			
証 書 貸 付			
当 座 貸 越			
貸 出 金 計		()	()
債務保証見返			
外 国 為 替			
与信関連未収利息			
与信関連仮払金			
債 権 合 計	()	()	
債 務 者 数 等	(件)	(件)	

[作成要領]

- 1 債権とは、総与信(貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、未収利息、仮払金の融資関連科目)をいう。
- 2 「引当処理前」とは、決算期末時点における残高試算表額であり、個別貸倒引当金(部分直接償却含む。)引当前の計数を記載する。したがって、直接償却や債権売却等による期中の不良債権処理については考慮しないものとする。
- 3 「貸出金計」欄のカッコ(内書き)は、簡易な基準による査定分(住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等の貸出金)の計数を記載する。
- 4 「債務者数等」欄には、プロジェクト・ファイナンス及びソブリン債権を含む。
- 5 「債権合計」及び「債務者数等」欄のカッコ(内書き)は、それぞれ非区分債権及び同債務者数等を除いた計数を記載する。

9-1-5-① 抽出の状況（債権単体ベース）

（作成部・課_____作成責任者_____）

決算期末（件、百万円）

総債務者数 A	
債権総額 B	
貸出金	
債務保証見返	
外国為替	
貸付有価証券	
与信関連未収利息	
与信関連仮払金	

抽出符号	抽出金額基準		債務者数 C	債権額 D	C/A*100 (%)	D/B*100 (%)	累計 1 (%)	累計 2 (%)
正		百万円以上						
正（不・建）		百万円以上						
要		百万円以上						
懸								
実								
破								
ブ								
簡易査定 正								
要								
懸								
実								
破								
小計								

前		百万円以上				
漁 又は 監		百万円以上				
D－破						
D－危						
D－三						
D－条						
管						
後						
大		百万円以上				
赤		百万円以上				
債超		百万円以上				
無配		百万円以上				
株		百万円以上				
当		百万円以上				
法		百万円以上				
実同		百万円以上				
条						
利息						
延		日以上				
役						
連						
不						
特						
暴						
分						
他貯						
複		百万円以上				
貯		百万円以上				
土地		百万円以上				
財		上位先				
ノ		上位先				
ソ						
員						
地						
出						
担						
小計						

合計						
----	--	--	--	--	--	--

〔作成要領〕 抽出符号が複数ある債務者については、項目の上から順に優先してカウントすること。

9-1-5-② 抽出の状況（子会社等営業貸付金）

（作成部・課 _____ 作成責任者 _____）
（子会社名 _____）

決算期末（件、百万円）

総債務者数	A	
営業貸付金総額	B	

抽出符号	抽出金額基準		債務者数C	債権額D	C/A*100(%)	D/B*100(%)	累計1(%)	累計2(%)
正		百万円以上						
正（不・建）		百万円以上						
要		百万円以上						
懸								
実								
破								
プ								
簡易査定 正								
要								
懸								
実								
破								
小計								

後						
大		百万円以上				
赤		百万円以上				
債超		百万円以上				
無配		百万円以上				
株		百万円以上				
法		百万円以上				
実同		百万円以上				
条						
利息						
延		日以上				
役						
不						
特						
暴						
分						
他貯						
複		百万円以上				
土地		百万円以上				
財		上位先				
ノ		上位先				
ソ						
小計						

合計						
----	--	--	--	--	--	--

〔作成要領〕 抽出符号が複数ある債務者については、項目の上から順に優先してカウントすること。

9-1-5-③ 書拔範圍（抽出基準）

「債権（単体ベース）」

『例』

○○○○○○連合会

基準目： . . .

番号	書抜の範囲（抽出基準）	符 号
1	自己査定における債務者区分 イ 正常先 債権 百万円以上の先 ロ うち不動産業・建設業 各上位 先、計 先 ハ 要注意先 ニ 破綻懸念先 全債務者 ホ 実質破綻先 ヘ 破綻先 （注１）信用格付を導入している場合は、使用している数字・記号等を抽出符号の脇に括弧書きすること。 （注２）イロのうち、自己査定で抽出し検証した先は「自正」と符号を付すこと。	正 正（不・建） 要 懸 実 破 自 正
2	前回検査において要注意先以下に区分された取引先のうち、 債権 百万円以上の先 （注）調査表上に債務者区分、債権額（勘定別・貸出金科目別）及び分類額（勘定別・貸出金科目別及び分類符号）を注記すること。	前
3	全漁連又は会計監査人の監査において要注意先以下に区分された取引先のうち、 債権 百万円以上の先 （注）調査表上に債務者区分、債権額（勘定別・貸出金科目別）及び分類額（勘定別・貸出金科目別及び分類符号）を注記すること。	漁又は監
4	農協法（又は水協法）に基づく開示債権 イ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ロ 危険債権 ハ 三月以上延滞債権 ニ 貸出条件緩和債権	D－破 D－危 D－三 D－条
5	要管理債権（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成１０年法律第１４３号）第３条第２項第１号の規定により、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成１０年法律第１３２号）第６条第２項に規定する基準に従って区分する債権で同法施行規則（平成１０年金融再生委員会規則第２号）第４条第４項に規定する「要管理債権」をいう。）	管
6	決算期末日以降の後発事象（貸出金調査表未作成先は新たに作成すること。） ・債務者区分が悪化するもの ・不動産担保の処分若しくは処分可能見込額の低下等によって、著しく分類額の増加が見込まれる先（下位分類区分への移行を含む。）	後
7	大口貸出金 債権残高 百万円以上の先	大

<次葉へ続<>

＜続き＞

番号	書抜の範囲（抽出基準）	符 号
----	-------------	-----

8	赤字決算先 検査基準日直前決算期において赤字(営業段階での赤字及び連結赤字を含む。)又は、繰越欠損のある先(粉飾決算等で実質赤字となっている先を含む。)のうち、債権残高 百万円以上の先 ただし、会員総合農協については、 百万円以上のものについて貸出金調査表を作成するものとする。	赤
9	債務超過先 検査基準日直前決算期において債務超過(不稼働資産、不良資産等により実態B/S上債務超過となっている先(連結ベースでの債務超過を含む。))の先で、債権残高 百万円以上の先	債 超
10	無配会社 上場又は店頭気配取引のある先で債権残高 百万円以上の先	無 配
11	預貯金、積金担保、農業信用基金協会、漁業信用基金協会等保証以外の当座貸越契約先で貸越残高 百万円以上の先。 ただし、会員農協については、大口先未満のうち上位 先とする。	当
12	調査表作成先の法人の役員又は従業員に対する債権で、 債権残高 百万円以上の先	法
13	調査表作成先の連結子会社等実質同一債務者に対する債権で 債権残高 百万円以上の先。なお、自己査定抽出チェックシートによる査定を原則とするが、検査責任者が指示する場合は、貸出金調査表を作成の上、査定を行う。	実 同
14	融資条件を変更した先 注：基本的に貸出条件緩和先(期限延長等)とする。なお、判断に迷う案件については、個別案件ごとに検査責任者に相談の上、抽出するものとする。	条
15	利息貸出のある先(地方公共団体等を除く。)	利 息
16	延滞債務者 イ 割引手形の期日経過後延滞している先 ロ 債権で支払期日経過後 日以上延滞している先 ただし、 ① 割賦弁済契約の債権については、各支払期日経過後 日以上延滞している先 ② 預貯金担保貸出しは、支払期日経過後 日以上延滞している先 ③ 農業信用基金協会、漁業信用基金協会等保証付貸出金は、支払期日経過後 日以上延滞している先 ④ 定型の消費者ローン、事業者ローン及び住宅ローン(以下「消費者ローン等」という。)は、支払期日経過後 日以上延滞している先(ただし、簡易な方法により債務者区分をせずに分類している場合で、延滞以外の事象を自己査定基準で規定している場合は当該事象を加えて一覧表等により別途抽出することもできる。) ハ 担保となっている定期積金が、検査基準日において 回以上延滞となっている先	延

<次葉へ続く>

<続き>

番号	書抜の範囲(抽出基準)	符 号
----	-------------	-----

17	自連合会の役員、役員の3親等以内の親族（個人・役員企業）関係貸出 貸出時又は退職後3年以内の自連合会役員及び事実上自連合会の役員と認められる者に対する債権（ただし、預貯金担保貸出し及び定型の消費者ローン等のみの者は除く。） ただし、会員農協の組合長が代表権・支配権を有する企業の場合は、上記12に準ずるものとする。	役
18	子会社等への債権 連結の対象となる子会社等（関係会社、持分法適用会社を含む。）への債権のある先	連
19	不祥事件関係債権 いわゆる不祥事件のほか連合会の信用を著しく失墜した事件等に関係した債権	不
20	いわゆる特殊出資者（総会屋。雑誌等で名指しされている個人・団体を含む。）	特
21	暴力団関係に対する債権	暴
22	名義分割となっている債権（迂回融資、名義貸等によって分割して貸し出しているもの）	分
23	他金融機関等預貯金担保貸出	他 貯
24	複数の部署で取引している先（制度融資及び外為の取次にかかる複数支所取引を除く。）で、債権残高 百万円以上の先	複
25	預貯金の歩溜まりが低い先 検査基準日現在において、預貯金残高が債権残高（スプレッド貸出し、基金協会保証付貸出し、消費者ローン等及び対外貸付けを除く。）の5%未満の先（地方公共団体を除く。）で、債権残高 百万円以上の先。 なお、抽出区分により抽出された孫会員については、信連と会員農協の合計の貯金残高シェア5%未満の先がある場合は、同様に、「貯」の符号を付すこと。	貯
26	土地関連融資 国土利用計画法に基づく監視区域の届出対象土地取引に係る貸出しで、債権残高 百万円以上の先	土 地
27	財テク資金融資	財
28	ノンバンク融資 百万円以上の先	ノ
29	ソブリン債権（リスク対象国及びアジアに限る。）	ソ
30	プロジェクトファイナンスの債権	プ
31	員外貸出先（事後を含む。）	員
32	地区外貸出先（事後を含む。）（農業協同組合連合会のみ）	地
33	出資担保（見返りを含む。）貸出先	出
34	商品担保、保証金担保、権利金担保、事業区域外の不動産担保を徴求している者	担

<次葉へ続く>

<続き>

番号	書抜の範囲（抽出基準）	符 号
----	-------------	-----

	[その他付記すべき符号]	
35	自己査定において抽出し、実際に検証した先	自
36	支所長権限により融資実行した債権 (注) 当該案件の番号の左側にも「所」の表示をする。	所
37	上場会社に対する債権の表示 イ 一部上場会社に対する債権 ロ 二部上場会社に対する債権	一 部 二 部
38	取引深度の表示 イ 自連合会が主力取引先の場合 ロ 自連合会が準主力取引先の場合 (注) すべての債務者について自連合会の融資シェア(%)を付記するとともに、主力以外の場合には、主力金融機関名及びそのシェアも付記すること。	主 準
39	貸出金以外の債権を有する先 債務保証見返(別途調査表作成) 外国為替(別途調査表作成) 未収利息 仮払金	債 保 外 為 未 収 仮 払 連 受
40	連結の対象となる子会社等(子法人等、関連法人等を含む。)からの債権のある先 当該子会社等名を表示すること(略式可)。	
41	総代等に対する貸出 (農業協同組合連合会のみ)	総
42	その他検査責任者が指示する事項 (例) イ 12月末の仮基準日査定資料については、基を右肩に付すこと。 ロ 3月末決算時時点における時点修正及び事情修正のある査定資料については、修を右肩に付すこと。 ハ 後発事象に係る査定資料については、後を右肩に付すこと。 ニ 自己査定の抽出基準以外で今回検査において新たに上記基準により抽出したものについては、抽を右肩に付すこと。	基 修 後 抽

[受託貸付金]

番号	抽 出 基 準
1	受託貸付金 イ 自己査定基準により抽出したものを対象とする。 ロ その他、検査責任者が必要に応じ指示した資料による。

[作成要領] 本表において「検査基準日」とは、自己査定日(直近決算期末日)を表す。

9-1-5-④ 書抜範囲

〔子会社等〕

番号	抽 出 基 準	
1	国内法人 ① 親連合会からの債権残高 億円以上の先 ② 当該子会社等の保有する営業貸付金残高 億円以上の先	リスト作成 (以下同じ)

〔抽出された子会社等の資産〕

番号	抽 出 基 準	
1	営業貸付金 以下「営業貸付金」の基準により抽出	
2	その他の資産 各勘定科目ごとの期末残高が 億円以上の科目 (注) 親連合会と同様又は準じた方法により個別明細書等を作成	

〔営業貸付金〕

『例』

番号	書抜の範囲 (抽出基準)	符 号
1	自己査定において抽出し債務者区分を行った先 イ 正常先 営業貸付金 百万円以上の先 ロ うち不動産業・建設業 営業貸付金 百万円以上の先 ハ 要注意先 営業貸付金 百万円以上の先 ニ 破綻懸念先 ホ 実質破綻先 ヘ 破綻先 (注1) 信用格付を導入している場合は、使用している数字・記号等を抽出符号の脇に括弧書きすること。 (注2) イロのうち、自己査定で抽出し検証した先は「自正」と符号を付すこと。	正 正(不・建) 要 懸 実 破
2	決算期末日以降の後発事象	後
3	大口貸出金 営業貸付金 百万円以上の先	大
4	赤字決算先 検査基準日直前決算期において赤字(経常段階での赤字を含む。)又は、繰越欠損のある先(粉飾決算等で実質赤字となっている先を含む。)で、 営業貸付金 百万円以上の先	赤
5	債務超過先 検査基準日直前決算期において債務超過(不稼働資産、不良資産等により実体B/S上債務超過となっている先を含む。)の先で、 営業貸付金 百万円以上の先	債 超
6	無配会社 上場又は店頭気配取引のある先で債権残高 百万円以上の先	無 配
7	調査表作成先の法人の役員又は従業員に対する債権で、	法

<次葉へ続く>

<続き>

番号	書抜の範囲（抽出基準）	符 号
	債権残高 百万円以上の先	
8	調査表作成先の連結子会社等実質同一債務者に対する債権で 債権残高 百万円以上の先	実 同
9	融資条件を変更した先	条
10	利息貸出のある先（地方公共団体等を除く。）	利 息
11	延滞債務者 営業貸付金で支払期日経過後 日以上延滞している先 ただし、簡易な方法により分類している場合で、延滞以外の事 象を自己査定基準で規定している場合は当該事象を加味して一覧 表等により別途抽出することもできる。	延
12	自連合会の役員、役員の3親等以内の親族（個人・役員企業）関係貸出 貸出時又は退職後3年以内の自連合会役員及び事実上自連合会の 役員と認められる者に対する債権（ただし、預貯金担保貸出及び定 型の消費者ローン等のみの者は除く。）	役
13	不祥事件関係貸付 いわゆる不祥事件のほか連合会等の信用を著しく失墜した事件等 に関係した営業貸付金	不
14	いわゆる特殊出資者（総会屋。雑誌等で名指しされている個人・団体を 含む。）	特
15	暴力団関係に対する営業貸付金	暴
16	名義分割となっている債権	分
17	他金融機関等預貯金担保貸出	他 貯
18	複数店で取引している先（制度融資及び外為の取次に係る複数支所取 引を除く。）で、債権残高 百万円以上の先	複
19	土地関連融資 国土利用計画法に基づく監視区域の届出対象土地取引に係る融資 で、債権残高 百万円以上の先	土 地
20	財テク資金融資上位 先（各支所単位）	財
21	ノンバンク融資上位 先（各支所単位）	ノ
22	ソブリン債権（リスク対象国及びアジアに限る）	ソ
23	プロジェクトファイナンスの債権	プ
	[その他付記すべき符号]	
24	他の連結の対象となる子会社等（子法人等、関連法人等を含む。）か らの営業貸付金のある先 当該子会社等名を表示すること（略式可）。	連 受

9-1-6-① 総資産の自己査定結果（単体）（ 年 月末）

（作成部・課_____作成責任者_____）

（単位：千円）

資 産	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
買 入 金 銭 債 権					
有 価 証 券					
うち貸付有価証券					
うち金融機関保証付私募債					
貸 出 金					
外 国 為 替					
そ の 他 資 産					
うち与信関連仮払金					
うち与信関連未収利息					
固 定 資 産					
うち不動産					
外 部 出 資					
債務保証見返					
そ の 他					
貸倒引当金（▲）					
うち一般貸倒引当金（▲）					
その他の引当金（▲）					
資 産 合 計					
債 権 合 計					

〔作成要領〕

- 1 償却・引当処理後ベースで記載する。
- 2 「債権合計」欄は、一般貸倒引当金を控除しないこと。

9-1-6-② 総資産の自己査定結果（連結）（ 年 月末）

（作成部・課_____作成責任者_____）

（単位：千円）

資 産	帳 簿 額	分 類 状 況			
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
買 入 金 銭 債 権					
有 価 証 券					
うち貸付有価証券					
うち金融機関保証付私募債					
貸 出 金					
外 国 為 替					
そ の 他 資 産					
うち与信関連仮払金					
うち与信関連未収利息					
固 定 資 産					
うち不動産					
外 部 出 資					
債務保証見返					
そ の 他					
貸倒引当金（▲）					
うち一般貸倒引当金（▲）					
その他の引当金（▲）					
資 産 合 計					
債 権 合 計					

〔作成要領〕

- 1 償却・引当処理後ベースで記載する。
- 2 「債権合計」欄は、一般貸倒引当金を控除しない。

9-1-7 債務者区分別先数の推移

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：先)

		今回検査（ 年 月 月末）						
		正常先	要注意先	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先	取引解消先等	計
前回検査（ 年 月 末）	正常先							
	要注意先							
	破綻懸念先							
	実質破綻先							
	破綻先							
	計							* 1
前回検査時以降取引開始先								
合 計								* 2

[作成要領]

- 1 本表は、今回検査実施日の直近決算期末に貸出金残高等を有する者を基準として、前回検査実施日の直近決算期末以降の債務者区分の推移を記載する（「取引解消先等」欄には、今回検査実施日の直近決算期末の自己査定時に貸出金残高が零となっている先を含む。）。なお、先数は、与信枠でなく残高ベースで把握すること。
- 2 今回検査実施日の直近決算期末の自己査定先について、前回検査実施日の直近決算期末の自己査定結果等を記載する（前回検査時において、債務者区分を変更している場合は、変更後の区分による。）。
- 3 前回検査時以降取引開始先欄には、前回検査実施日の直近決算期末において自己査定を行っていない先で、今回検査実施日の直近決算期末において、自己査定を行っている先を含む。
- 4 * 1 は前回検査時の債務者数と、* 2 は今回検査時の債務者数と一致する。

9-1-8 業種別の貸出金推移表

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円、%)

業 種 別	前々年度末（ 年 月） a				前年度末（ 年 月） b				今回検査時				増 減 b - a			
	債務 者数	構成比	貸出金額	構成比	債務 者数	構成比	貸出金額	構成比	債務 者数	構成比	貸出金額	構成比	債務 者数	構成比	貸出金額	構成比
農業																
林業																
水産業																
製造業																
建設業																
金融・保険業																
ノンバンク																
不動産業																
サービス業																
地方公共団体																
その他																
貸出総計																

〔作成要領〕 「今回検査時」欄は、今回検査実施日直近前月末日現在で記載する。

9-1-9 内部留保等の状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円、%)

		前々年度末			前年度末		
		繰入又は 積立額	戻入又は 取崩額	差引内部 留保額	繰入又は 積立額	戻入又は 取崩額	差引内部 留保額
損益処分 留保額	貸倒引当金						
	相互援助積立金 (農業協同組合連合会のみ)						
	退職給付引当金						
	役員退職慰労引当金						
	減価償却						
	商品有価証券売買損失引当金						
	金融商品取引責任準備金						
計							
利益処分 留保額	資本準備金						
	利益準備金						
	任意積立金						
	(うち 積立金)						
	(うち 積立金)						
	(うち 積立金)						
	繰越剰余金						
回転出資金							
計							
合 計				(A)			(A)
当 期 剰 余 金							
損費処分留保額							
計 (B)				(B)			(B)
内部留保率(A)／(B)				%			%

9-1-12 総資産の自己査定結果の推移

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円)

資 産	前回検査（ 年 月末）		年 月末		年 月末		今回検査（ 年 月末）	
	帳簿額	分類額	帳簿額	分類額	帳簿額	分類額	帳簿額	分類額
買入金銭債権								
有価証券								
うち貸付有価証券								
うち金融機関保証付私募債								
貸出金								
外国為替								
その他資産								
うち与信関連仮払金								
うち与信関連未収利息								
固 定 資 産								
うち不動産								
外部出資								
債務保証見返								
その他								
貸倒引当金（▲）								
うち一般貸倒引当金（▲）								
その他の引当金（▲）								
資産合計								
債権合計								

〔作成要領〕

- 1 前回検査実施日の直前の決算期末から今回検査実施日の直前の決算期末までの自己査定結果を記載する。
- 2 表示されている資産科目以外に分類した科目があった場合には、欄を設けて当該科目を記載する。
- 3 分類額は、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類額の合計額。
- 4 償却・引当処理後ベース。
- 5 債権合計は一般貸倒引当金を控除しない。

9-1-21 子会社等の自己査定結果

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：百万円)

子会社等名	業種	決算月	支配関係	総資産	子会社等資産の査定結果			純資産勘定	当連合会 保有債権 額	当組合債権の自己査定結果			特定債務者 支援引当金 繰入額
					Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ			Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	

[作成要領]

- 1 本表は、子会社等資産につき、当連合会自己査定による資産査定を行った先について、記載すること。
- 2 「支配関係」欄は、子会社、子法人等及び関連法人等の別を記載する。
- 3 「子会社等資産の査定結果」欄は、直近決算における償却・引当後の総資産ベースで記載する。
- 4 被検査系統金融機関と決算期が3か月超ずれている場合は、仮決算ベース（仮決算における償却・引当は考慮せず。）で記載する。
- 5 「純資産勘定」欄は、直近決算ベースで記載すること。
- 6 当連合会保有債権額は、貸出金、未収利息、仮払金、外国為替及び債務保証見返の勘定ベースとする。
- 7 「特定債務者支援引当繰入額」欄には、個別貸倒引当金を含む。

9-1-24-① 貸付債権流動化の状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

年 月 期における貸付債権流動化実績

(単位：千円)

譲渡先	譲渡日	原債務者名	債務者区分	譲渡債権帳簿額		譲渡金額	売却損益	リスク 転嫁の 有無
					うち引当金繰入額			

[作成要領]

- 1 「譲渡先」は、貸付債権信託契約によるものは、受益権の購入者を記載する。
- 2 「債務者区分」欄は、譲渡した日の直前期に実施した自己査定 of 債務者区分によること（自己査定を行っていない場合は、記入不要）。
- 3 「うち引当金繰入額」欄は、譲渡した日の直前期に実施した自己査定等に基づき実施した引当金繰入額（個別貸倒引当金、特定債務者支援（債権放棄方式）引当金繰入額）を記載すること。
- 4 本表は、譲渡日ベースで、前回検査実施日を含む事業年度から今回検査実施日を含む事業年度（当期）まで作成すること。『本表を初めて提出するときは、リスクが転嫁されないものが残存している場合、当該流動化案件についてはすべて記載すること。』
- 5 原債務者の自己査定を行っている場合は、直近のワークシートを添付すること。

9-1-24-② 貸付債権流動化の状況（子会社等）

（作成部・課_____作成責任者_____）

年 月期における貸付債権流動化実績

（単位：千円）

譲渡先	譲渡日	原債務者名	債務者区分	譲渡債権帳簿額		譲渡金額	売却損益	リスク 転嫁の 有無
					うち引当金繰入額			

〔作成要領〕

- 1 本表は、子会社等が保有していた貸付債権のうち、流動化したものを記載する。
- 2 「債務者区分」欄は、譲渡した日の直前期に実施した自己査定 of 債務者区分によること（自己査定を行っていない場合は、記入不要）。
- 3 「うち引当金繰入額」欄は、譲渡した日の直前期に実施した自己査定等に基づき実施した引当金繰入額（個別貸倒引当金、特定債務者支援（債権放棄方式）引当金繰入額）を記載すること。
- 4 本表は、譲渡日ベースで、前回検査実施日を含む事業年度から今回検査実施日を含む事業年度（当期）まで作成すること。『本表を初めて提出するときは、リスクが転嫁されないものが残存している場合、当該流動化案件についてはすべて記載すること。』
- 5 原債務者の自己査定を行っている場合は、直近のワークシートを添付すること。

（単位：千円）

ラインシートNO		勘定科目	債権額	検 査 官 査 定										自 己 査 定										
債 務 者 名				債務者区分	引 当 金 処 理 前				計 A	償却・引当すべき額					債務者区分	引 当 金 処 理 前				計 B	償 却 ・ 引 当 額			
業 種					I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類		I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	I 分類		II 分類	III 分類	IV 分類	I 分類		II 分類	III 分類	IV 分類	
資 格 区 分																								
抽 出 符 号																								
1	貸出金																							
	債務見返																							
	外為																							
	未収利息																							
	仮払金																							
	貸有																							
	債権合計																							
2	貸出金																							
	債務見返																							
	外為																							
	未収利息																							
	仮払金																							
	貸有																							
	債権合計																							
3	貸出金																							
	債務見返																							
	外為																							
	未収利息																							
	仮払金																							
	貸有																							
	債権合計																							
4	貸出金																							
	債務見返																							
	外為																							
	未収利息																							
	仮払金																							
	貸有																							
	債権合計																							

[作成要領]

- 1 本表は、抽出債務者を対象に作成する。
- 2 単位未満の計数がある場合は「0」、皆無又は当該計数がない場合「－」と表示する。表中の合計欄について、端数調整をせず、そのまま切り捨てる。
各勘定科目の債権額は、引当処理前（検査官査定・自己査定）のⅠ～Ⅳ分類の合計額に一致する（なお、一致しない場合は、Ⅰ分類を端数調整する。）。
- 3 引当処理前とは、個別貸倒引当金（部分直接償却を含む。）引当前の計数を記載する。したがって、直接償却、債権売却等による期中の不良債権処理については考慮しないものとする。
（部分直接償却実施額は、償却引当額Ⅳ分類欄において（ ）書きで内書き表示する。）
- 4 要注意先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、債務者区分に（ ）書きで記載する。

9-1-28 総与信調査表目次（債権額ベース）②－1

(作成部・課 _____ 作成責任者 _____)
支 所 名 : _____

(単位：件、千円)

債務者名	債務者区分 変更理由	分類区分・金額 変更理由	農協法（又は水協法）に基づく開示・検査官査定					自 己 査 定					要管理先に係る 償却・引当すべき額 (A)	要管理先に係る 償却・引当額 (B)
			破産更生債 権及びこれ らに準ずる 債権	危険債権	三月以上 延滞債権	貸出条件 緩和債権	正常債権	破産更生債 権及びこれ らに準ずる 債権	危険債権	三月以上 延滞債権	貸出条件 緩和債権	正常債権		
債務者A														
債務者B														
債務者C														
債務者D														
債務者E														
債務者F														
債務者G														
債務者H														
債務者I														
合 計														
			うち要管理先に対する債権合計					うち要管理先に対する債権合計						

9-1-28 総与信調査表目次（債権額ベース・合計表）②－2

(作成部・課 _____ 作成責任者 _____)

支 所 名 : _____

(単位：件、千円)

償却・引当かいり額 計 (A－B)

	農協法（又は水協法）に基づく開示・検査官査定								自 己 査 定								要管理先に係る償却・引当かい離額 A－B				
	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	危険債権		三月以上 延滞債権		貸出条件 緩和債権		正常債権		破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	危険債権		三月以上 延滞債権		貸出条件 緩和債権				正常債権		
総 合 計																					
債務者区分 変更理由計	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		合計		
分類区分・金額 変更理由計	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		合計		
上記のうち債務者区分及び分類区分・金額ともに変更した件数 件										債務者区分及び分類区分・金額ともに変更していない件数 件											

		検査官査定結果							
		正常先	要注意先	要管理先	その他	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先	合計
自己査定結果	正常先								
	要注意先								
	要管理先								
	その他								
	破綻懸念先								
	実質破綻先								
	破綻先								
	合計								

- [作成要領]
- 単位未満切り捨て。単位未満の計数がある場合には「0」、皆無又は当該計数がない場合「－」と表示する。表中の合計欄については、端数調整をせず、そのまま切り捨てる。
 - 本表は、抽出債務者を対象に作成する。
 - 「債務者区分変更理由」欄及び「分類区分・金額変更理由」欄には、次に掲げる理由から主なものを1つ選び記号で記入する（⑨については、理由を付記）。
①財務分析不足、②債務者実態把握不十分、③自己査定基準の不備、④保証能力検討不十分、⑤担保評価不正確、⑥自己査定基準の適用誤り、⑦単純な事務ミス、⑧仮基準日以降の未補正、⑨その他
 - 要管理先（要管理債権がある債務者）に係る償却・引当すべき額計A、償却・引当計Bの差額であるかい離額は、総与信調査表目次②－1から計算して転記する。
 - 「債務者区分変更理由」欄の「合計」は、債務者区分の変更状況の総合計と一致する。
 - 総与信調査表目次②については、全支所ベースで集計した総括表を作成する。

9-1-28 総与信調査表目次（債権額ベース・合計表）③－1

作成部・課：_____

作成責任者：_____

支 所 名：_____

(単位：千円)

検 査 官 査 定											自 己 査 定										
債 務 者 区 分	貸出金計・引当処理前					償却・引当すべき額					債 務 者 区 分	貸出金計・引当処理前					償却・引当額				
		I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計 A	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類			I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計 B	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類
正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-	正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-
要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
実質破綻先 ()							-	-			実質破綻先 ()							-	-		
破綻先 ()							-	-			破綻先 ()							-	-		
合計							-	-			合計							-	-		

検 査 官 査 定											自 己 査 定										
債 務 者 区 分	債務保証見返計・引当処理前					償却・引当すべき額					債 務 者 区 分	債務保証見返計・引当処理前					償却・引当すべき額				
		I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計 A	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類			I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計 B	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類
正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-	正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-
要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
実質破綻先 ()							-	-			実質破綻先 ()							-	-		
破綻先 ()							-	-			破綻先 ()							-	-		
合計							-	-			合計							-	-		

9-1-28 総与信調査表目次（債権額ベース・合計表）③－2

作成部・課：_____
支 所 名：_____

作成責任者：_____

(単位：千円)

検 査 官 査 定											自 己 査 定										
債 務 者 区 分	外国為替計・引当処理前					償却・引当すべき額					債 務 者 区 分	外国為替計・引当処理前					償却・引当すべき額				
		I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計A	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類			I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計B	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類
正 常 先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-	正 常 先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-
要 注 意 先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要 注 意 先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
要 管 理 先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要 管 理 先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
破綻懸念先 ()	()	()	()	()	-	()	-	-	()	-	破綻懸念先 ()	()	()	()	()	-	()	-	()	-	()
実質破綻先 ()							-	-			実質破綻先 ()						-	-			
破綻先 ()							-	-			破綻先 ()						-	-			
合 計							-	-			合 計						-	-			

検 査 官 査 定											自 己 査 定										
債 務 者 区 分	未収利息計・引当処理前					償却・引当すべき額					債 務 者 区 分	未収利息計・引当処理前					償却・引当すべき額				
		I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計A	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類			I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計B	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類
正 常 先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-	正 常 先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-
要 注 意 先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要 注 意 先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
要 管 理 先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要 管 理 先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
実質破綻先 ()							-	-			実質破綻先 ()						-	-			
破綻先 ()							-	-			破綻先 ()						-	-			
合 計							-	-			合 計						-	-			

9-1-28 総与信調査表目次（債権額ベース・合計表）③－3

作成部・課：_____

作成責任者：_____

支 所 名：_____

(単位：千円)

検 査 官 査 定											自 己 査 定										
債 務 者 区 分	仮払金計・引当処理前					償却・引当すべき額					債 務 者 区 分	仮払金計・引当処理前					償却・引当すべき額				
		I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計A	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類			I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計B	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類
正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-	正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-
要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
実質破綻先 ()							-	-			実質破綻先 ()							-	-		
破綻先 ()							-	-			破綻先 ()							-	-		
合計							-	-			合計							-	-		

検 査 官 査 定											自 己 査 定										
債 務 者 区 分	貸付有価証券計・引当処理前					償却・引当すべき額					債 務 者 区 分	貸付有価証券計・引当処理前					償却・引当すべき額				
		I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計A	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類			I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計B	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類
正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-	正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-
要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
実質破綻先 ()							-	-			実質破綻先 ()							-	-		
破綻先 ()							-	-			破綻先 ()							-	-		
合計							-	-			合計							-	-		

9-1-28 総与信調査表目次（債権額ベース・合計表）③－4

作成部・課：_____
支 所 名：_____

作成責任者：_____

(単位：千円)

検 査 官 査 定											自 己 査 定										
債 務 者 区 分	債権合計・引当処理前					償却・引当すべき額					債 務 者 区 分	債権合計・引当処理前					償却・引当すべき額				
		I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計 A	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類			I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計 B	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類
正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-	正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-
要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
実質破綻先 ()							-	-			実質破綻先 ()							-	-		
破綻先 ()							-	-			破綻先 ()							-	-		
合計							-	-			合計							-	-		

- [作成要領]
- 1 本表は、総与信調査表目次①の勘定科目集計表（支所ベース）であり、全所ベースで集計した総括表を作成する。
- 2 要注意先及び破綻懸念先に係る自己査定欄の各勘定科目及び債権合計並びに償却・引当額の（ ）書きは、特定債務者支援引当金（債権放棄方式）を計上している先を記載する。特定債務者支援引当金（現金贈与方式）分は、検査基準日直近前事業年度末での当組合の保有債権見合いの引当でないことから、考慮しない（ ）書きは外書き、合計欄は内書きで合計して差し支えない。）。
なお、自己査定において要注意先としている場合、検査官査定では、Ⅲ、Ⅳ分類にかかる償却・引当すべき額と償却・引当が自己査定結果と一致している場合のみ、要注意先として記載されることに留意する。
- 3 債権者区分欄の（ ）書きは、先数を記載する。
- 4 債権合計の表について、債務者区分の（ ）書きは6勘定の単純合計数にならないことに留意する。

No. _____

[前回分類]
科目 与信残高 分類記号 分類額

融資シェア %
(主力、準主力、その他)

担当部署 (支所) _____
作成責任者: _____

主力行 _____ 銀行 %、準主力行 _____ 銀行 %、その他 _____ 銀行 %、 _____ 銀行 %

〔農業協同組合連合会用〕
(9-1-29－A) 総与信調査表

[抽出区分] _____

[債務者区分] _____

(資格区分：正、准、員外) (単位：千円)

科 目	当初貸出 年月日	分 類		貸 出 金 残 高		期 日	利率 (%)	保証人又は商手支払人			使途・ その他
		* 1	* 2	* 1	* 2			氏 名	続柄・職業	支払場所	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
合 計											

〔作成要領〕 * 1は自己査定基準日を、* 2は第2検査基準日（検査実施日直近前月末日をいう。）を表す。なお、* 1と* 2を別業とすることは可。

期別貸付金等の残高推移 (単位：千円)

科目／期別	前 回 検 査 時	年 3 ・ 9 月 末	年 3 ・ 9 月 末	年 3 ・ 9 月 末	年 3 ・ 9 月 末
貯 金					
(定 期 性)					
貸 出 金					
(商 手)					

担保（見返、見合を含む）その他の注記

	個別貸倒引当額 千円

債務者: _____ (代表者): _____

業 種: _____ 取引開始日 _____

住 所: _____

資産負債調 (単位：百万円)

科 目	年 月	月 日	増減 (△)
現金・預け金			
受 取 手 形			
売掛金			
製品・商品			
原材料・仕掛金			
その他流動資産			
流動資産計			
土地・建物			
機械器具備品等			
建設仮勘定			
投資勘定			
その他固定資産			
固定資産計			
繰延勘定			
資産総計 (A)			
支払手形			
買掛金			
短期借入金			
割引手形			
その他流動負債			
流動負債計			
長期借入金			
その他固定負債			
負債総計 (B)			
純財産 (A－B)			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
(当期純益金)			
売上高			
売上総利益			
営業利益			
経常利益			
税引前当期利益			
当期利益			
固定資産減価償却額			
固定資産減価償却不足累計額			
課税標準			
従業員数			

(担当検査官 _____)

担当部署 (支所) _____
作成責任者: _____

No. _____

[前回分類]
科目 与信残高 分類記号 分類額

融資シェア _____ %
(主力、準主力、その他)

担当部署 (支所) _____
作成責任者: _____

主力行 _____ 銀行 _____ %、準主力行 _____ 銀行 _____ %、その他 _____ 銀行 _____ %

[漁業協同組合連合会用]
(9-1-29-B) 総 与 信 調 査 表 (個 人 用)

[抽出区分] _____ [債務者区分] _____

(資格区分:正、准、員外)

(単位:円)

区分	科 目	当初貸出 年月日	分 類	与信残高	返済・ 償還期日	利 率 (%)	保 証 人 等		使途・その他
							氏 名	続柄・職業	
貸出金									
経済事業資産									
その他									
合 計									
貯金残高:当座 円、普通 円、通知 円、定期 円、その他 円									

期別貯金・貸出金残高

(単位:円)

区 分	前回 (年 月 日) 検査	年3、9月末	年3、9月末	年3、9月末	年3、9月末
貯 金					
(定期性)	()	()	()	()	()
貸 出 金					
(商 手)	()	()	()	()	()

担保の状況・条件変更の内容 (担保明細表を添付)

債務者の概況等

① 取引の経緯 (取引開始日、取引の経緯、取引の現状等)

② 債務者の現状 (業況及び財務内容等、破綻先の場合はその原因等)

債務者:

業 種: 取引開始:

住 所:

保有資産内容 [年 月 日 現在]

(単位:千円)

	内容	明細	評価額	内容	明細	金額
本人名義	現・預金			借入金		
	(うち当組合)			(うち当組合)		
	(他金融機関)	銀行		(他金融機関)	銀行	
	宅地	平方メートル		その他負債		
	住宅	平方メートル		(経済事業負債)		
	船舶	トン		(その他負債)		
	その他資産					
	小計 (1)			小計 (A)		
家族名義	現・預金			借入金		
	小計			小計		
合 計 (2)				合 計 (B)		
純財産(1)-(A)						
純財産(2)-(B)						

【作成要領】 「家族名義」については、家族に債務負担の意思がある場合のみ記入する。

収支状況

(単位:千円)

	年 月	年 月
漁業収入	a	
兼業収入	b	
漁業経営費	c	
漁業所得	d=a+b-c	
家計費	e	
漁家経済余剰	f=d-e	
支払利息	g	
支払利息差引後余剰	h=f-g	
年間償還額	I	
償還元金差引後余剰	h-I	

③ 今後の業況見通し (決算見込、赤字、延滞等の解消見込)

④ 今後の取組方針

No. _____
[前回分類]
科目 与信残高 分類記号 分類額

融資シェア _____ %
(主力、準主力、その他)

[漁業協同組合連合会用]
(9-1-29-B) 総 与 信 調 査 表 (法人用)

主力行 _____ 銀行 _____ %、準主力行 _____ 銀行 _____ %、その他 _____ 銀行 _____ %

[抽出区分] _____ [債務者区分] _____

(資格区分：正、准、員外)

(単位：千円)

区分	科 目	当初貸出 年月日	分 類	与信残高	返済・償還 期日	利率 (%)	保証人又は商手支払人			使途・ その他
							氏 名	続柄・職業	支払場所	
1	貸 出 金									
2										
3										
4	経 済 事 業 資 産									
5										
6										
7	そ の 他									
8										
合 計										

期別貸付金等の残高推移

(単位：千円)

科目／期別	前回（ 年 月 日）検査	年3、9月末	年3、9月末	年3、9月末	年3、9月末
貯 金					
(定 期 性)					
貸 出 金					
(商 手)					

担保（見返、見合を含む）その他の注記

		個別償却引当額
		千円

債務者：	(代表者)：
業 種：	取引開始日
住 所：	

資産負債調 (単位：千円)

科 目	年 月	月 日	増減 (▲)
現金・預け金			
受 取 手 形			
売掛金			
製品・商品			
原材料・仕掛金			
その他流動資産			
流動資産計			
土地・建物			
機械器具備品等			
建設仮勘定			
投資勘定			
その他固定資産			
固定資産計			
繰延勘定			
資産総計 (A)			
支払手形			
買掛金			
短期借入金			
割引手形			
その他流動負債			
流動負債計			
長期借入金			
その他固定負債			
負債総計 (B)			
純財産 (A－B)			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
(当期純益金)			
売上高			
売上総利益			
営業利益			
経常利益			
税引前当期利益			
当期利益			
固定資産減価償却額			
固定資産減価償却不足累計額			
課税標準			
従業員数			

(担当検査官 _____) 担当部署 (支所) _____
作成責任者： _____

No. _____

[前回分類]
科目 与信残高 分類記号 分類額

融資シェア %
(主力、準主力、その他)

担当部署（支所） _____
作成責任者： _____

主力行 銀行 %、準主力行 銀行 %、その他 銀行 %、 銀行 %

〔漁業協同組合連合会用〕
(9-1-29-B) 総 与 信 調 査 表(漁協用)

[抽出区分]		[債務者区分]							(単位：円)
与信 番号	科 目	当初貸出 年月日	分 類	貸 出 金 等 残 高	返済・ 償還期日	利 率 (%)	保 証 人 等		資金使途等
							氏 名	続柄・職業	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
計									
貯金残高：当座 円、普通 円、通知 円、定期 円、その他 円									

期別貸付金等の残高推移 (単位：千円)					
科目／期別	前回 (年 月 日) 検査	年3、9月末	年3、9月末	年3、9月末	年3、9月末
貯 金					
貸 出 金					

当該漁協の直近の自己査定等の状況 (単位：千円)	
貸出金等債権残高	
非分類	
Ⅱ分類	
Ⅲ分類	
Ⅳ分類	
貸倒引当金残高	

担保の状況・条件変更の内容 (担保明細表を添付)	

上位与信（貸出等）先 (別様式による対応も可)							(単位：千円)	
順位	債 務 者 名	貸 出 金 残 高	うち信漁連転貸額	所得・当期利益	延滞の有無等	劣者区分	債権分類（Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ）	そ の 他 注 記 事 項 等
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

漁 協 名 (組合長名)			
主 要 漁 種		取引開始日	
住 所			
資産負債調	(単位：千円)		
科 目	年 月	年 月	増減 (▲)
信用事業資産			
うち預け金			
(うち信漁連)			
うち有価証券			
うち貸出金			
共済事業資産			
流動資産			
うち経済事業未収金			
うち棚卸資産			
固定資産			
繰延資産			
資産合計 (A)			
信用事業負債			
うち貯金			
うち借入金			
共済事業負債			
流動負債			
うち短期借入金			
固定負債			
うち長期借入金			
うち諸引当金			
負債合計 (B)			
純財産 (A) - (B)			
出資金			
資本剰余金			
利益剰余金			
(当期純利益)			
売上高			
売上総利益			
営業利益			
経常利益			
税引前当期利益			
当期利益			
固定資産減価償却費			
固定資産減価償却不足累計額			
課税所得金額			
職員数			

(附表) 商業手形明細 (割引) (担保) (見返) (見合)

(作成部・課_____作成責任者_____)

債務者：
(代表者)

(単位：千円)

[illegible]

【作成要領】 連合会において、本様式例に示した事項が満たされている既存資料（延滞状況表等）を作成している場合は、当該既存資料で代替できるものとする。
なお、既存資料がない場合は、本様式例を参考に作成する。

(作成部・課_____作成責任者_____)

(2) 債務者の概況等

債務者：

1 取引の経過等	
2 債務者の現況（業況及び財務内容等。破綻先であれば、その原因等）	
[後発事象]	
3 今後の業況等の見通し（赤字、延滞等の解消の見込み）	
[後発事象]	
4 組合等の今後の取引方針（回収であれば、その方法、貸倒の見込み額等）	
[後発事象]	
5 債務者区分の判定・変更理由 (1) 第1次査定における判定理由	(2) 第2次査定以降において債務者区分を変更した場合、その理由

[作成要領] 後発事象欄は、自己査定時以降、変更があったもののみ記載する。

(作成部・課_____作成責任者_____)

(3) 不 動 産 担 保 明 細

債務者：

(代表者)

(単位:㎡、千円)

区分	符号	種 類	用途	所 在 地	面 積	単価	評価額	掛目	処分可能 見 込 額	先 順 位				火災 付保 期限・金額	担保設定		第三者担保 提供者氏名
		土地々目 建物(構造)								抵当権者	設定金額	順位	担保余力		設定金額	順位	
自 己 査 定 時																	
小 計																	
後 発 事 象																	
小 計																	
合 計																	

[作成要領] 「後発事象」欄は、自己査定時以降、変更があったもののみ記載する。

(4) 総与信調査一覧表(簡易査定)

No. _____
(作成部・課 _____ 作成責任者 _____)
(単位：千円)

(担当検査官)

[illegible]

〔作成要領〕 「期日」欄の（ ）は最終内入年月である。

9-1-30 有価証券等明細（株式・外部出資）（平成 年度末）

（１）株式

（作成部・課 作成責任者 ）
保有者名 (単位：千円、%)

銘柄	連合会保有 株式数等	議決権の 所有割合	グループ保有 株式数等	議決権の 所有割合	帳簿額		評価額		評価損益		上場 非上場 店頭の別	連結判定
					単価	金額	単価	金額	損	益		

- [作成要領]
- 1 「グループ保有株式数等」欄は、当連合会、子会社、子法人等及び関連法人等が保有している株式数等とする。
 - 2 当該明細は、当連合会、子会社、子法人等及び関連法人等が保有する株式・出資金につき、保有者別に作成する。
 - 3 「連結判定」欄は、当該銘柄の会社が子会社、子法人等及び関連法人等に該当する場合に、その別を記載する。

(2) 外部出資

(作成部・課_____作成責任者_____)

保有者名

(単位：千円、%)

銘柄	連合会保有 株式数等	議決権の 所有割合	グループ保有 株式数等	議決権の 所有割合	帳簿額		評価額		評価損益		上場 非上場 店頭の別	連結判定
					単価	金額	単価	金額	損	益		

[作成要領]

- 1 「グループ保有株式数等」欄は、連合会、子会社、子法人等及び関連法人等が保有している株式数等とする。
- 2 当該明細は、連合会、子会社、子法人等及び関連法人等が保有する株式・出資金につき、保有者別に作成する。
- 3 「連結判定」欄は、当該銘柄の会社が子会社、子法人等及び関連法人等に該当する場合に、その別を記載する。

(1) 有価証券

(単位:千円)

区 分		売 買 目 的	満期保有目的	子会社・関連会社	その他目的	合 計
国 債	末 残					
	評価益					
	評価損					
地 方 債	末 残					
	評価益					
	評価損					
政 府 保 証 債	末 残					
	評価益					
	評価損					
金 融 債	末 残					
	評価益					
	評価損					
社 債	末 残					
	評価益					
	評価損					
うち短期社債	末 残					
	評価益					
	評価損					
うち公社公団債	末 残					
	評価益					
	評価損					
うち金融機関債	末 残					
	評価益					
	評価損					
うち事業債	末 残					
	評価益					
	評価損					
新株予約権付社債	末 残					
	評価益					
	評価損					
株 式	末 残					
	評価益					
	評価損					
うち上場株式	末 残					
	評価益					
	評価損					
外 国 証 券	末 残					
	評価益					
	評価損					
その他の証券	末 残					
	評価益					
	評価損					
小 計	末 残					
	評価益					
	評価損					
貸付有価証券	末 残					
	評価益					
	評価損					
有価証券計	末 残					
	評価益					
	評価損					

- [作成要領]
- 1 「末残」には、期末の時価評価後の帳簿価額を記載する。

2 売買目的有価証券については、当期損益に含まれた「評価損益」を記載する。

3 「その他目的」の有価証券については、全部資本直入法、部分資本直入法の採用に関係なく本表に記載する。

4 満期保有目的、子会社・関連会社株式についても、時価のあるものは、評価損益を記載する。

5 「市場価格のない株式等」は、取得原価で記載する。

(2) 金銭の信託

区 分		売買目的	満期保有目的	子会社・関連会社	その他目的	合 計
特定金銭信託	末 残					
	評価益					
	評価損					
金 外 信	末 残					
	評価益					
	評価損					
合 計	末 残					
	評価益					
	評価損					

9-1-32 有価証券の自己査定結果（ 年 月末）

（作成部・課_____作成責任者_____）

（単位：千円）

資 産	帳 簿 額	分 類 状 況			
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
国 債					
地 方 債					
政 府 保 証 債					
金 融 債					
社 債					
うち短期社債					
うち公社公団債					
うち金融機関債					
うち事業債					
新株予約権付社債					
株 式					
うち上場株式					
外 国 証 券					
その他の証券					
小 計					
貸付有価証券					
合 計					

〔作成要領〕 償却・引当処理後ベースで記載する。

9-1-32－（別表） 分類有価証券別明細

（作成部・課_____作成責任者_____）

（単位：千円、％） （単位：千円、％）

項 目	帳簿額A	分 類				分類率％	個別引当額
		Ⅱ 分類	Ⅲ 分類	Ⅳ 分類	計 B	B／A	（外部出資等損失引当金）
計							
計							
計							
合 計							

〔作成要領〕 自己査定による分類有価証券の運用種目ごと（銘柄別）に小計を設け記載する。

9-1-33 固定資産の自己査定結果

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円、㎡、個)

種 類	所 在 地	面積・数量	帳簿価額	賃 貸 先	賃貸年月日	賃 貸 料	分類区分	分類額	備 考

[作成要領]

- 1 「備考」欄には、不稼働、賃貸の理由及び他組合と共有しているものはその旨を記載する。
- 2 動産、不動産、無形固定資産ごとに別様とする。

9-1-34 外部出資の自己査定結果

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円、%)

[illegible]

9-1-35 仮払金の自己査定結果

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円)

[illegible]

〔作成要領〕 「事由」欄は、分類することとなった根拠を記載する。

9-1-38 農協法（又水協法）に基づく開示債権の状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：百万円、%)

区 分	前 々 年 度 末		前 年 度 末	
	債 務 者 数	金 額	債 務 者 数	金 額
農協法（又水協法）に基づく開示債権				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権				
危険債権				
三月以上延滞債権				
貸出条件緩和債権				
計（A）				
正常債権				
貸倒引当金（B）				
うち個別貸倒引当金				
B／A				

[作成要領]

- 1 債権額は、ディスクロベースで、直接償却額控除後の額を記入する。
- 2 貸倒引当金は、信用事業に係るものを記入する。

9-1-39 後発事象（倒産等）発生状況及び自己査定への反映状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円)

債 務 者 名 (業 種)	債 権 額 (月 末)	自 己 査 定		変 更 後 査 定		後発事象の内容
		区 分	金 額	区 分	金 額	
本所・支所名						
()		I		I		
		II		II		
		III		III		
		IV		IV		
()		I		I		
		II		II		
		III		III		
		IV		IV		
()		I		I		
		II		II		
		III		III		
		IV		IV		
()		I		I		
		II		II		
		III		III		
		IV		IV		
()		I		I		
		II		II		
		III		III		
		IV		IV		
開示後発事象 合計		I		I		
_____先		II		II		
		III		III		
		IV		IV		

[作成要領]

- 1 「自己査定」の「金額」欄には 年 月末の償却・引当後の計数を記載し、「変更後査定」の「金額」欄には後発事象の発生を勘案した連合会の査定額を記載する。
- 2 連合会において、「修正後発事象」（「後発事象に関する監査上の取扱い」（平成15年3月25日・日本公認会計士協会））であると認識しているものは、個別債務者ごとに上記に従い記載する。
また、「開示後発事象」として認識しているものは、合計ベースで記載する。

9-2-3 分類資産と償却・引当の状況（ 年 月末）

（作成部・課_____作成責任者_____）

（１）当期処理前

（単位：千円）

	I	II	III	IV	左記合計
破綻先					
うち当期貸出金部分直接償却実施額	—	—	—		
うち当期個別貸倒引当金等繰入額	—	—			
実質破綻先					
うち当期貸出金部分直接償却実施額	—	—	—		
うち当期個別貸倒引当金等繰入額	—	—			
破綻懸念先	()	()	()	()	()
うち当期個別貸倒引当金等繰入額	—			—	
うち当期特定債務者支援引当金繰入額	—				
要注意先	()	()	()	()	()
うち当期一般貸倒引当金繰入額			—	—	
うち当期特定債務者支援引当金繰入額	—	—			
その他要注意先	()	()	()	()	()
うち当期一般貸倒引当金繰入額			—	—	
うち当期特定債務者支援引当金繰入額	—	—			
要管理先	()	()	()	()	()
うち当期一般貸倒引当金繰入額			—	—	
うち当期特定債務者支援引当金繰入額	—	—			
正常先		—	—	—	
うち当期一般貸倒引当金繰入額		—	—	—	
上記計					
うち当期貸出金部分直接償却実施額	—	—	—		
うち当期個別貸倒引当金等繰入額	—	—			
うち当期特定債務者支援引当金繰入額	—	—			
うち当期一般貸倒引当金繰入額			—	—	

償却・引当後債権残高（非区分債権分）

千円

〔作成要領〕

- 1 債権合計（総与信科目及びその合計額）ベースで記載する。
- 2 償却・引当処理前ベースで記載する。
- 3 「破綻懸念先」及び「要注意先」欄の（ ）書きは、特定債務者支援引当金を計上している債務者分を記載（外書き）する。
- 4 「うち当期特定債務者支援引当金繰入額」欄は、債権放棄に対応する引当金繰入額を記載する。

(作成部・課_____作成責任者_____)

(2) 当期処理後残高

(単位：千円)

	I	II	III	IV	左記合計	個別貸倒引当金
破綻先						
実質破綻先						
破綻懸念先				—		
要注意先			—	—		
うち その他要注意先			—	—		
うち 要管理先			—	—		
正常先		—	—	—		
上記計						

[作成要領]

- 1 各債務者区分の「左記合計」欄は、個別貸倒引当金（特定債務者支援引当金（債権放棄方式）を含む。）を控除した後の計数を記載することとし、I分類に個別貸倒引当金繰入額を含めないことに留意する。
- 2 プロジェクトファイナンスがあれば、下段（ ）うち書きで分類額を記載する。

(作成部・課_____作成責任者_____)

(3) 一般貸倒引当金の状況

(単位：千円、%)

	対象債権残高	引当金残高	引当実績率
合 計			
要注意先			
うち要管理先			
正常先			

[作成要領]

- 1 予想損失率計算表（様式任意）を作成する。
- 2 償却・引当基準を添付する。

(4) 特定債務者支援引当金（現金贈与方式）の状況

(単位：千円)

支援先名	支援実施予定額	うち特定債務者引当金繰入額	支援予定期間

(作成部・課_____作成責任者_____)

(5) 直接償却実施状況 (全額及び部分直接償却) (_____ 年 _____ 月期) (単位: 千円)

債務者名	債 権 額	うち前期引当金繰入額	償 却 理 由
計			
計			
計			
合 計			

[作成要領]

- 1 「うち前期引当金繰入額」欄は、個別貸倒引当金及び特定債務者支援（債権放棄方式）引当金繰入額を記載する。
- 2 本表は、前回検査実施日を含む事業年度から今回検査実施日を含む事業年度（当期）までの間について作成し、貸出金と貸出金以外を別様とする。
- 3 全額直接償却、部分直接償却ごとに小計を設けて記載する。
- 4 自己査定を実施している場合には、直近のワークシートを添付する。

(6) 引当金等の算出基礎の推移

(作成部・課_____作成責任者_____)

① 退職給付引当金

(単位：千円、%)

区 分	前々年度末	前年度末	摘 要
繰入額			
戻入額			
積立額 A			
当期末要支給額 B			
A／B			

② 役員退職慰労引当金

(単位：千円、%)

区 分	前々年度末	前年度末	摘 要
繰入額			
戻入額			
積立額 A			
当期末要支給額 B			
A／B			

(作成部・課_____作成責任者_____)

③ 商品有価証券売買損失引当金

(単位：千円、%)

区 分		前々年度末	前年度末	摘 要
商品有価証券売買益	A			
繰入額 $A \times 10 / 100$	B			
商品有価証券売買損	C			
取崩額 $C \times 40 / 100$	D			
前期末当該引当金残高	E			
期末当該引当金残高 $E + B$ 又は $E - D$	F			
出資金に対する F の割合	%			

④ 金融商品取引責任準備金

(単位：千円)

区 分		前々年度末	前年度末	摘 要
当期累積限度額				
前期末残高				
取崩額	受託事故			
	取崩承認			
	限度超過			
	計			
繰 入 額				
純繰入（取崩▲）額				
当期末残高				

(作成部・課_____作成責任者_____)

⑤ 諸償却

(単位：千円)

区 分		前々年度末	前年度末	摘 要
買入金銭債権	要償却額			
	償却額			
	償却過不足額			
有価証券	要償却額			
	償却額			
	償却過不足額			
貸出金	要償却額			
	償却額			
	償却過不足額			
外国為替	要償却額			
	償却額			
	償却過不足額			
その他資産	要償却額			
	償却額			
	償却過不足額			
固定資産	要償却額			
	償却額			
	償却過不足額			
	要償却額			
	償却額			
	償却過不足額			
債務保証見返	要償却額			
	償却額			
	償却過不足額			
その他	要償却額			
	償却額			
	償却過不足額			
資 産 合 計	要償却額			
	償却額			
	償却過不足額			

9-4-1-① 経営再建計画策定・実施先リスト

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円)

[illegible]

9-4-1-② 経営改善再建計画策定・実施先リスト

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円)

[illegible]

10-1-9 デリバティブ関係取扱商品一覧表

(作成部・課_____作成責任者_____)

商 品 名	取扱開始日	販売対象利用者	商 品 の 概 要 (取 扱 高 を 含 む。)

[作成要領]

- 1 本表は、当連合会が開発した商品か否かを問わず、取扱いを行っているものすべてについて記載する。
- 2 「販売対象利用者」欄は、現在販売している利用者層を記載する。
- 3 「商品の概要」欄は、現在の取扱高（想定元本）を含めて記載する。

10-1-10 デリバティブ商品等に係る利用者側の含み損益の状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：百万円)

		商 品 の 区 分					① 含み損 合計額	② ネット 含み損益額	備考
		先物外国 為替予約	通貨 オプション	金利 スワップ	通貨 スワップ	・・・			
	取引先								
A これらの先の 含み損の計									
B その他の先の 含み損の計									
含み損の合計額 (C = A + B)									

[作成要領] 直近の決算期末日現在で作成する。

(記載例)

10-1-10 デリバティブ商品等に係る利用者側の含み損益の状況

(作成部・課 〇〇〇〇 作成責任者 〇〇〇〇)

(単位：百万円)

	取引先	商 品 の 区 分					① 含み損 合計額	② ネット 含み損益額	備考
		先物外国 為替予約	通貨 オプション	金利 スワップ	通貨 スワップ	・・・			
		(記載例：取引先の含み損合計額 (①) が50百万円以上の例)							
	ア	20	(40)	60	(80)		(120)	(40)	
	イ	(10)	30	(50)	70		(60)	40	
	ウ	(25)	45	(65)	85		(90)	40	
	エ	(75)	55	(35)	15		(110)	(40)	
	A これらの先の 含み損の計	(110)	(40)	(150)	(80)		(380)		
	B その他の先の 含み損の計	(10)	(5)	(50)	(35)		(100)		
含み損の合計額 (C = A + B)		(120)	(45)	(200)	(115)		(480)		

[作成要領]

- この表は、金融機関を含む取引先との先物外国為替予約取引等ごとに含み損益が発生しているもののうち、「①含み損の合計額」が一定額（検査責任者が定める金額）以上となっている先については取引先ごと（例：ア、イ、ウ、エ）に、また、含み損の合計額が一定額（同前）未満となっている先は「B その他の先の含み損の計」に合算して記載する。
また、取引先ごとの先物外国為替予約取引等にかかる「②ネット含み損益額」及び先物外国為替取引等ごとの含み損の合計額（C = A + B）を記載する。
- 「備考」欄には、自己査定による債務者区分及び分類金額を記載する。また、先物外国為替予約取引等が延滞又は仮払いとなっているものがある場合は、「商品の区分」欄に適宜その旨表示する。

10-1-13 種類別有価証券売却損益の推移

(種類)

No.
(作成部・課 作成責任者)

(単位：千円)

区 分		年 月 末		年 月 末		年 月 末		年 月 末		今回検査時	
		金額	損益	金額	損益	金額	損益	金額	損益	金額	損益
売 却 益	益出し										
	決算対策										
	ポートフォリオ改善策										
	直利アップ										
	その他										
	その他										
	計										
売 却 損	損 切										
	資金手当										
	ポートフォリオ改善策										
	直利アップ										
	その他										
	その他										
	計										
売却損益											

[作成要領] 検査実施日直近前月末日及び毎年度決算ベースで記載する。

10-1-14 種類別有価証券売買高及び損益の状況（その1）

（作成部・課_____作成責任者_____）

（単位：千円）

区 分			年 月 末		年 月 末		年 月 末		年 月 末		今回検査時	
			金 額	損 益	金 額	損 益	金 額	損 益	金 額	損 益	金 額	損 益
債 券	買 い	余資金運用										
		ポートフォリオ対策										
		利回り対策										
		その他										
		計										
	売 り	ポジション対策										
		ポートフォリオ対策										
		収益対策										
		うち有価証券対策										
		その他										
計												
期中平均残高 (A)												
(上記売買高) (B)												
売買回転率 (B/A)												
外 国 証 券	買 い	変動債										
		固定債										
		その他										
		計										
	売 り	変動債										
		固定債										
		その他										
		計										
	期中平均残高 (A)											
	(上記売買高) (B)											
売買回転率 (B/A)												

[作成要領] 検査実施日直近前月末日及び毎年度決算ベースで記載する。

10-1-14 種類別有価証券売買高及び損益の状況（その2）

（作成部・課_____作成責任者_____）

（単位：千円）

区 分		年 月 末		年 月 末		年 月 末		年 月 末		今 回 検 査 時	
		金 額	損 益	金 額	損 益	金 額	損 益	金 額	損 益	金 額	損 益
有価証券	受 益	余資金運用									
		ポートフォリオ対策									
		利回り対策									
		その他									
		計									
	損 益	ポジション対策									
		ポートフォリオ対策									
		収益対策									
		うち有価証券対策									
		その他									
	証 書	計									
		期中平均残高 (A)									
		(上記売買高) (B)									
		売買回転率 (B/A)									
株式	買 入	純投資									
		政策投資									
		その他									
		計									
	売 出	収益対策									
		債権償却対策									
		うち有価証券対策									
		益出し									
		その他									
	式 取	計									
		期中平均残高 (A)									
		(上記売買高) (B)									
		売買回転率 (B/A)									
その他	買現先										
	うち直現先										
	うち国債価格変動対策										
	売現先										
	CD現先										
	着地取引										
	うち買着地										
	うち売着地										

〔作成要領〕 検査実施日直近前月末日及び毎年度決算ベースで記載する。

10-1-15 金銭の信託の運用状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

(1) 本会運用口 (単位：千円)

(2) 顧問口 (単位：千円)

区 分	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末		年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末
期中増加額 A									
うち元本補償額									
契約解除等 B									
うち現引き									
期末信託受益権残高 C									
配当金 D									
うち売却益									
うち売却損									
評価損等 E									
償却額 F									
未収利息 G									
総合利回									

(3) 合 計 (単位：千円)

区 分	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末
期中増加額 A				
うち元本補償額				
契約解除等 B				
うち現引き				
期末信託受益権残高				
配当金 D				
うち売却益				
うち売却損				
評価損等 E				
償却額 F				
未収利息 G				
総合利回				

〔作成要領〕 総合利回は〔(D－(E＋F)＋G)÷信託受益権期中平残〕で算出する。

10-1-16 債券先物取引状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円)

区 分		年 月 期	年 月 期	年 月 期	今回検査時
売 建	新規売建				
	期中決済				
	買戻し				
	品渡し				
	期末残				
買 建	新規買建				
	期中決済				
	転売				
	品受け				
	期末残				
期中実現損益					
(売 建)					
(買 建)					
期末評価損益					
(売 建)					
(買 建)					
期中建玉総計					

[作成要領]

- 1 金額は、約定ベースとする。
- 2 評価損益は、[売建＝売建約定価格－期末最終値段、買建＝期末最終値段－買建約上価格] で算出する。
なお、期末最終値段は、各該当限月の引け値（終値）とする。

10-1-17 有価証券売戻条件付買入一覧

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：単価・円、金額：千円)

[illegible]

〔作成要領〕 検査対象期間の全取引について記載する。

10-1-18 有価証券買戻条件付売却一覧

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：単価・円、金額：千円)

[illegible]

〔作成要領〕 検査対象期間の全取引について記載する。

10-1-19 オフバランス取引の推移（その１）

（作成部・課_____作成責任者_____）

（単位：千円）

オフバランス取引区分				前々年度末	前年度末	今回検査時	増減額	今回検査時		
				a	b		b－a	含み益	含み損	
金 利 取 引	現 先	売り現先 （簿価）	C P							
			C D							
			その他							
		計								
	ス ワ ッ プ	金利スワップ （想定元本）	固定払							
			固定受							
			変動払							
			変動受							
		通貨スワップ （交換元本）	固定払							
			固定受							
			変動払							
			変動受							
	計									
	先 物	FRA （契約元本）	売							
			買							
		海外のみ	計							
		金利先物	売建							
			買建							
		計								
	そ の 他	金利キャップ	売							
			買							
		金利フロア	売							
			買							
		金利カラー	売							
			買							
	計									
	オ プ シ ョ ン	金利コール	売							
			買							
		金利プット	売							
			買							
	計									

〔作成要領〕

- 「オプション」欄は、原資産で記入する。
- 検査実施日直近前月末と前年度末との間が四半期に満たない場合は前年度末を前々年度末とする。

10-1-19 オフバランス取引の推移（その2）

（作成部・課_____作成責任者_____）

（単位：千円）

オフバランス取引区分				前々年度末 a	前年度末 b	今回検査時	増減額 b－a	今回検査時	
								含み益	含み損
株 式 取 引	先 物	株式先物	売						
			買						
	計								
	オ プ シ ョ ン	株式コール	売						
			買						
		株式プット	売						
			買						
	計								
	債 券 現 先								
	債 券 取 引		債 券 先 物	売					
買									
計									
オ プ シ ョ ン		店頭コール	売						
			買						
		店頭プット	売						
			買						
		先物コール	売						
			買						
		先物プット	売						
	買								
計									
為 替 取 引		為替予約	売						
			買						
	計								
	オ プ シ ョ ン	通貨コール	売						
			買						
		通貨プット	売						
			買						
	計								
		通貨先物	売						
			買						
計									

〔作成要領〕

- 1 「オプション」欄は、原資産で記入する。
- 2 検査実施日直近前月末と前年度末との間が四半期に満たない場合は前年度末を前々年度末とする。

11-1-7 資金調達・運用の状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：百万円)

	年 月 末		年 月 末		年 月 末		年 月 末		年 月 末	
期 間	1 年 以下	1 年 超	1 年 以下	1 年 超	1 年 以下	1 年 超	1 年 以下	1 年 超	1 年 以下	1 年 超
資金調達計										
要求払預貯金										
うち 個人1000万円以下										
定期性預貯金										
うち 個人1000万円以下										
譲渡性預貯金・大口定期										
その他調達資金										
資金運用計										

[作成要領]

- 1 信用事業での調達・運用を対象として記載する。また、それぞれの取引の満期（又は償還）までの残存期間を「1 年以下」、「1 年超」に分類し記載すること。
- 2 信用勘定での調達不足額を市場業務での調達で補う場合、その調達額は、「その他調達資金」欄に記載する。
- 3 うち個人1000万円以下は、一預貯金者当たり1000万円以下の残高の預貯金者の預貯金の合計を記載する。内部管理上、要求払預貯金と定期性預貯金の合計額について1000万円以下の預貯金者を識別していない場合、「要求払預貯金」の「うち個人1000万円以下」欄を零とし、「定期性預貯金」の「うち個人1000万円以下」欄にその合計額を記載する。
- 4 譲渡性預貯金・大口定期は、ホットマネーの特性を持つ資金として、各組合が内部管理において認識している預貯金の合計額を記載する。大口定期の最低金額等のホットマネーの内部管理上の区分については欄外に記載する。

11-1-8 大口貸出先の状況（会員10先、会員の組織員10先、員外の法人10先、員外の個人10先）

（作成部・課_____作成責任者_____）

（単位：百万円）

区分		債務者名	貸出関係				貯金関係		
			種別	貸出日	当初	残高	種別	口座番号	残高
会員	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
会員の組織員	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								

<次葉へ続く>

< 続き >

(単位：百万円)

区分		債務者名	貸出関係				貯金関係		
			種別	貸出日	当初	残高	種別	口座番号	残高
員外の法人	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
員外の個人	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								

11-1-9 大口調達先20先の状況

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：百万円、一万米ドル)

	年 月末				年 月末				年 月末			
	大口調達先	調達金額	受信枠	差入担保時価	大口調達先	調達金額	受信枠	差入担保時価	大口調達先	調達金額	受信枠	差入担保時価
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
上記合計												
総調達 勘定比		%				%				%		

[作成要領]

- 1 本表は、単協及び連合会以外の調達先について記載する。
- 2 本表は、円貨、外貨の別に記載するものとし、米ドル以外の外貨は米ドル換算の上、記載する。
- 3 調達金額が百万円未満又は一万米ドル未満の調達先については記載不要。
- 4 受信枠には、原則として基準日におけるコミットメントライン等の契約された受信枠を記載すること。ただし、国内円取引については、明記のうえ市場慣習を考慮し、過去1年間のピーク受信枠を記載してもよい。
- 5 「差入担保時価」欄には、時価評価可能な有価証券については時価を、時価が不明な有価証券については簿価を記載すること。
- 6 漁業協同組合連合会については、「受信枠」及び「差入担保時価」欄は記入不要。

12-2-7 前事業年度末及び検査実施日直近前月末日現在の預金勘定未達調整表

(作成部・課_____作成責任者_____)

(金融機関名

当座・普通、単位：千円)

未 達 種 類	摘 要	借 方	貸 方	貸借	残高
	(連合会の元帳残高)				(A)
連合会が入金処理し、銀行で未記入のもの (B)	売掛金当座振込の未達 〇〇会社				
銀行が入金処理し、連合会で未記入のもの (C)	売買代金送金未入金高 〇〇会社				
連合会が出金処理し、銀行で未記入のもの (D)	振出小切手未取立高 小切手				
銀行が出金処理し、連合会で未記入のもの (E)	購買代金引落とし通知の未達				
	(金融機関の残高証明)				(F)

[作成要領] 「摘要」欄に未達取引をそれぞれ一件別に記載する。

12-2-8 仮勘定明細

(作成部・課_____作成責任者_____)

(1) 仮受金明細

(単位：千円)

[illegible]

〔作成要領〕 検査実施日直近前月末日現在の残高の明細をすべて記載する。

(2) 仮払金明細

(単位：千円)

[illegible]

〔作成要領〕 検査実施日直近前月末日現在の残高の明細をすべて記載する。

12-2-9 出納金過不足金

(作成部・課_____作成責任者_____)

(単位：千円)

[illegible][illegible]

〔作成要領〕 検査対象期間に発生したものすべてについて、年度ごとに区分して記載する。

12-3-6 主要システムの概要

(作成部・課_____作成責任者_____)

システム区分	システム名	ユーザー部署	当 該 シ ス テ ム の 概 要	パッケージ利用の有無 (パッケージ名)

[作成要領]

- 1 「システム区分」欄は、勘定系、情報系、対外接続系（インターバンク）、対外接続系（利用者）等に区分して記載する。
- 2 「パッケージ利用の有無」欄は、パッケージ（複数のプログラムが一つにまとまったソフトのこと。）の利用の有無と、その名称を記載する。

(別添 2)

検査結果取りまとめ表様式例
(信用事業を行う協同組合連合会用)

○ 略語とその定義一覧

略語	定義
農協法	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）
水協法	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）
農協法施行令	農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）
水協法施行令	水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）
農協法施行規則	農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）

〇〇信用〇〇協同組合連合会

検査結果取りまとめ表

(検査基準日 年 月 日)

目 次

- 1 農協法施行令（又は水協法施行令）等の適合状況
- 2 債務者区分変更先の債権額上位20先
- 3 償却・引当額の相違額の大きい上位20先
- 4 子会社等の分類額(Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類の合計額)の相違額の大きい上位20先
- 5 大口与信先の上位20先
- 6 農協法（又は水協法）に基づく開示債権の縦覧状況
- 7 員外貸出の遵守状況
- 8 総資産の自己査定の正確性（ 年 月末・単体ベース）
- 9 総資産の自己査定の正確性（ 年 月末・連結ベース）
- 10 債権等の自己査定の正確性及び償却・引当の適切性（ 年 月末・単体ベース）
- 11 外部確認

(注) 計数処理の留意事項

- (1) 端数整理については、原則として金額は単位未満を切り捨てます。
また、諸比率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記入してください。ただし、自己査定結果に関する比率のうち、引当実績率は小数点以下第3位を四捨五入して、少数点以下第2位まで記入してください。
- (2) 単位未満の計数がある場合には「0」、皆無又は当該計数がない場合は「-」と表示してください。
- (3) 表中の合計欄については、端数調整せず、そのまま切り捨ててください。

〔農業協同組合連合会用〕
(1 - A) 農協法施行令等の適合状況

検査基準日 (年 月 日) 現在
(単位：千円)

条 件	基 準 事 項	実 績	前々年度末	前年度末
自己資本の基準 (農協法施行令第29条)	1 自己資本	①農協法施行令第29条第1項に規定する自己資本の額		
	2 固定資産	有形固定資産 うち資産除去債務相当資産	▲	▲
		無形固定資産 うち資産除去債務相当資産	▲	▲
		外部出資 うち農林水産大臣指定外部出資	▲	▲
		うちその他有価証券評価差益 (時価のある外部出資に係るもの)	▲	▲
		② (計)		
	3 固定資産取得借入金	③固定資産取得借入金		
	4 リース債務	④リース債務の額		
(農協払戻法施行令第31条)	5 再評価差額	⑤再評価差額		
	[基 準]	[実 績]		
	$1 \geq 2 - (3 + 4 + 5)$	$① - (② - (③ + ④ + ⑤))$	±	±
(農協払戻法施行令第31条)	1 貯金及び定期積金	①貯金及び定期積金		
	2 払戻準備額	預け金 コール・ローン ② (計)		
	[基 準]	[実 績]		
員外貸出 (指定信連) (農協法第10条第18項)				
員外貸出 (農協法第10条第17項)				
自己資本比率 (農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第2条)		自己資本の額 (コア資本に係る基礎項目の額 - コア資本に係る調整項目の額)		
		信用リスク・アセットの額の合計 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除した得た額	%	%

- [作成要領]
- 1 「再評価差額」とは、土地の再評価に関する法律第7条第1項に規定する再評価差額 (同法第8条の規定により再評価差額金を取り崩されたときは、当該取り崩された額を控除した再評価差額金に対応する再評価差額) に相当する金額とする。
- 2 譲渡性貯金は貯金に、譲渡性預け金は預け金に含めて計算すること。

〔漁業協同組合連合会用〕

(1-B) 水協法施行令等の適合状況

検査基準日 (年 月 日) 現在

(単位：千円)

条 件	基 準 事 項	実 績	前々年度末	前年度末
自己資本の基準 (水協法施行令第十九条)	1 自己資本	①水協法施行令第19条第1項に規定する自己資本の額		
	2 固定資産	有形固定資産 うち資産除去債務相当資産	▲	▲
		無形固定資産 うち資産除去債務相当資産	▲	▲
		外部出資 うち農林水産大臣指定外部出資	▲	▲
		うちその他有価証券評価差益 (時価のある外部出資に係るもの)	▲	▲
		② (計)		
	3 固定資産取得借入金	③固定資産取得借入金		
	4 リース債務	④リース債務の額		
	5 再評価差額	⑤再評価差額		
	[基 準]	[実 績]		
	$1 \geq 2 - (3 + 4 + 5)$	$① - (② - (③ + ④ + ⑤))$	±	±
払戻準備金の基準 (水協法施行令第二十一条)	1 貯金及び定期積金	①貯金及び定期積金		
	2 払戻準備額	預け金 コール・ローン ② (計)		
	[基 準]	[実 績]		
	$2 \geq 1 \times \frac{20}{100}$	$② - ① \times \frac{20}{100}$	±	±

<次葉へ続く>

< 続き >

(単位：千円)

条 件	基 準 事 項	実 績	前々年度末	前年度末
余 裕 金 運 用 基 準 (水協法施行令第二十二條)	1 農林中央金庫への預け金	①農林中央金庫への預け金		
	2 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合への預け金	②銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合への預け金		
	3 金銭の信託	③金銭の信託		
	4 国債証券、地方債証券、政府保証債券、農林債その他の金融債券の取得	④国債証券、地方債証券、政府保証債券、農林債その他の金融債券		
	5 特別法人債券、短期社債等、社債券、貸付信託・証券投資信託の受益証券、外国証券の取得	⑤特別法人債券、短期社債等、社債券、貸付信託・証券投資信託の受益証券、外国証券		
	6 株式の取得	⑥株式		
	7 金銭債権の取得	⑦金銭債権		
	8 貯金・定期積金	⑧貯金・定期積金		
	[基 準]	[実 績]	±	±
	$8 \times \frac{15}{100} \geq 3 + 5 + 6 + 7$	⑧ $\times \frac{15}{100} - (③ + ⑤ + ⑥ + ⑦)$		
自己資本比率 (漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第2条)		自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額） 信用リスク・アセットの額の合計　＋　オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除した得た額	%	%

[作成要領]

- 「再評価差額」とは、土地の再評価に関する法律第7条第1項に規定する再評価差額（同法第8条の規定により再評価差額金を取り崩されたときは、当該取り崩された額を控除した再評価差額金に対応する再評価差額）に相当する金額とする
- 譲渡性貯金は貯金に、譲渡性預け金は預け金に含めて計算すること。
- 余裕金運用基準実績欄の④国債等有価証券の額のうち貸付有価証券の額は以下のとおり。
千円

2 債務者区分変更先の債権額上位20先

(単位：千円)

〇〇支店（支所） CIF番号等『債務者名』 （業種）	債 権 額	自己査定			検査官査定		
		債務者区分	分類	金 額	債務者区分	分類	金 額
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	

[作成要領]

要注意先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、「債務者区分」欄にその旨を（ ）書きで記載する。

3 償却・引当額の相違額の大きい上位20先

(単位：千円)

〇〇支店（支所） CIF番号等『債務者名』 （業種）	債権額	自己査定			検査官査定			償却・引当額		
		債務者区分	分類	金額	債務者区分	分類	金額	自己査定	検査官査定	相違額
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				
			I II III IV			I II III IV				

- [作成要領]
- 1 自己査定と検査官査定で、償却・引当額が相違した先で相違額でみた上位20先につき記載する。
 - 2 償却・引当額には一般貸倒引当金を含めない。
 - 3 要注意先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、「債務者区分」欄にその旨を（ ）書きで記載する。

4 子会社等の分類額（Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類の合計額）の相違額の大きい上位20先

(単位：千円)

〇〇支店（支所） CIF番号等『子会社等名』 （業種）	債 権 額	自己査定			検査官査定		
		債務者区分	分類	金 額	債務者区分	分類	金 額
			I			I	
			Ⅱ			Ⅱ	
			Ⅲ			Ⅲ	
			Ⅳ			Ⅳ	
			I			I	
			Ⅱ			Ⅱ	
			Ⅲ			Ⅲ	
			Ⅳ			Ⅳ	
			I			I	
			Ⅱ			Ⅱ	
			Ⅲ			Ⅲ	
			Ⅳ			Ⅳ	
			I			I	
			Ⅱ			Ⅱ	
			Ⅲ			Ⅲ	
			Ⅳ			Ⅳ	
			I			I	
			Ⅱ			Ⅱ	
			Ⅲ			Ⅲ	
			Ⅳ			Ⅳ	
			I			I	
			Ⅱ			Ⅱ	
			Ⅲ			Ⅲ	
			Ⅳ			Ⅳ	
			I			I	
			Ⅱ			Ⅱ	
			Ⅲ			Ⅲ	
			Ⅳ			Ⅳ	
			I			I	
			Ⅱ			Ⅱ	
			Ⅲ			Ⅲ	
			Ⅳ			Ⅳ	

[作成要領]

要注意先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、「債務者区分」欄にその旨を（ ）書きで記載する。

5 大口与信先の上位20先

(単位：千円)

〇〇支店（支所） CIF番号等『債務者名』 （業種）	債権額	自己査定			検査官査定			償却・引当額	
		債務者区分	分類	金額	債務者区分	分類	金額	自己査定	検査官査定
			I II III IV			I II III IV			
			I II III IV			I II III IV			
			I II III IV			I II III IV			
			I II III IV			I II III IV			
			I II III IV			I II III IV			
			I II III IV			I II III IV			
			I II III IV			I II III IV			
			I II III IV			I II III IV			
			I II III IV			I II III IV			
			I II III IV			I II III IV			
			I II III IV			I II III IV			
			I II III IV			I II III IV			
			I II III IV			I II III IV			
			I II III IV			I II III IV			

- [作成要領]
- 1 債権額でみた上位20先につき記載する（非抽出先も含む）。
 - 2 要注意先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、「債務者区分」欄にその旨を（ ）書きで記載する。
 - 3 「償却・引当額」欄には、一般貸倒引当金を含めない。

6 農協法（又は水協法）に基づく開示債権の縦覧状況

（１）農協法第54条の３第１項、水協法第58条の３第１項に基づく縦覧

（単位：百万円）

区 分	前 年 度 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危険債権	
三月以上延滞債権	
貸出条件緩和債権	
正常債権	
合 計	

〔作成要領〕 債権額は、ディスクロベースで、直接償却額控除後の額を記入する。

（２）検査官検証結果

（単位：百万円）

区 分	前 年 度 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危険債権	
三月以上延滞債権	
貸出条件緩和債権	
正常債権	
合 計	

（３）差額（（１）－（２））

（単位：百万円）

区 分	前 年 度 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危険債権	
三月以上延滞債権	
貸出条件緩和債権	
正常債権	
合 計	

(7-A) 員外貸出の遵守状況

[作成要領]

- 1 「事業年度における員外貸出の総額」は、農協法第10条第17項の規定に基づき、直近事業年度における員外貸出の適合状況を算出する。ただし、「農業協同組合法第10条第20項の規定に基づく主務大臣の指定する農業協同組合連合会」（平成17年金融庁・農林水産省告示第1号）に基づき主務大臣の指定する農業協同組合連合会にあっては100分の15とする。
- 2 「事業年度における員外貸出の総額」は、農協法第10条第20項の規定に係るものを除く。
- 3 「連合会で定める信用事業規程」の「当該連合会の規定による貸出先以外への貸出金額」の「件数及び金額」については、検査基準日現在の規定違反貸出件数、金額を集計したものを記載する。

〔漁業協同組合連合会用〕

(7 - B) 員外貸出の遵守状況

根 拠 法 令 等	法令等の要旨(基準算式等)	件数及び金額
水協法第87条第 9 項	事業年度における員外貸出の総額 (平残) $\leq$ 当該事業年度における組 合員貸出総額 (平残) $\times 100/100$	限度額 千円 貸出額 千円
連合会で定める 信用事業規程	当該連合会の規定による貸出先以外 への貸出金額 (検査基準日： 年 月 日)	件 千円

〔作成要領〕

- 1 「事業年度における員外貸出の総額」は、水協法第87条第 9 項の規定に基づき、直近事業年度における員外貸出の適合状況を算出する。
- 2 「事業年度における員外貸出の総額」は、水協法第87条第11項の規定に係るものを除く。
- 3 「連合会で定める信用事業規程」に定める「当該組合の規定による貸出先以外への貸出金額」の「件数及び金額」については、検査基準日現在の規定違反貸出件数、金額を集計したものを記載する。

8 総資産の自己査定の正確性（ 年 月末・単体ベース）

（１）総資産の検査官査定結果（検査官査定に基づく償却・引当処理実施前）

（単位：千円）

資 産	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
買入金銭債権					
金 銭 の 信 託					
有 価 証 券					
うち貸付有価証券					
うち金融機関保証付私募債					
貸 出 金					
外 国 為 替					
そ の 他 資 産					
うち与信関連仮払金					
うち与信関連未収利息					
固 定 資 産					
うち不動産					
外 部 出 資					
債 務 保 証 見 返					
そ の 他					
貸倒引当金（▲）					
うち一般貸倒引当金（▲）					
その他の引当金（▲）					
資 産 合 計					
債 権 合 計					

（２）総資産の自己査定結果（自己査定に基づく償却・引当処理後）

（単位：千円）

資 産	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
買入金銭債権					
金 銭 の 信 託					
有 価 証 券					
うち貸付有価証券					
うち金融機関保証付私募債					
貸 出 金					
外 国 為 替					
そ の 他 資 産					
うち与信関連仮払金					
うち与信関連未収利息					
固 定 資 産					
うち不動産					
外 部 出 資					
債 務 保 証 見 返					
そ の 他					
貸倒引当金（▲）					
うち一般貸倒引当金（▲）					
その他の引当金（▲）					
資 産 合 計					
債 権 合 計					

(3) 検査官査定結果と自己査定結果の分類金額の相違状況 (1) - (2)
(単位: 千円)

(参考)

資 産	分 類 状 況				帳簿額
	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計	
買入金銭債権					
金 銭 の 信 託					
有 価 証 券					
うち貸付有価証券					
うち金融機関保証付私募債					
貸 出 金					
外 国 為 替					
そ の 他 資 産					
うち与信関連仮払金					
うち与信関連未収利息					
固 定 資 産					
うち不動産					
外 部 出 資					
債 務 保 証 見 返					
そ の 他					
貸倒引当金 (▲)					
うち一般貸倒引当金 (▲)					
その他の引当金 (▲)					
資 産 合 計					
債 権 合 計					

[作成要領]

- 表示されている資産科目以外に分類した科目があった場合には、当該科目を追加して記載する。
- 検査官が自己査定のチェックを行っていないものについては、連合会の自己査定額を追認し、その額をそのまま記載する。
- 資産控除されない特定債務者支援引当金繰入額（債権放棄方式）については、分類状況においてはⅠ分類としてカウントする。
- 「資産合計」欄は、各引当金を控除する。
- 「(1) 総資産の検査官査定結果」の「分類状況」欄は、ラインシート（検査提出資料 9-1-28 総与信調査表目次③）の検査官査定と自己査定のかい離状況をもとに、「(2) 総資産の自己査定結果」を加減して記載する。
- 「(2) 総資産の自己査定結果」の「債権合計」の「分類状況」欄は、連合会の自己査定の償却・引当後の金額であるが、個別貸倒引当金及び償却額を控除し、一般貸倒引当金は控除しない。
- 「(3) 検査官査定結果と自己査定結果の分類額の相違状況 (1) - (2)」の「債権合計Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、「10 債権等の自己査定の正確性及び償却・引当の適切性」の「(1) 債権」の「③差額 (①-②)」の「合計 (検査官査定による分類増減額) Ⅱ分類、Ⅲ分類、Ⅳ分類」と一致する。
- 「帳簿額」欄は、業務報告書数値と一致する。

9 総資産の自己査定の正確性（ 年 月末・連結ベース）

（１）総資産の検査官査定結果（検査官査定に基づく償却・引当処理実施前）

（単位：千円）

資 産	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
買入金銭債権					
金 銭 の 信 託					
有 価 証 券					
貸 出 金					
外 国 為 替					
そ の 他 資 産					
固 定 資 産					
うち 不 動 産					
外 部 出 資					
債 務 保 証 見 返					
そ の 他					
貸倒引当金（▲）					
うち一般貸倒引当金（▲）					
その他の引当金（▲）					
資 産 合 計					

（２）総資産の自己査定結果（自己査定に基づく償却・引当処理後）

（単位：千円）

資 産	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
買入金銭債権					
金 銭 の 信 託					
有 価 証 券					
貸 出 金					
外 国 為 替					
そ の 他 資 産					
固 定 資 産					
うち 不 動 産					
外 部 出 資					
債 務 保 証 見 返					
そ の 他					
貸倒引当金（▲）					
うち一般貸倒引当金（▲）					
その他の引当金（▲）					
資 産 合 計					

(3) 検査官査定結果と自己査定結果の分類金額の相違状況〔(1)－(2)〕

(単位：千円)

(参考)

資 産	分 類 状 況				帳簿額
	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計	
買入金銭債権					
金 銭 の 信 託					
有 価 証 券					
貸 出 金					
外 国 為 替					
そ の 他 資 産					
固 定 資 産					
うち 不 動 産					
外 部 出 資					
債 務 保 証 見 返					
そ の 他					
貸倒引当金 (▲)					
うち一般貸倒引当金 (▲)					
その他の引当金 (▲)					
資 産 合 計					

〔作成要領〕

- 1 表示されている資産科目以外に分類した科目があった場合には、当該科目を追加して記載する。
- 2 検査官が自己査定のチェックを行っていないものについては、連合会の自己査定額を追認し、その額をそのまま記載する。
- 3 資産控除されない特定債務者支援引当金繰入額（債権放棄方式）については、分類状況においてⅠ分類としてカウントする。
- 4 「資産合計」欄は、各引当金を控除する。
- 5 「(2)総資産の自己査定結果」の「分類状況」欄は、連合会の自己査定の償却・引当後の金額であるが、個別貸倒引当金を控除し、一般貸倒引当金は控除しない。したがって、「(1)総資産の検査官査定結果」についても、連合会（自己査定）の償却・引当（個別貸倒引当金）は控除して記載する。

10 債権等の自己査定の正確性及び償却・引当の適切性（ 年 月末・単体ベース）

（１）債権

① 検査官査定

（単位：百万円）

債務者区分	償却・引当処理前					償却・引当すべき額				
	債権計	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類
正常先	『i'』 ()	()	—	—	—	『h'』 ()	()	—	—	—
要注意先	『k'』 ()	()	()	—	—	『j'』 ()	()	()	—	—
うちその他	『o'』 ()	()	()	—	—	『n'』 ()	()	()	—	—
うち要管理先	『m'』 ()	()	()	—	—	『l'』 ()	()	()	—	—
破綻懸念先	()	()	()	『q'』 ()	—	()	—	—	『p'』 ()	—
実質破綻先	()	()	()	『t'』 ()	『u'』 ()	()	—	—	『r'』 ()	『s'』 ()
破綻先	()	()	()	『x'』 ()	『y'』 ()	()	—	—	『v'』 ()	『w'』 ()
合計						『e』				

② 自己査定

（単位：百万円）

債務者区分	償却・引当処理前					償却・引当額				
	債権計	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類
正常先	『i』 ()	()	—	—	—	『h』 ()	()	—	—	—
要注意先	『k』 ()	()	()	—	—	『j』 ()	()	()	—	—
うちその他	『o』 ()	()	()	—	—	『n』 ()	()	()	—	—
うち要管理先	『m』 ()	()	()	—	—	『l』 ()	()	()	—	—
破綻懸念先	()	()	()	『q』 ()	—	()	—	—	『p』 ()	—
実質破綻先	()	()	()	『t』 ()	『u』 ()	()	—	—	『r』 ()	『s』 ()
破綻先	()	()	()	『x』 ()	『y』 ()	()	—	—	『v』 ()	『w』 ()
合計						『f』				

③ 差額 (①－②)

(単位：百万円)

債務者区分	償却・引当後 債権残高	検査官査定による分類増減額				要追加償却・引当額				
		I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	計	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類
正常先	()	()	—	—	—	()	()	—	—	—
要注意先	()	()	()	—	—	()	()	()	—	—
うちその他	()	()	()	—	—	()	()	()	—	—
うち要管理先	()	()	()	—	—	()	()	()	—	—
破綻懸念先	()	()	()	()	—	()	—	—	()	—
実質破綻先	()	()	()	()	()	()	—	—	()	()
破綻先	()	()	()	()	()	()	—	—	()	()
合計	『a』		『b』	『c』	『d』	『g』				

償却・引当後債権残高 (非区分債権分)

百万円

[作成要領]

- 1 本表は、全債権ベースを記載する。
- 2 かつこ書きには、それぞれプロジェクト・ファイナンスに係る債権額、分類額及び償却・引当額を内書きで記載する
- 3 償却・引当処理前とは、個別貸倒引当金（部分直接償却を含む。）引当前の計数を記載する。したがって、直接償却、債権売却等による期中の不良債権処理については考慮しない（控除した額を記載する）ものとする。
- 4 償却・引当すべき額、償却・引当額及び要追加償却・引当額については特定海外債権引当勘定を含む。
- 5 償却・引当後債権残高には一般貸倒引当金は控除しない。
- 6 償却・引当後債権残高の合計には、非区分債権分も加算する。

(一般貸倒引当金の状況)

(単位：百万円)

検査官査定引当すべき額 a	自己査定引当額 b	要追加引当額 a － b

④ 分析結果

ア 自己査定と検査官査定の比較

(単位：件、%)

検査官査定件数 a	検査官査定と自己査定が相違した件数		検査官査定と自己査定の不一致割合	
	b	うち債務者区分が相違するもの c	b/a	うち債務者区分が相違するもの c/b

『

(査定にかかる抽出の状況)

	当連合会全体 a	当連合会の自己査定実施分	
		b	自己査定実施率 $b/a \times 100$
債務者等数			
債権残高			

(単位：件、百万円、%)

検査官査定実施分	
c	抽出率 $c/a \times 100$

『作成要領』 cは上記④ア表中のaの債務者等数である。

』

イ 自己査定の正確性

(単位：%)

	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅱ～Ⅳ合計
3 差額／債権残高	『(b)/(a)*100』	『(c)/(a)*100』	『(d)/(a)*100』	『(b)～(d)/(a)*100』

・ 貸出金分類額の増加率

(単位：千円、%)

自己査定 (a)	検査官査定 (b)	かい離額 (c)=(b)-(a)	増加率 (c)/(a)

『(a)及び(b)は、「8 総資産の自己査定の正確性」の貸出金の分類状況計を記入する。』

ウ 償却・引当の適切性

(単位：千円、%)

債権残高	要追加償却・引当額	不足率
『(a)』	『(g)』	『(g)/(a)*100』

・ 償却・引当額の増加率

(単位：千円、%)

自己査定 (a)	検査官査定 (b)	かい離額 (c)=(b)-(a)	増加率 (c)/(a)

エ 一般貸倒引当実績率

(単位：%)

		自己査定	検査官査定
正 常 先		『(h)/(i)*100』	『(h')/(i')*100』
要 注 意 先		『(j)/(k)*100』	『(j')/(k')*100』
うちその他要注意		『(n)/(o)*100』	『(n')/(o')*100』
うち要管理先		『(l)/(m)*100』	『(l')/(m')*100』

オ 破綻懸念先Ⅲ分類の個別貸倒引当実績率

(単位：%)

	自己査定	検査官査定
実 績 率	『(p)/(q)*100』	『(p')/(q')*100』

カ 実質破綻先Ⅲ、Ⅳ分類の償却・個別貸倒引当実績率

(単位：%)

	自己査定	検査官査定
実 績 率	『((r)+(s))/((t)+(u))*100』	『((r')+(s'))/((t')+(u'))*100』

キ 破綻先Ⅲ、Ⅳ分類の償却・個別貸倒引当実績率 (単位：％)

	自己査定	検査官査定
実 績 率	『 $((v)+(w))/((x)+(y))*100$ 』	『 $((v')+(w'))/((x')+(y'))*100$ 』

(2) 分類有価証券の明細

①検査官査定結果

(単位：千円)

項 目	帳 簿 額	分 類			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
国債					
地方債					
政府保証債					
金融債					
短期社債					
社債					
外国証券					
株式					
受益証券					
合 計					

②自己査定結果

(単位：千円)

項 目	帳 簿 額	分 類			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
国債					
地方債					
政府保証債					
金融債					
短期社債					
社債					
外国証券					
株式					
受益証券					
合 計					

③自己査定結果と検査官査定結果の差 (①－②)

(単位：千円)

項 目	帳 簿 額	分 類			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
国債					
地方債					
政府保証債					
金融債					
短期社債					
社債					
外国証券					
株式					
受益証券					
合 計					

[作成要領] 償却・引当後ベースとする。

① 検査官査定結果

(単位：千円)

項 目	帳簿額 A	分 類			時価 B'	差C' : (B'-A)
		Ⅱ分類	Ⅳ分類	計		
合 計						

(単位：千円)

項 目	帳簿額 A	分 類			時価 (B - B')	差 (C - C')
		Ⅱ分類	Ⅳ分類	計		
合 計						

〔作成要領〕 償却・引当後ベースとする。

11 外部確認

(1) 外部確認実施状況

外部確認実施数	回収数	未回収数

(2) 外部確認による残高不突合及び未回答の明細表

年 月 日

本支 所別	相手先別	種類別	連合会の 帳簿金額 (a)	確認による 報告残高 (b)	差 額 (a - b)	不突合等の理由
			円	円	円	
計						

(別添 3)

検査結果取りまとめ表参考資料様式例
(信用事業を行う協同組合連合会用)

〇〇信用〇〇協同組合連合会 検査結果取りまとめ表参考資料

(検査基準日 年 月 日)

目 次

- 1 指摘事項に対する被検査系統金融機関の認識
- 2 被検査系統金融機関と検査官との考え方の相違点
- 3 資産査定において、被検査系統金融機関と検査官の意見の一致をみなかった債務者に係る査定状況
- 4 有価証券等の状況（ 年 月末、償却後）
- 5 子会社等の状況
- 6 自己資本比率計算表
 - （1）単体自己資本比率の状況
 - （2）連結自己資本比率の状況
- 7 自己資本比率の状況・行政庁検査修正内訳表
（国内基準 単体・連結）
- 8 純資産勘定の状況
 - （1）単体ベース
 - （2）連結ベース
- 9 農協法（又は水協法）に基づく開示債権の状況
- 10 内部留保の状況
- 11 検証結果メモ
- 12 特記メモ

（注） 計数処理の留意事項

- （1）端数整理については、原則として金額は単位未満を切り捨てます。
また、諸比率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記入してください。ただし、自己査定結果に関する比率のうち、引当実績率は小数点以下第3位を四捨五入して、少数点以下第2位まで記入してください。
- （2）単位未満の計数がある場合には「0」、皆無又は当該計数がない場合は「－」と表示してください。
- （3）表中の合計欄については、端数調整せず、そのまま切り捨ててください。

1 指摘事項に対する被検査系統金融機関の事実認識

協同組合等検査基本要綱別記様式2－1の別紙2(確認書)を添付する。

2 被検査系統金融機関と検査官との考え方の相違点

項 目	被検査団体の考え方	検査官の考え方
(1) 経営管理（ガバナンス）態勢		
(2) 法令等遵守態勢		
(3) 利用者保護等 管理態勢		
(4) 統合的リスク 管理態勢		
(5) 自己資本管理 態勢		
(6) 信用リスク管 理態勢		

<次葉へ続く>

< 続き >

項 目	被検査団体の考え方	検査官の考え方
(7) 資産査定管理 態勢		
① 自己査定基準		
② 償却・引当基準		
③ 債務者区分		
④ 分類金額		
⑤ その他		

< 次葉へ続く >

<続き>

項 目	被検査団体の考え方	検査官の考え方
(8)市場リスク管理態勢		
(9)流動性リスク管理態勢		
(10)オペレーショナル リスク管理態勢		

[作成要領]

本表は、検査終了時において検査官指摘と連合会の見解が一致をみなかったものについて記載する。

なお、本表は、「意見申出制度」に係る審査資料になるので、留意すること。

3 資産査定において、被検査系統金融機関と検査官の意見の一致をみなかった債務者に係る査定状況

(単位：千円)

CIF番号等『債務者 名』	債権額	自己査定			検査官査定			償却・引当額		相違理由
		債務者区分	分類	金 額	債務者区分	分類	金 額	自己査定	検査官査定	
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				

〔作成要領〕 本表は、「被検査系統金融機関と検査官との考え方の相違点」の別紙資料であり、検査終了時において意見相違のままとなっている先すべてについて記載する。

4 有価証券等の状況(年 月末、償却後)

(1) 有価証券 (単位:百万円)

区 分		売 買 目 的	満期保有目的	子会社・関連会社	その他目的	合 計
国 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
地 方 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
政 府 保 証 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
金 融 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
社 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち短期社債	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち公社公団債	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち金融機関債	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち事業債	未 残					
	評価益					
	評価損					
新株予約権付社債	未 残					
	評価益					
	評価損					
株 式	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち上場株式	未 残					
	評価益					
	評価損					
外 国 証 券	未 残					
	評価益					
	評価損					
その他の証券	未 残					
	評価益					
	評価損					
小 計	未 残					
	評価益					
	評価損					
貸付有価証券	未 残					
	評価益					
	評価損					
有価証券計	未 残					
	評価益					
	評価損					

[作成要領]

- 1 「未残」には、期末の時価評価後の帳簿価額を記載する。
- 2 売買目的有価証券については、当期損益に含まれた「評価損益」を記載する。
- 3 「その他目的」の有価証券については、全部資本直入法、部分資本直入法の採用に関係なく本表に記載する。
- 4 満期保有目的、子会社・関連会社株式についても、時価のあるものは、評価損益を記載する。
- 5 「市場価格のない株式等」は、取得原価で記載する。

(2) 金銭の信託 (単位:百万円)

区 分		売買目的	満期保有目的	子会社・関連会社	その他目的	合 計
特定金銭信託	未 残					
	評価益					
	評価損					
金 外 信	未 残					
	評価益					
	評価損					
合 計	未 残					
	評価益					
	評価損					

5 子会社等の状況

(単位：千円)

CIF番号等 『子会社等名』	業 種	決 算 月	支配関係	総 資 産	資産査定結果（自己査定）			資産査定結果（検査官査定）			純資産勘定	グループからの 資金調達残高 (うち連合会)	グループからの 債務保証残高 (うち連合会)
					Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ			
												()	()
												()	()
												()	()
												()	()
												()	()
												()	()
												()	()
												()	()
												()	()

[作成要領]

- 1 本表は、子会社等の資産につき行政庁検査による検証を行った先について、記載する。
- 2 支配関係は、子会社、子法人等及び関連法人等の別を記載し、行政庁検査において新たに連結対象先として査定を行った先については、◎を付する。
- 3 「総資産」及び「純資産勘定」欄は直近決算ベースで記載すること（ただし、被検査系統金融機関と決算期が3か月超ずれている場合は、仮決算ベースで記載する。）。
- 4 「資産査定結果」欄は、直近決算における償却・引当後の総資産ベースで記載する。

6 自己資本比率計算表

〔農業協同組合連合会用〕
（１－Ａ）単体自己資本比率の状況

(単位：千円)		
項 目	自己査定結果 (前年度末)	検査官査定
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
措置に公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過よりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産（オン・バランス）項目		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%	%

〔作成要領〕

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 遡及適用又は誤謬(びゅう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。
- 他の金融機関等（「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号）第5条第3項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：千円)	
区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	
農林中央金庫の対象資本調達手段	
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	

〔農業協同組合連合会用〕
（２－Ａ）連結自己資本比率の状況

(単位：千円)		
項 目	自己査定結果 (前年度末)	検査官査定
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産（オン・バランス）項目		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%	%

- 〔作成要領〕
- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
 - 遡及適用又は誤謬(びゅう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。
 - 他の金融機関等（「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号）第13条第4項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：千円)	
区分	残高（末算）
対象普通出資等（に相当するもの）	
農林中央金庫の対象資本調達手段	
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	

〔漁業協同組合連合会用〕
（１－Ｂ）単体自己資本比率の状況

（単位：千円）		
項 目	自己査定結果 （前年度末）	検査官査定
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産（オン・バランス）項目		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%	%

- 〔作成要領〕
- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第1項及び第100条第1項において準用する法第11条の6第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
 - 遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。
 - 他の金融機関等（「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号）第5条第3項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

（単位：千円）	
区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	
農林中央金庫の対象資本調達手段	
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	

〔漁業協同組合連合会用〕
（２－Ｂ）連結自己資本比率の状況

(単位：千円)		
項 目	自己査定結果 (前年度末)	検査官査定
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 （イ）		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 （ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） （ハ）		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産（オン・バランス）項目		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 （ニ）		
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%	%

- 〔作成要領〕
- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第1項及び第100条第1項において準用する法第11条の6第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
 - 遡及適用又は誤謬(びゆう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。
 - 他の金融機関等（「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号）第13条第4項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：千円)	
区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	
農林中央金庫の対象資本調達手段	
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	

7 自己資本比率の状況・行政庁検査修正内訳表
(国内基準 単体)

(単位：千円)

項目及び当連合会計上額 (a)	行政庁検査結果による修正項目	修正金額 (b)	行政庁検査結果 (a + b)
コア資本に係る 基礎項目の額 千円	要追加償却額・個別貸倒引当金 (債権額Ⅲ・Ⅳ分類額) 要追加特定債務者支援引当金 (Ⅲ・Ⅳ分類額) 一般貸倒引当金増減額 (債権額Ⅰ・Ⅱ分類額) 要追加直接償却額 (有価証券等Ⅳ分類額) 要追加投資損失引当金 (有価証券等Ⅲ分類額) 要追加直接償却・引当額 (所有不動産Ⅳ分類額) 要追加直接償却・引当額 (その他の資産Ⅳ分類額) 要追加偶発損失引当金 (債権流動化等Ⅲ・Ⅳ分類額) 要追加貸信勘定Ⅳ分類額 (特別留保金を超える部分) 要追加合同勘定Ⅳ分類額 (債権償却準備金を超える部分) 一般貸倒引当金増減額 (作成要領1)		コア資本に係る 基礎項目の額 千円
コア資本に係る 調整項目の額 千円			コア資本に係る 調整項目の額 千円
資産リスクアセット 千円	要追加償却額・個別貸倒引当金 (債権額Ⅲ・Ⅳ分類) 要追加直接償却額 (有価証券等Ⅳ分類額) 要追加直接償却額 (所有不動産Ⅳ分類額) 要追加直接償却額 (その他の資産Ⅳ分類額)		資産リスクアセット 千円
オフバランス取引 千円	要追加貸信勘定及び合同勘定Ⅳ分類 額×50%		オフバランス取引 千円
派生商品取引 千円			派生商品取引 千円
オペレーショナル・リスク 千円			オペレーショナル・リスク 千円

〔作成要領〕

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号)第2条、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号)第2条の算式の分母の信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%が限度であることに留意する。
- 有価証券等には、買入金銭債権及び貸付債権信託受益権を含む。
- 修正項目は、必要に応じ、適宜追加すること。

(国内基準 連結)

(単位：千円)

項目及び当連合会計上額 (a)	行政庁検査結果による修正項目	修正金額 (b)	行政庁検査結果 (a + b)
コア資本に係る 基礎項目の額 千円	要追加償却額・個別貸倒引当金 (債権額Ⅲ・Ⅳ分類額) 要追加特定債務者支援引当金 (Ⅲ・Ⅳ分類額) 一般貸倒引当金増減額 (債権額Ⅰ・Ⅱ分類額) 要追加直接償却額 (有価証券等Ⅳ分類額) 要追加投資損失引当金 (有価証券等Ⅲ分類額) 要追加直接償却・引当額 (所有不動産Ⅳ分類額) 要追加直接償却・引当額 (その他の資産Ⅳ分類額) 要追加偶発損失引当金 (債権流動化等Ⅲ・Ⅳ分類額) 要追加貸信勘定Ⅳ分類額 (特別留保金を超える部分) 要追加合同勘定Ⅳ分類額 (債権償却準備金を超える部分) 一般貸倒引当金増減額 (作成要領 1)		コア資本に係る 基礎項目の額 千円
コア資本に係る 調整項目の額 千円			コア資本に係る 調整項目の額 千円
資産リスクアセット 千円	要追加償却額・個別貸倒引当金 (債権額Ⅲ・Ⅳ分類) 要追加直接償却額 (有価証券等Ⅳ分類額) 要追加直接償却額 (所有不動産Ⅳ分類額) 要追加直接償却額 (その他の資産Ⅳ分類額) 税効果相当額増減額		資産リスクアセット 千円
オフバランス取引 千円	要追加貸信勘定及び合同勘定Ⅳ分類 額×50%		オフバランス取引 千円
派生商品取引 千円			派生商品取引 千円
オペレーショナル・リスク 千円			オペレーショナル・リスク 千円

〔作成要領〕

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号)第10条、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号)第10条の算式の分母の信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%が限度であることに留意する。
- 有価証券等には、買入金銭債権及び貸付債権信託受益権を含む。
- 修正項目は、必要に応じ、適宜追加すること。

8 純資産勘定の状況
(1) 単体ベース

(単位：千円)

項 目	当連合会計上額 a	行政庁検査結果による修正項目	同修正金額 b	a + b
出資金				
回転出資金				
資本準備金				
再評価積立金				
利益剰余金		要追加償却額・個別貸倒引当金（債権額Ⅲ・Ⅳ分類額）		
		要追加特定債務者支援引当金（Ⅲ・Ⅳ分類額）		
		一般貸倒引当金増減額（債権額Ⅰ・Ⅱ分類額）		
		要追加直接償却額（有価証券等Ⅳ分類額）		
		要追加投資損失引当金（有価証券等Ⅲ分類額）		
		要追加直接償却・引当額（所有不動産Ⅳ分類額）		
		要追加直接償却・引当額（その他の資産Ⅳ分類額）		
		要追加偶発損失引当金（債権流動化等Ⅲ・Ⅳ分類額）		
		要追加貸信勘定Ⅳ分類額（特別留保金を超える部分）		
		要追加合同勘定Ⅳ分類額（債権償却準備金を超える部分）		
		税効果相当額増減額		
		その他含み損益・有価証券		
		〃 ・不動産		
		〃 ・その他		
		〃 ・オフバランス（その他）		
処分未済持分				
その他有価証券評価差額金				
繰延ヘッジ損益				
土地再評価差額金				
純資産の部合計				

〔作成要領〕 その他含み損益は、総資産の各勘定残高に対し、要追加償却・引当額を反映させた後、残存する含み損益について記載する。

(2) 連結ベース

(単位：千円)

項 目	当連合会計上額 a	行政庁検査結果による修正項目	同修正金額 b	a + b
出資金				
資本剰余金				
利益剰余金		要追加償却額・個別貸倒引当金（債権額Ⅲ・Ⅳ分類額）		
		一般貸倒引当金増減額（債権額Ⅰ・Ⅱ分類額）		
		要追加直接償却額（有価証券等Ⅳ分類額）		
		要追加投資損失引当金（有価証券等Ⅲ分類額）		
		要追加直接償却・引当額（所有不動産Ⅳ分類額）		
		要追加直接償却・引当額（その他の資産Ⅳ分類額）		
		要追加偶発損失引当金（債権流動化等Ⅲ・Ⅳ分類額）		
		要追加貸信勘定Ⅳ分類額（特別留保金を超える部分）		
		要追加合同勘定Ⅳ分類額（債権償却準備金を超える部分）		
		税効果相当額増減額		
		その他含み損益・有価証券		
		〃 ・不動産		
		〃 ・その他		
		〃 ・オフバランス（その他）		
処分未済持分				
子会社所有親連合会出資金				
その他有価証券評価差額金				
繰延ヘッジ差損				
土地再評価差額金				
少数株主持分				
純資産の部合計				

[作成要領] その他含み損益は、総資産の各勘定残高に対し、要追加償却・引当額を反映させた後、残存する含み損益について記載する。

9 農協法（又は水協法）に基づく開示債権の状況

（単位：百万円、％）

区 分	前 々 年 度 末		前 年 度 末	
	債 務 者 数	金 額	債 務 者 数	金 額
農協法（又は水協法）に基づく開示債権				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権				
危険債権				
三月以上延滞債権				
貸出条件緩和債権				
計（A）				
正常債権				
貸倒引当金（B）				
うち個別貸倒引当金				
B／A				

〔作成要領〕 1 債権額は、ディスクロベースで、直接償却額控除後の額を記入すること。

2 貸倒引当金は、信用事業に係るものを記入すること。

10 内部留保等の状況

(単位：千円、%)

		前々年度末			前年度末		
		繰入又は 積立額	戻入又は 取崩額	差引内部 留保額	繰入又は 積立額	戻入又は 取崩額	差引内部 留保額
損 費 処 分 留 保 額	貸倒引当金						
	相互援助積立金 (農業協同組合連合会のみ)						
	退職給付引当金						
	役員退職慰労引当金						
	減価償却						
	商品有価証券売買損失引当金						
	金融商品取引責任準備金						
利 益 処 分 留 保 額	資本準備金						
	利益準備金						
	任意積立金						
	(うち 積立金)						
	(うち 積立金)						
	(うち 積立金)						
	繰越剰余金						
	回転出資金						
計							
合 計				(A)			(A)
当 期 剰 余 金							
損費処分留保額							
計 (B)				(B)			(B)
内部留保率(A)／(B)				%			%

11 検証結果メモ

被検査連合会：_____
 本支店名：_____
 検査官名：_____

(作成基準)

- ☐ 大口与信先
- ☐ 債務者区分相違
- ☐ 分類金額相違
- ☐ 償却・引当
- ☐ ディスクロ
- ☐ その他()

変更事由

- ☐ 1 財務分析不足
- ☐ 2 債務者実態把握不十分
- ☐ 3 自己査定基準の不備
- ☐ 4 保証能力検討不十分
- ☐ 5 担保評価不正確
- ☐ 6 自己査定基準の適用誤り
- ☐ 7 単純な事務ミス
- ☐ 8 仮基準日以降の未補正
- ☐ 9 その他 ()

主力・準主力・その他 (シェア %)

単位:千円

債 務 者 名		業 種		純財産(年 月期 実態):		キャッシュフロー(調整後):		
債権額		検 査 官 査 定 (a)		自 己 査 定 (b)		(a) - (b)	条件変更の内容	実態資金使途
		正 要 要 管 懸 実 破		正 要 要 管 懸 実 破				
千円		I		I			☐ 手貸・当貸の固定化	☐ 赤字補填資金
		II		II			☐ 期限延長	☐ 動・不動産
		III		III			☐ テールヘビー	☐ プロジェクト
		IV		IV			☐ 元本据置	☐ 株式
		計		計			☐ 金利減免 ☐ その他()	☐ 関連会社貸付 ☐ その他()

← 貸出、債務保証見返、未収利息、仮払金、外国為替、貸付有価証券、保証付私募債の合計 →

自己査定 (正、要、要管、懸、実破、破)

要管先の開示額(本数:) 千円

◎債務者区分(ディスクロ)判定根拠

◎分類額算出根拠

検査官査定 (正、要、要管、懸、実破、破)

要管先の開示額(本数:) 千円

(参考係数)

◎債務者区分(ディスクロ)判定根拠(業況、財務内容、返済履行状況、再建の見通し等)

◎分類額算出根拠(Ⅲ・Ⅳ分類額の新規発生及び増額の場合には、その算定根拠を簡記)

〔問題点〕

検証結果メモ作成基準

1 作成上の留意事項

次の事項を必ず織り込んで、特記の内容を簡潔かつ明確に記載する。

- (1) 重要な事実関係及び事実関係の認定
債務者の概況、組合との取引経緯、問題となった貸付金（例：「時点・・・いつの貸付金が問題なのか」）
- (2) 当連合会の取引姿勢
融資取扱、仕振り上の問題点
- (3) 保全措置を含めた分類の根拠、算出方法
- (4) 自己査定を変更したもの
 - ①当連合会側の分類根拠
 - ②検査官の判定理由・根拠
 - ・自己査定の正確性
 - ・自己査定変更の理由
 - ・自己査定及び償却・引当の適切性の判断に影響を及ぼす問題点
 - ・分類根拠
 - ・償却・引当の正確性と算定根拠

2 作成基準

検証結果メモを要する貸出金は、分類の有無に関わらず次の事項に該当するものを記載する。

- (1) 審査管理に特に問題があるもの
 - ア 情実的なもの（架空又は他人名義の貸出、新旧役員に対するもので不当なもの、親密企業に対するもの）
 - イ 資金使途の大幅な流用を見逃しているもの
 - ウ 事業計画、資金計画の欠陥又は不明確を見逃しているもの
 - エ 返済財源を流用されているもの
 - オ 返済財源の検討が不十分なもの（財務分析不足）
 - カ 信用調査の疎漏なもの（債務者実態把握不十分）
 - キ 多額の粉飾決算を見逃しているもの
 - ク 保全措置に重大な誤りを犯しているもの（担保の実地調査を怠り処分困難、価値の著しく低い物件を入担しているもの、評価額を著しく高上しているもの、登記手続の遅延等：担保評価不正確）
 - ケ 知名人、資産家、紹介者に引きずられ実態把握を怠ったもの
 - コ 政治資金、貸金業者に対するもの
 - サ 決算対策としての利息手形等であるもの
 - シ 子会社等貸付で不当なもの
 - ス 異常な金利、極端な長期貸付、大幅な条件変更をしているもの
 - セ 自己査定基準の不備
 - ソ 自己査定基準の適用誤り
 - タ 保証能力検討不十分
 - チ 重大事象補正漏れ
 - ツ 経営判断によるもの
 - テ 単純事務ミス
 - ト その他
- (2) 法令通達等に抵触するもの
 - ア 金融諸法規に抵触するもの（導入預金、浮貸等）
 - イ その他法令、通達に抵触するもの（大口信用供与規制等）
- (3) 内部規定に違反するもの
 - ア りん議手続き及び条件違反のもの
 - イ その他重要な内部規定に違反するもの
- (4) 不祥事件等に関連するもの（トラブル解決資金等）
- (5) 自己査定と検査官査定で債務者区分や分類額が相違したもののうち、
 - ア 債務者区分、分類区分、分類額を変更した先で、分類額が 百万円以上のもの
 - イ 債務者区分等を変更した先で、分類額のかい離が 百万円以上のもの
 - ウ ただし、Ⅲ・Ⅳ分類額についてはかい離額が 百万円以上のもの
 - エ 関連会社で、債務者区分等を変更した先
 - オ 償却・引当の誤り

なお、これにより不都合が生じた場合は金額の変更等もありうる。
- (6) 不良債権のディスクロージャーの回避を行っているもの

12.特記メモ

被検査連合会名：
担当部課等名：
担当検査官名：

主 力・準主力・その他	上 場・非上場	会 員・員 外
-------------	---------	---------

特記等区分	1. 作成基準	☐ ① 新規債務者区分 ☐ ⑤ 分類金額相違 ☐ ⑨ 償却・引当不足等	☐ ② 新規分類 ☐ ⑥ 査定軽減 ☐ ⑩ その他(格付随時見直し漏れ)	☐ ③ 大口貸出先 ☐ ⑦ 時点修正漏れ	☐ ④ 債務者区分相違 ☐ ⑧ Ⅲ分類未引当
	2. 変更事由	☐ ① 財務分析不足 ☐ ④ 保証能力検討不十分 ☐ ⑦ 事務ミス等	☐ ② 債務者実態把握不十分 ☐ ⑤ 担保評価不正確 ☐ ⑧ 仮基準日以降の未補正	☐ ③ 自己査定基準不備 ☐ ⑥ 自己査定基準適用誤 ☐ ⑨ その他(再建計画検証不十分)	

債務者区分等・与信・査	債務者(業種)：									
	科 目	基準日残高	① 検査結果	② 自己査定	相違額等①－②	③前回検査分類	備考・保全等			
	貸出金	I								
	未収利息	II								
	債務保証	III								
		IV								

- (作成基準)
- ☐ 大口与信先
☐ 債務者区分相違
☐ 分類金額相違
☐ 償却・引当
☐ ディスクロ
☐ その他

(

変更事由
☐ 1 財務分析不足
☐ 2 債務者実態把握不十分
☐ 3 自己査定基準の不備
☐ 4 保証能力検討不十分
☐ 5 担保評価不正確
☐ 6 自己査定基準の適用誤り
☐ 7 単純な事務ミス
☐ 8 仮基準日以降の未補正
☐ 9 その他
()

)

主力・準主力・その他(シェアー				%)		単位:千円		
債務者名		業 種		純財産(年 月期 実態):		キャッシュフロー(調整後):		
債権額		検査官査定(a)		自己査定(b)		(a)-(b)	条件変更の内容	実態資金使途
		正 要 要管 懸 実 破		正 要 要管 懸 実 破				
千円		I		I			☐ 手貸・当貸の固定化 ☐ 期限延長 ☐ テールヘビー ☐ 元本据置 ☐ 金利減免 ☐ その他()	☐ 赤字補填資金 ☐ 動・不動産 ☐ プロジェクト ☐ 株式 ☐ 関連会社貸付 ☐ その他()
		II		II				
		III		III				
		IV		IV				
		計		計				

← 貸出、債務保証見返、未収利息、仮払金、外国為替、貸付有価証券、保証付私募債の合計 →

自己査定 (正、要、要管、懸、実破、破) 要管先の開示額(本数:) 千円
◎債務者区分(ディスクロ)判定根拠

◎分類額算出根拠

検査官査定 (正、要、要管、懸、実破、破) 要管先の開示額(本数:) 千円
(参考係数)

◎債務者区分(ディスクロ)判定根拠(業況、財務内容、返済履行状況、再建の見通し等)

◎分類額算出根拠(Ⅲ・Ⅳ分類額の新規発生及び増額の場合には、その算定根拠を簡記)

〔問題点〕